

四半期決算短信様式・作成要領

■ 目 次

■ 凡 例	3
■ 本要領の適用時期	3
■ 本作成要領の利用にあたっての留意事項	3
■ 四半期決算短信（サマリー情報）様式	4
□ 四半期第 1 号様式〔日本基準〕（連結）	4
（記載上の注意）	6
□ 四半期第 2 号様式〔日本基準〕（非連結）	8
（記載上の注意）	10
□ 四半期第 3 号様式〔IFRS〕（連結）	12
（記載上の注意）	14
□ 四半期第 4 号様式〔米国会計基準〕（連結）	16
（記載上の注意）	18
□ 四半期第 5 号様式〔日本基準〕（連結）（特定 2 Q）	20
（記載上の注意）	22
■ 四半期決算短信等の作成要領	24
□ 1. 開示内容	24
（1）サマリー情報	25
サマリー情報における四半期レビュー手続の実施状況に関する表示について	25
サマリー情報における業績予想の開示について	26
サマリー情報における配当状況の開示について	26
〔会社法上の配当規制に関する留意事項〕	27
（2）添付資料	28
〔東証が必須の内容として開示を要請する事項〕	28
〔投資者ニーズに踏まえた開示が求められる事項〕	30
（3）その他の留意点	30
〔短信以外に投資者ニーズを踏まえた対応が求められる事項〕	30
〔他の項目の開示義務の対象となる内容を開示する場合の取扱い〕	31
□ 2. 開示時期	32
〔四半期決算短信の開示時期の集中について〕	32
〔四半期報告書の提出遅延について〕	32
〔四半期報告書の提出期限の延長に係る開示について〕	32
〔四半期決算短信の追加開示について〕	32
□ 3. 開示内容の変更・訂正	33
〔訂正時の開示方法〕	33
□ 4. 説明会資料等の公平な情報提供	33
〔マザーズ上場会社の会社説明会開催義務〕	33
□ 5. T D n e t への登録方法	34
■ 四半期決算短信等の作成、開示にあたっての Q & A	35

■ 凡 例

金 商 法・・・金融商品取引法
金 商 法 施 行 令・・・金融商品取引法施行令
開 示 府 令・・・企業内容等の開示に関する内閣府令
開示ガイドライン・・・企業内容等の開示に関する留意事項について（金融庁総務企画局）
規 制 府 令・・・有価証券の取引等の規制に関する内閣府令
財 表 規 則・・・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
連 結 財 規・・・連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
中 間 財 規・・・中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
中 間 連 結 財 規・・・中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
四 半 期 財 規・・・四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
四 半 期 連 結 財 規・・・四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
上 場 規 程・・・有価証券上場規程
施 行 規 則・・・有価証券上場規程施行規則
I F R S・・・連結財規第 9 3 条に規定する指定国際会計基準

■ 本要領の適用時期

- ・ 四半期決算に係る適時開示の見直しについては、平成 2 2 年 6 月末日以後に終了する四半期決算から適用します。また、平成 2 2 年 6 月末日以前に終了する四半期決算のうち、改正後規則の施行日以降の発表分から早期適用できるものとします。

決算期末	初回適用となる四半期
3 月 3 1 日 ～ 6 月 2 9 日	第 1 四半期
6 月 3 0 日 ～ 9 月 2 9 日	第 4 四半期（ ）
9 月 3 0 日 ～ 1 2 月 3 0 日	第 3 四半期
1 2 月 3 1 日 ～ 3 月 3 0 日	第 2 四半期

（ ） 1 事業年度が 1 2 か月超となっている場合のみ。

通期決算に係る適時開示の見直しに係る改正規則については、平成 2 3 年 3 月 1 日以後に終了する通期決算から適用します（早期適用はできません。）。また、通期決算短信様式・作成要領その他実務上の取扱い等については、四半期決算に係る適時開示の見直し後の実務の状況を踏まえた検討を行い、平成 2 2 年中を目途に別途通知することを予定しています。

■ 本作成要領の利用にあたっての留意事項

- ・ 本作成要領のうち、四半期決算短信（サマリー情報）様式は、上場規程に基づく東証所定の様式として定められているものです。なお、記載上の注意に従って作成することが必要となります。
- ・ 本作成要領のうち、四半期決算短信（サマリー情報）様式以外の箇所は、上場会社が四半期決算に係る適時開示を行うにあたっての留意事項及び東証からの要請事項を示すものであり、個別の事情に応じて、これと異なる取扱いとすることを妨げるものではありません。

□ 四半期第1号様式〔日本基準〕(連結)

平成**年**月**日

上場取引所 東・大・名・福・札・JQ

U R L <http://>

問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL)**(****)****

四半期決算説明会開催の有無 : 有・無(○○○向け)

(百万円未満切捨て)

(1) 連結經營成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

(2) 連結財政状態

(参考)自己資本	**年*月期第*四半期	百万円	**年*月期	百万円
----------	-------------	-----	--------	-----

2. 配当の状況

(注)当四半期における配当予想の修正有無 : ☒有・無

(%表示は、通期は対前期、第2四半期(累計)は対前年同四半期増減率)

(注)当四半期における業績予想の修正有無 : ☒有・無

4. その他（詳細は、【添付資料】P.**「その他」をご覧ください。）

(1) 当四半期中における重要な子会社の異動：有・☐無

新規 社（社名）、除外 社（社名）

（注）当四半期会計期間における連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動の有無となります。

(2) 簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用：有・☐無

（注）簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用の有無となります。

(3) 会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

会計基準等の改正に伴う変更：有・☐無

以外の変更：有・☐無

（注）「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載される四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更の有無となります。

(4) 発行済株式数（普通株式）

期末発行済株式数(自己株式を含む)

期末自己株式数

期中平均株式数(四半期累計)

**年*月期*Q	株	**年*月期	株
**年*月期*Q	株	**年*月期	株
**年*月期*Q	株	**年*月期*Q	株

(四半期レビュー手続の実施状況に関する表示)

(業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項)

(対 象)

- ・日本基準の連結財務諸表作成会社の第1四半期、第2四半期、第3四半期の決算を対象とする（特定事業会社の第2四半期の決算を除く。）。

(記載上の注意)

全般	
(開示対象ファイル)	・ P D F ファイル及び X B R L ファイルを作成し、開示してください。
(ページ番号等の表示)	・ 四半期決算短信 (サマリー情報) にページ番号、目次、ヘッダー情報を付す必要はありません。 ・ 1 ページ目に「 3 . 連結業績予想 」までを記載してください (注意文言等は、 2 ページ目の所定の内容の後に記載又は 3 ページ目を追加し記載してください。)
(ロゴマーク等の表示)	・ 自社ロゴマーク等を掲載することができます。 ・ 公益財団法人財務会計基準機構に加入している場合、 1 ページ目の右上に会員マークを掲載するようにしてください。 規程第 4 0 9 条の 2、施行規則第 4 1 0 条の 2 参照 未加入の場合には、会員マークを掲載できません。
(様式の改変、追加)	・ 様式の定める内容が自社の勘定科目にない場合、これに相当する勘定科目を記載してください。 ・ 様式の定める内容のほか、任意でハイライト情報や個別情報など投資者の投資判断上有用な情報を追加することができます。
(1 株当たり指標)	・ 1 株当たり指標は、「 1 株当たり当期純利益に関する会計基準」及び同適用指針に基づき算出した数値を記載してください 銭未満を原則として四捨五入
表題等部分	
(配当支払開始予定日)	・ 当四半期末を基準日とする配当を行う場合に記載してください。 ・ 配当支払開始予定日が未定の場合は、「未定」としてください。 当四半期末を基準日とする配当を行わない場合は、「 - 」としてください。
(四半期決算補足説明資料の作成有無)	・ 四半期決算短信 (サマリー情報) 及び四半期決算短信 (添付資料) 以外に四半期決算に係る説明会資料などの補足説明資料の作成有無 (予定している場合も含む。) を表示してください。
(四半期決算説明会の開催有無)	・ 四半期決算に係る説明会の開催有無 (予定している場合も含む。) を表示してください。 必要に応じて説明会の対象者の種別を記載することができます。
連結経営成績	
(連結経営成績)	・ 累計情報を記載してください。
連結財政状態	
(指標の計算方法)	・ 連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・ 総 資 産 = 資産合計 ・ 純 資 産 = 純資産合計 ・ 自己資本 = 純資産合計 - 新株予約権 - 少数株主持分 ・ 自己資本比率 = (自己資本 / 資産合計) × 1 0 0
配当状況	
(配当状況)	・ 配当状況欄のうち、配当しない基準日は以下のとおり記載してください。 ・ 定款に四半期配当の定めがある場合は「 0 . 0 0 」 ・ 定款に四半期配当の定めがない場合は「 - 」を記載してください。 ・ 年 5 回以上配当を行う場合又は四半期末以外を基準日とする場合には、配当状況の欄外にその旨を記載し、その内容をサマリー情報に 3 ページ目を追加し記載してください。
(配当予想)	・ 前年度に係る通期決算短信において当期配当予想を開示している場合、配当状況欄において、最新の当期配当予想値を開示してください。 ・ 四半期決算短信の開示と同日に配当予想の修正を行う場合は、「当四半期における配当予想の修正有無」を有とした上で、別途開示を行う必要があります。 ・ 配当予想額を未定とする場合は「 - 」を記入し、欄外に配当予想額が未定である旨を記載してください。 ・ 配当予想を開示しない場合はその旨及びその理由をサマリー情報及び添付資料に記載してください。
連結業績予想	
(連結業績予想)	・ 前年度に係る通期決算短信において当期業績予想を開示している場合、業績予想欄を設けて、最新の当期業績予想値を開示してください。

	・四半期決算短信の開示と同日に業績予想の修正を行う場合は、「当四半期における業績予想の修正有無」を有としてください。なお、業績予想の修正が所定の基準以上となる場合は、別途開示を行う必要があります。 ・四半期決算短信の開示と同日に業績予想の修正を行う場合は、「当四半期における業績予想の修正有無」を有としてください。 業績予想を開示しない場合はその旨及びその理由をサマリー情報及び添付資料に記載してください。
その他	
(会計処理の原則・手続 ・表示方法等の変更)	・当四半期における「連結の範囲・持分法適用の範囲」以外の四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更有無を記載してください(「表示方法の変更」は記載の対象外となります。) 会計基準を早期適用する場合は、「 以外の変更」に該当します。
(発行済株式数)	・当四半期末及び前年度末における普通株式の期末発行済株式数(自己株式を含む。)及び期末自己株式数を記載してください。 ・当四半期(累計)及び前年同四半期(累計)の普通株式の期中平均株式数(1株当たり四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数)を記載してください。 記載は1株単位で行ってください。
特記事項	
(四半期レビュー手続の実 施状況の表示)	・東証からの要請を参照して記載してください。
(業績予想の適切な利用に 関する説明)	・東証からの要請を参照して記載してください。
(その他特記事項)	・投資者が四半期決算の内容を適切に理解するうえで特に必要な事項を記載してください。

上場規程上、この記載上の注意に従って作成することが必要となります。

□ 四半期第2号様式〔日本基準〕(非連結)

平成**年*月期 第*四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)

平成**年**月**日

上場会社名 ○○○○○株式会社 上場取引所 東・大・名・福・札・JQ
 コード番号 **** URL http://
 代表者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○
 問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL)**(****)****
 四半期報告書提出予定日 平成**年**月**日 配当支払開始予定日 平成**年**月**日
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : ☒ 有・無
 四半期決算説明会開催の有無 : ☒ 有・無 (○○○向け)

(百万円未満切捨て)

1. 平成**年*月期第*四半期の業績 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(1) 経営成績 (累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
**年*月期第*四半期				
**年*月期第*四半期				

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益
	円 銭	円 銭
**年*月期第*四半期		
**年*月期第*四半期		

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
**年*月期第*四半期				
**年*月期				

(参考)自己資本 **年*月期第*四半期 百万円 **年*月期 百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期 末	合 計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
**年*月期					
**年*月期					
**年*月期(予想)					

(注)当四半期における配当予想の修正有無 : ☒ 有・無

3. 平成**年*月期の業績予想 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(%表示は、通期は対前期、第2四半期(累計)は対前年同四半期増減率)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	円 銭
第2四半期(累計)					
通 期					

(注)当四半期における業績予想の修正有無 : ☒ 有・無

4. その他（詳細は、【添付資料】P.**「その他」をご覧ください。）

(1) 簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用 : 有・☐無

(注) 簡便な会計処理及び四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用の有無となります。

(2) 会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

会計基準等の改正に伴う変更 : 有・☐無

以外の変更 : 有・☐無

(注) 「四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載される四半期財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更の有無となります。

(3) 発行済株式数（普通株式）

期末発行済株式数(自己株式を含む)

期末自己株式数

期中平均株式数(四半期累計)

**年*月期*Q	株	**年*月期	株
**年*月期*Q	株	**年*月期	株
**年*月期*Q	株	**年*月期*Q	株

(四半期レビュー手続の実施状況に関する表示)

(業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項)

(对 象)

- ・ 日本基準の連結財務諸表非作成会社の第1四半期、第2四半期、第3四半期の決算を対象とする。

（記載上の注意）

全般	
(開示対象ファイル)	・PDFファイル及びXBRLファイルを作成し、開示してください。
(ページ番号等の表示)	・四半期決算短信(サマリー情報)にページ番号、目次、ヘッダー情報を付す必要はありません。 ・1ページ目に「3. 連結業績予想」までを記載してください(注意文言等は、2ページ目の所定の内容の後に記載又は3ページ目を追加し記載してください。)
(ヘッダーの表示)	・四半期決算短信(サマリー情報)にヘッダー情報を付す必要はありません。
(ロゴマーク等の表示)	・自社ロゴマーク等を掲載することができます。 ・公益財団法人財務会計基準機構に加入している場合、1ページ目の右上に会員マークを掲載するようにしてください。 規程第409条の2、施行規則第410条の2参照 未加入の場合には、会員マークを掲載できません。
(様式の改変、追加)	・様式の定める内容が自社の勘定科目にない場合、これに相当する勘定科目を記載してください。 ・様式の定める内容のほか、任意でハイライト情報や個別情報など投資者の投資判断上有用な情報を追加することができます。
(1株当たり指標)	・1株当たり指標は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」及び同適用指針に基づき算出した数値を記載してください。 銭未満を原則として四捨五入
表題等部分	
(配当支払開始予定日)	・当四半期末を基準日とする配当を行う場合に記載してください。 ・配当支払開始予定日が未定の場合は、「未定」としてください。 当四半期末を基準日とする配当を行わない場合は、「-」としてください。
(四半期決算補足説明資料の作成有無)	・四半期決算短信(サマリー情報)及び四半期決算短信(添付資料)以外に四半期決算に係る説明会資料などの補足説明資料の作成有無(予定している場合も含む。)を表示してください。
(四半期決算説明会の開催有無)	・四半期決算に係る説明会の開催有無(予定している場合も含む。)を表示してください。 必要に応じて説明会の対象者の種別を記載することができます。
経営成績	
(経営成績)	・累計情報を記載してください。
財政状態	
(財政状態)	・当四半期末及び前年度末の状況を記載してください。
(指標の計算方法)	・財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・総資産 = 資産合計 ・純資産 = 純資産合計 ・自己資本 = 純資産合計 - 新株予約権 ・自己資本比率 = (自己資本 / 資産合計) × 100
配当状況	
(配当状況)	・配当状況欄のうち、配当しない基準日は以下のとおり記載してください。 ・定款に四半期配当の定めがある場合は「0.00」 ・定款に四半期配当の定めがない場合は「-」を記載してください。 ・年5回以上配当を行う場合又は四半期末以外を基準日とする場合には、配当状況の欄外にその旨を記載し、その内容をサマリー情報に3ページ目を追加し記載してください。
(配当予想)	・前年度に係る通期決算短信において当期配当予想を開示している場合、配当状況欄において、最新の当期配当予想値を開示してください。 ・四半期決算短信の開示と同日に配当予想の修正を行う場合は、「当四半期における配当予想の修正有無」を有とした上で、別途開示を行う必要があります。 ・配当予想額を未定とする場合は「-」を記入し、欄外に配当予想額が未定である旨を記載してください。 ・配当予想を開示しない場合はその旨及びその理由をサマリー情報及び添付資料に記載してください。
業績予想	
(業績予想)	・前年度に係る通期決算短信において当期業績予想を開示している場合、業績予想欄

	を設けて、最新の当期業績予想値を開示してください。 ・四半期決算短信の開示と同日に業績予想の修正を行う場合は、「当四半期における業績予想の修正有無」を有としてください。なお、業績予想の修正が所定の基準以上となる場合は、別途開示を行う必要があります。 ・四半期決算短信の開示と同日に業績予想の修正を行う場合は、「当四半期における業績予想の修正有無」を有としてください。 業績予想を開示しない場合はその旨及びその理由をサマリー情報及び添付資料に記載してください。
その他	
（会計処理の原則・手続 ・表示方法等の変更）	・当四半期における四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更有無を記載してください（「表示方法の変更」は記載の対象外となります。）。 会計基準を早期適用する場合は、「 以外の変更」に該当します。
（発行済株式数）	・当四半期末及び前年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当四半期（累計）及び前年同四半期（累計）の普通株式の期中平均株式数（1株当たり四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。記載は1株単位で行ってください。
特記事項	
（四半期レビュー手続の実 施状況の表示）	・東証からの要請を参照して記載してください。
（業績予想の適切な利用に 関する説明	・東証からの要請を参照して記載してください。
（その他特記事項）	・投資者が四半期決算の内容を適切に理解するうえで特に必要な事項を記載してください。

上場規程上、この記載上の注意に従って作成することが必要となります。

□ 四半期第3号様式〔IFRS〕(連結)

平成**年*月期 第*四半期決算短信〔IFRS〕(連結)

平成**年**月**日

上場会社名 ○○○○○株式会社 上場取引所 東・大・名・福・札・JQ
 コード番号 **** URL http://
 代表者 (役職名) ○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○
 問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL)**(****)****
 四半期報告書提出予定日 平成**年**月**日 配当支払開始予定日 平成**年**月**日
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : ☒ 有・無
 四半期決算説明会開催の有無 : ☒ 有・無 (○○○向け)

(百万円未満切捨て)

1. 平成**年*月期第*四半期の連結業績 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(1) 連結経営成績 (累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高	営業利益	税引前利益	当期利益	親会社の所有者に 帰属する当期利益	当期包括利益 合計額
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
**年*月期第*四半期						
**年*月期第*四半期						

	基本的1株当 たり当期利益	希薄化後1株当 たり当期利益
	円 銭	円 銭
**年*月期第*四半期		
**年*月期第*四半期		

(2) 連結財政状態

	資産合計	資本合計	親会社の所有者に 帰属する持分	親会社所有者 帰属持分比率	1株当たり親会社 所有者帰属持分
	百万円	百万円	百万円	%	円 銭
**年*月期第*四半期					
**年*月期					

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期 末	合 計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
**年*月期					
**年*月期					
**年*月期(予想)					

(注)当四半期における配当予想の修正有無 : ☒ 有・無

3. 平成**年*月期の連結業績予想 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(%表示は、通期は対前期、第2四半期(累計)は対前年同四半期増減率)

	売上高	営業利益	税引前利益	当期利益	親会社の所有者に 帰属する当期利益	基本的1株当たり 当期利益(予想)
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	円 銭
第2四半期(累計)						
通 期						

(注)当四半期における業績予想の修正有無 : ☒ 有・無

4. その他（詳細は、【添付資料】P.**「その他」をご覧ください。）

(1) 当四半期中における重要な子会社の異動：有・☐無

新規 社（社名）、除外 社（社名）

（注）当四半期会計期間における連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動の有無となります。

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更

I F R Sにより要求される会計方針の変更：有・☐無

以外の会計方針の変更：有・☐無

会計上の見積りの変更：有・☐無

（注）I A S第8号に規定する会計方針の変更及び会計上の見積りの変更の有無となります。

(3) 発行済株式数（普通株式）

期末発行済株式数(自己株式を含む)	**年*月期*Q	株	**年*月期	株
期末自己株式数	**年*月期*Q	株	**年*月期	株
期中平均株式数(四半期累計)	**年*月期*Q	株	**年*月期*Q	株

(四半期レビュー手続の実施状況に関する表示)

(業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項)

(対 象)

- ・ 指定国際会計基準 (I F R S) の連結財務諸表作成会社の第 1 四半期、第 2 四半期、第 3 四半期の決算を対象とする (特定事業会社の第 2 四半期の決算を除く。)

(記載上の注意)

全般	
(開示対象ファイル)	・ P D F ファイル及び X B R L ファイルを作成し、開示してください。
(ページ番号等の表示)	・ 四半期決算短信 (サマリー情報) にページ番号、目次、ヘッダー情報を付す必要はありません。 ・ 1 ページ目に「 3 . 連結業績予想」までを記載してください (注意文言等は、2 ページ目の所定の内容の後に記載又は 3 ページ目を追加し記載してください。)
(ロゴマーク等の表示)	・ 自社ロゴマーク等を掲載することができます。 ・ 公益財団法人財務会計基準機構に加入している場合、1 ページ目の右上に会員マークを掲載するようにしてください。 規程第 4 0 9 条の 2、施行規則第 4 1 0 条の 2 参照 未加入の場合には、会員マークを掲載できません。
(様式の改変、追加)	・ 様式の定める内容が自社の勘定科目にない場合、これに相当する勘定科目を記載してください。 ・ 様式の定める内容のほか、任意でハイライト情報や個別情報など投資者の投資判断上有用な情報を追加することができます。
(1 株当たり指標)	・ 基本的 1 株当たり当期利益及び希薄化後 1 株当たり当期利益は、I A S 第 3 3 号「 1 株当たり利益」に基づき算定した数値を記載してください ・ 1 株当たり当期利益は「親会社の所有者に帰属する当期利益」に基づき算定された数値を記載してください。 ・ 1 株当たり親会社所有者帰属持分は、「 1 株当たり当期純利益に関する会計基準」及び同適用指針に準じて算定した数値を記載してください 銭未満を原則として四捨五入
(前年度 (前四半期) の数値を遡及修正する場合)	・ 会計方針の変更を遡及して適用することなどにより、前年度 (前四半期) の数値を修正した場合は、修正後の数値を記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」においてその旨を記載してください。
I F R S 適用初年度の対応	
(当四半期から I F R S を適用する場合)	・ 当四半期から I F R S を適用する場合は、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」においてその旨を記載してください。 ・ 連結経営成績における前四半期欄及び連結財政状態における前年度末欄については、I F R S に基づく数値を記載してください。
(当四半期に I F R S による前年度の連結財務諸表を併せて開示する場合)	・ 当四半期において、I F R S により前年度の連結財務諸表を開示する場合は、上記「(当四半期より I F R S を適用する場合)」の対応を取ることに加え、前年度の通期決算短信 (サマリー情報) (通期第 3 号様式) を開示してください (当該通期決算短信は第 1 四半期決算短信においてのみ開示することとし、第 2 ・ 第 3 四半期決算短信での開示は不要です。)
表題等部分	
(配当支払開始予定日)	・ 当四半期末を基準日とする配当を行う場合に記載してください。 ・ 配当支払開始予定日が未定の場合は、「未定」としてください。 当四半期末を基準日とする配当を行わない場合は、「 - 」としてください。
(四半期決算補足説明資料の作成有無)	・ 四半期決算短信 (サマリー情報) 及び四半期決算短信 (添付資料) 以外に四半期決算に係る説明会資料などの補足説明資料の作成有無 (予定している場合も含む。) を表示してください。
(四半期決算説明会の開催有無)	・ 四半期決算に係る説明会の開催有無 (予定している場合も含む。) を表示してください。 必要に応じて説明会の対象者の種別を記載することができます。
連結経営成績	
(連結経営成績)	・ 累計情報を記載してください。 ・ 営業利益及び税引前利益は、財務諸表上で開示する場合に記載してください
連結財政状態	
(親会社所有者帰属持分比率の計算方法)	・ 親会社所有者帰属持分比率は、以下のとおり計算してください。 ・ (親会社の所有者に帰属する持分 / 資産合計) × 1 0 0
配当状況	
(配当状況)	・ 配当状況欄のうち、配当しない基準日は以下のとおり記載してください。 ・ 定款に四半期配当の定めがある場合は「 0 . 0 0 」

	・定款に四半期配当の定めがない場合は「 - 」を記載してください。 ・年5回以上配当を行う場合又は四半期末以外を基準日とする場合には、配当状況の欄外にその旨を記載し、その内容をサマリー情報に3ページ目を追加し記載してください。
(配当予想)	・前年度に係る通期決算短信において当期配当予想を開示している場合、配当状況欄において、最新の当期配当予想値を開示してください。 ・四半期決算短信の開示と同日に配当予想の修正を行う場合は、「当四半期における配当予想の修正有無」を有とした上で、別途開示を行う必要があります。 ・配当予想額を未定とする場合は「 - 」を記入し、欄外に配当予想額が未定である旨を記載してください。 ・配当予想を開示しない場合はその旨及びその理由をサマリー情報及び添付資料に記載してください。
連結業績予想	
(連結業績予想)	・前年度に係る通期決算短信において当期業績予想を開示している場合、業績予想欄を設けて、最新の当期業績予想値を開示してください。 ・四半期決算短信の開示と同日に業績予想の修正を行う場合は、「当四半期における業績予想の修正有無」を有としてください。なお、業績予想の修正が所定の基準以上となる場合は、別途開示を行う必要があります。 ・四半期決算短信の開示と同日に業績予想の修正を行う場合は、「当四半期における業績予想の修正有無」を有としてください。 業績予想を開示しない場合はその旨及びその理由をサマリー情報及び添付資料に記載してください。
その他	
(会計方針の変更・会計上の見積りの変更)	・当四半期における重要な会計方針の変更及び重要な会計上の見積りの変更の有無について記載してください。 ・重要な会計方針の変更は、IFRSにより要求される会計方針の変更(IAS第8号第14項(a))とそれ以外の変更(IAS第8号第14項(b))に分けて、その有無を記載してください。
(発行済株式数)	・当四半期末及び前年度末における普通株式の期末発行済株式数(自己株式を含む。)及び期末自己株式数を記載してください。 ・当四半期(累計)及び前年同四半期(累計)の普通株式の期中平均株式数(1株当たり四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数)を記載してください。記載は1株単位で行ってください。
特記事項	
(四半期レビュー手続の実施状況の表示)	・東証からの要請を参照して記載してください。
(業績予想の適切な利用に関する説明)	・東証からの要請を参照して記載してください。
(その他特記事項)	・投資者が四半期決算の内容を適切に理解するうえで特に必要な事項を記載してください。

上場規程上、この記載上の注意に従って作成することが必要となります。

□ 四半期第4号様式〔米国会計基準〕(連結)

平成**年*月期 第*四半期決算短信〔米国会計基準〕(連結)

平成**年**月**日

上場会社名 ○○○○○株式会社 上場取引所 東・大・名・福・札・JQ
 コード番号 **** URL http://
 代表者 (役職名) ○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○
 問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL)**(****)****
 四半期報告書提出予定日 平成**年**月**日 配当支払開始予定日 平成**年**月**日
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : ☒ 有・無
 四半期決算説明会開催の有無 : ☒ 有・無 (○○○向け)

(百万円未満四捨五入)

1. 平成**年*月期第*四半期の連結業績 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(1) 連結経営成績 (累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高	営業利益	税引前四半期純利益	当社株主に帰属する 四半期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
**年*月期第*四半期				
**年*月期第*四半期				

	1株当たり当社株主に 帰属する四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当社株主に 帰属する四半期純利益
	円 銭	円 銭
**年*月期第*四半期		
**年*月期第*四半期		

(2) 連結財政状態

	総資産	資本合計 (純資産)	株主資本	株主資本比率	1株当たり 株主資本
	百万円	百万円	百万円	%	円 銭
**年*月期第*四半期					
**年*月期					

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期 末	合 計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
**年*月期					
**年*月期					
**年*月期(予想)					

(注)当四半期における配当予想の修正有無 : ☒ 有・無

3. 平成**年*月期の連結業績予想 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(%表示は、通期は対前期、第2四半期(累計)は対前年同四半期増減率)

	売上高	営業利益	税引前当期純利益	当社株主に帰属 する当期純利益	1株当たり当社株主に 帰属する当期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	円 銭
第2四半期(累計)					
通 期					

(注)当四半期における業績予想の修正有無 : ☒ 有・無

4. その他（詳細は、【添付資料】P.**「その他」をご覧ください。）

(1) 当四半期中における重要な子会社の異動：有・☐無

新規 社（社名）、除外 社（社名）

（注）当四半期会計期間における連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動の有無となります。

(2) 簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用：有・☐無

（注）簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用の有無となります。

(3) 会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

会計基準等の改正に伴う変更：有・☐無

以外の変更：有・☐無

(4) 発行済株式数（普通株式）

期末発行済株式数(自己株式を含む)

期末自己株式数

期中平均株式数(四半期累計)

**年*月期*Q	株	**年*月期	株
**年*月期*Q	株	**年*月期	株
**年*月期*Q	株	**年*月期*Q	株

(四半期レビュー手続の実施状況に関する表示)

(業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項)

(対 象)

- ・ 連結財務諸表に対して米国会計基準（SEC基準）を適用している連結財務諸表作成会社の第1四半期、第2四半期、第3四半期の決算を対象とする。

(記載上の注意)

全般	
(開示対象ファイル)	・ P D F ファイル及び X B R L ファイルを作成し、開示してください。
(ページ番号等の表示)	・ 四半期決算短信（サマリー情報）にページ番号、目次、ヘッダー情報を付す必要はありません。 ・ 1 ページ目に「3. 連結業績予想」までを記載してください（注意文言等は、2 ページ目の所定の内容の後に記載又は3 ページ目を追加し記載してください。）
(ロゴマーク等の表示)	・ 自社ロゴマーク等を掲載しても差し支えありません。 ・ 公益財団法人財務会計基準機構に加入している場合、1 ページ目の右上に会員マークを掲載してください。 規程第409条の2、施行規則第410条の2参照 未加入の場合には、会員マークを掲載できません。
(様式の改変、追加)	・ 様式の定める内容が自社の勘定科目にない場合、これに相当する勘定科目を記載してください。 ・ 様式の定める内容のほか、任意でハイライト情報や個別情報など投資者の投資判断上有用な情報を追加することができます。
(1 株当たり指標)	・ 1 株当たり指標は、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」及び同適用指針に基づき算出した数値を記載してください 銭未満を原則として四捨五入
表題等部分	
(配当支払開始予定日)	・ 当四半期末を基準日とする配当を行う場合に記載してください。 ・ 配当支払開始予定日が未定の場合は、「未定」としてください。 当四半期末を基準日とする配当を行わない場合は、「-」としてください。
(四半期決算補足説明資料の作成有無)	・ 四半期決算短信（サマリー情報）及び四半期決算短信（添付資料）以外に四半期決算に係る説明会資料などの補足説明資料の作成有無（予定している場合も含む。）を表示してください。
(四半期決算説明会の開催有無)	・ 四半期決算に係る説明会の開催有無（予定している場合も含む。）を表示してください。 必要に応じて説明会の対象者の種別を記載することができます。
連結経営成績	
(連結経営成績)	・ 累計情報を記載してください。
連結財政状態	
(指標の計算方法)	・ 連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・ 株主資本 = 期末資本合計（純資産） - 期末非支配持分 ・ 株主資本比率 = （期末株主資本 / 期末総資産）× 100
配当状況	
(配当状況)	・ 配当状況欄のうち、配当しない基準日は以下のとおり記載してください。 ・ 定款に四半期配当の定めがある場合は「0.00」 ・ 定款に四半期配当の定めがない場合は「-」を記載してください。 ・ 年5回以上配当を行う場合又は四半期末以外を基準日とする場合には、配当状況の欄外にその旨を記載し、その内容をサマリー情報に3 ページ目を追加し記載してください。
(配当予想)	・ 前年度に係る通期決算短信において当期配当予想を開示している場合、配当状況欄において、最新の当期配当予想値を開示してください。 ・ 四半期決算短信の開示と同日に配当予想の修正を行う場合は、「当四半期における配当予想の修正有無」を有とした上で、別途開示を行う必要があります。 ・ 配当予想額を未定とする場合は「-」を記入し、欄外に配当予想額が未定である旨を記載してください。 ・ 配当予想を開示しない場合はその旨及びその理由をサマリー情報及び添付資料に記載してください。
連結業績予想	
(連結業績予想)	・ 前年度に係る通期決算短信において当期業績予想を開示している場合、業績予想欄を設けて、最新の当期業績予想値を開示してください。 ・ 四半期決算短信の開示と同日に業績予想の修正を行う場合は、「当四半期における業績予想の修正有無」を有としてください。なお、業績予想の修正が所定の基準以

	上となる場合は、別途開示を行う必要があります。 ・四半期決算短信の開示と同日に業績予想の修正を行う場合は、「当四半期における業績予想の修正有無」を有としてください。 業績予想を開示しない場合はその旨及びその理由をサマリー情報及び添付資料に記載してください。
その他	
(会計処理の原則・手続 ・表示方法等の変更)	・当四半期における「連結の範囲・持分法適用の範囲」以外の四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更有無を記載してください(「表示方法の変更」は記載の対象外となります。) 会計基準を早期適用する場合は、「<u> </u>以外の変更」に該当します。
(発行済株式数)	・当四半期末及び前年度末における普通株式の期末発行済株式数(自己株式を含む。)及び期末自己株式数を記載してください。 ・当四半期(累計)及び前年同四半期(累計)の普通株式の期中平均株式数(1株当たり四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数)を記載してください。 記載は1株単位で行ってください。
特記事項	
(四半期レビュー手続の実 施状況の表示)	・東証からの要請を参照して記載してください。
(業績予想の適切な利用に 関する説明)	・東証からの要請を参照して記載してください。
(その他特記事項)	・投資者が四半期決算の内容を適切に理解するうえで特に必要な事項を記載してください。

上場規程上、この記載上の注意に従って作成することが必要となります。

□ 四半期第5号様式〔日本基準〕(連結)(特定2Q)

平成**年*月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)

平成**年**月**日

上場会社名 ○○○○○株式会社 上場取引所 東・大・名・福・札・JQ
 コード番号 **** URL http://
 代表者(役職名) ○○○○○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○
 問合せ先責任者(役職名) ○○○○○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL)**(****)****
 四半期報告書提出予定日 平成**年**月**日 配当支払開始予定日 平成**年**月**日
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : ☒ 有・無
 四半期決算説明会開催の有無 : ☒ 有・無(○○○向け)

(百万円未満切捨て)

1. 平成**年*月期第2四半期(中間期)の連結業績(平成**年**月**日~平成**年**月**日)

(1) 連結経営成績 (%表示は、対前年同四半期増減率)

	経常収益	経常利益	中間純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %
**年*月期中間期			
**年*月期中間期			

	1株当たり 中間純利益	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益
	円 銭	円 銭
**年*月期中間期		
**年*月期中間期		

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産	連結自己資本比率 (第一基準)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
**年*月期中間期					
**年*月期					

(参考)自己資本 **年*月中旬期 百万円 **年*月期 百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
**年*月期					
**年*月期					
**年*月期(予想)					

(注)当四半期における配当予想の修正有無 : ☒ 有・無

3. 平成**年*月期の連結業績予想(平成**年**月**日~平成**年**月**日)

(%表示は、対前期増減率)

	経常収益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	円 銭
通期				

(注)当四半期における業績予想の修正有無 : ☒ 有・無

4. その他（詳細は、【添付資料】P.**「その他」をご覧ください。）

(1) 当中間期中における重要な子会社の異動：有・☐無

新規 社（社名）、除外 社（社名）

（注）当中間期における連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動の有無となります。

(2) 会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

会計基準等の改正に伴う変更：有・☐無

以外の変更：有・☐無

（注）当中間期における「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載される中間連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更の有無となります。

(3) 発行済株式数（普通株式）

期末発行済株式数（自己株式を含む）

期末自己株式数

期中平均株式数（中間期）

**年*月期中間期	株	**年*月期	株
**年*月期中間期	株	**年*月期	株
**年*月期中間期	株	**年*月期中間期	株

（個別業績の概要）

1. 平成**年*月期第2四半期（中間期）の個別業績（平成**年**月**日～平成**年**月**日）

(1) 個別経営成績（%表示は、対前年中間期増減率）

	営業収益	営業利益	経常利益	中間純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
**年*月期中間期				
**年*月期中間期				

	1株当たり 中間純利益
	円 銭
**年*月期中間期	
**年*月期中間期	

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
**年*月期*月中間期				
**年*月期				

（参考）自己資本 年 月中間期 百万円 年 月期 百万円

2. 平成**年*月期の個別業績予想（平成**年**月**日～平成**年**月**日）

（%表示は、対前期増減率）

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	円 銭
通 期					

（ 中間監査手続の実施状況に関する表示 ）

（ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項 ）

(対 象)

- ・日本基準の連結財務諸表作成会社のうち、特定事業会社の第2四半期の決算を対象とする。
特定事業会社とは、開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社であり、具体的には銀行業、保険業、信用金庫のことをいう。

(記載上の注意)

全般	
(開示対象ファイル)	・ P D F ファイル及び X B R L ファイルを作成し、開示してください。
(ページ番号等の表示)	・ 四半期決算短信 (サマリー情報) にページ番号、目次、ヘッダー情報を付す必要はありません。 ・ 1 ページ目に「 3 . 連結業績予想 」までを記載してください (注意文言等は、2 ページ目の所定の内容の後に記載又は3 ページ目を追加し記載してください。)
(ロゴマーク等の表示)	・ 自社ロゴマーク等を掲載することができます。 ・ 公益財団法人財務会計基準機構に加入している場合、1 ページ目の右上に会員マークを掲載するようにしてください。 規程第 4 0 9 条の2、施行規則第 4 1 0 条の2 参照 未加入の場合には、会員マークを掲載できません。
(様式の改変、追加)	・ 様式の定める内容が自社の勘定科目にない場合、これに相当する勘定科目を記載してください。 ・ 様式の定める内容のほか、任意でハイライト情報や個別情報など投資者の投資判断上有用な情報を追加することができます。
(1 株当たり指標)	・ 1 株当たり指標は、「 1 株当たり当期純利益に関する会計基準 」及び同適用指針に基づき算出した数値を記載してください 銭未満を原則として四捨五入
表題等部分	
(配当支払開始予定日)	・ 当中間期末を基準日とする配当を行う場合に記載してください。 ・ 配当支払開始予定日が未定の場合は、「未定」としてください。 当中間期末を基準日とする配当を行わない場合は、「 - 」としてください。
(四半期決算補足説明資料の作成有無)	・ 四半期決算短信 (サマリー情報) 及び四半期決算短信 (添付資料) 以外に四半期決算に係る説明会資料などの補足説明資料の作成有無 (予定している場合も含む。) を表示してください。
(四半期決算説明会の開催有無)	・ 四半期決算に係る説明会の開催有無 (予定している場合も含む。) を表示してください。 必要に応じて説明会の対象者の種別を記載することができます。
連結経営成績	
(連結経営成績)	・ 当中間期の情報を記載してください。
連結財政状態	
(指標の計算方法)	・ 連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・ 総 資 産 = 資産合計 ・ 純 資 産 = 純資産合計 ・ 自己資本 = 純資産合計 - 新株予約権 - 少数株主持分 ・ 自己資本比率 = (自己資本 / 資産合計) × 1 0 0 ・ 連結自己資本比率 (第一基準) は、平成 1 8 年金融庁告示第 1 9 号、第 2 0 号若しくは第 2 1 号に基づき算定してください。 保険業については、連結自己資本比率 (第一基準) の開示は対象外となります。
配当状況	
(配当状況)	・ 配当状況欄のうち、配当しない基準日は以下のとおり記載してください。 ・ 定款に四半期配当の定めがある場合は「 0 . 0 0 」 ・ 定款に四半期配当の定めがない場合は「 - 」を記載してください。 ・ 年 5 回以上配当を行う場合又は四半期末以外を基準日とする場合には、配当状況の欄外にその旨を記載し、その内容をサマリー情報に3 ページ目を追加し記載してください。
(配当予想)	・ 前年度に係る通期決算短信において当期配当予想を開示している場合、配当状況欄において、最新の当期配当予想値を開示してください。 ・ 四半期決算短信の開示と同日に配当予想の修正を行う場合は、「 当四半期における配当予想の修正有無 」を有とした上で、別途開示を行う必要があります。 ・ 配当予想額を未定とする場合は「 - 」を記入し、欄外に配当予想額が未定である旨を記載してください。 ・ 配当予想を開示しない場合はその旨及びその理由をサマリー情報及び添付資料に記

	載してください。
連結業績予想 (連結業績予想)	・前年度に係る通期決算短信において当期業績予想を開示している場合、業績予想欄を設けて、最新の当期業績予想値を開示してください。 ・四半期決算短信の開示と同日に業績予想の修正を行う場合は、「当四半期における業績予想の修正有無」を有としてください。なお、業績予想の修正が所定の基準以上となる場合は、別途開示を行う必要があります。 ・四半期決算短信の開示と同日に業績予想の修正を行う場合は、「当四半期における業績予想の修正有無」を有としてください。 業績予想を開示しない場合はその旨及びその理由をサマリー情報及び添付資料に記載してください。
その他 (会計処理の原則・手続 ・表示方法等の変更)	・当四半期における「連結の範囲・持分法適用の範囲」以外の中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更有無を記載してください(「表示方法の変更」は記載の対象外となります。) 会計基準を早期適用する場合は、「 <u> </u> 以外の変更」に該当します。
(発行済株式数)	・当中間期末及び前年度末における普通株式の期末発行済株式数(自己株式を含む。)及び期末自己株式数を記載してください。 ・当中間期及び前年同中間期(累計)の普通株式の期中平均株式数(1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数)を記載してください。 記載は1株単位で行ってください。
個別情報 (個別情報)	・個別経営成績、個別財政状態及び個別業績予想を記載してください。 ・個別業績予想を開示していない場合はその旨を記載してください。 ・四半期決算短信の開示と同日に業績予想の修正を行う場合は、「当四半期における業績予想の修正有無」を有としてください。 ・業績予想の修正が所定の基準以上となる場合は、別途開示を行う必要があります。 ・業績予想を開示していない場合はその旨を記載してください。 業績予想の開示に関する取扱いの詳細は、東証からの要請を参照してください。
特記事項 (四半期レビュー手続の実 施状況の表示)	・東証からの要請を参照して記載してください。
(業績予想の適切な利用に 関する説明)	・東証からの要請を参照して記載してください。
(その他特記事項)	・投資者が四半期決算の内容を適切に理解するうえで特に必要な事項を記載してください。

■ 四半期決算短信等の作成要領

□ １．開示内容

- ・ 四半期決算短信は、東証所定の四半期決算短信（サマリー情報）様式とその添付資料で構成されます。四半期決算短信には、最低限、上場規程に基づきサマリー情報を開示するとともに、必須の内容として開示が要請される基本財務諸表（要約で可）を添付することが求められます。
- ・ また、上記のほか、上場会社に対する投資者ニーズにおいて開示が求められる事項を四半期決算短信の添付資料として開示するとともに、四半期決算短信の開示以外の対応も含め、投資者ニーズを踏まえた的確な四半期決算発表を行うことが望まれます。

〔四半期決算発表の基本的な構成〕

四 半 期 決 算 短 信	サマリー情報	■ 東証所定の四半期決算短信（サマリー情報） 上場規程に基づき東証所定の様式により開示することが必要となります。
	添付資料	■ 東証から必須の内容として開示を要請する事項 ・ 添付資料の目次等 ・ その他の情報（子会社異動、表示方法等の変更の概要等） ・ 基本財務諸表（ＢＳ、累計ＰＬ）（要約で可） ・ 継続企業の前提に関する注記 ・ 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記
		■ 投資者ニーズに踏まえた開示が求められる事項

（ ）上記構成は、日本基準の連結財務諸表作成会社を念頭に置いた構成となります。

短 信 以 外 の 対 応	■ 投資者ニーズを踏まえた対応が求められる事項
---------------------------------	--------------------------------

(1) サマリー情報

- ・ 四半期決算短信（サマリー情報）の作成・開示は、「■ 四半期決算短信（サマリー情報）様式」の定めるところによります。
- ・ 記載上の注意に従って開示することが必要となります。

〔四半期決算短信（サマリー情報）様式の区分〕

☐ 四半期第1号様式〔日本基準〕(連結)
☐ 四半期第2号様式〔日本基準〕(非連結)
☐ 四半期第3号様式〔IFRS〕(連結)
☐ 四半期第4号様式〔米国会計基準〕(連結)
☐ 四半期第5号様式〔日本基準〕(連結)(特定2Q)

(注1) 上記区分に該当しない場合は、上記各様式に準じて東証が都度定める様式により開示するものとします。

(注2) 上場子会社連動配当株の発行者による当該対象子会社の中間決算又は四半期決算の内容が定まった場合における様式は、上記各様式に準ずるものとします。

サマリー情報における四半期レビュー手続の実施状況に関する表示について

- ・ 四半期決算短信において開示される四半期財務諸表は、金商法上の四半期レビュー手続の対象ではありませんが、投資者に対して注意喚起を行う観点から、東証では、四半期決算短信において四半期財務諸表を開示する際には、四半期レビュー手続の実施状況を表示することを要請しています。東証からの要請事項と異なる開示を行うことを検討している場合は、必ず東証まで事前相談を行うようにしてください。
- ・ 具体的には、四半期決算短信（サマリー情報）において、以下の（記載例）のように表示することが考えられます。

（記載例）

- ・ この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、四半期財務諸表に対する四半期レビュー手続が実施中です。
- ・ この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表のレビュー手続が実施中です。
- ・ この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表のレビュー手続は終了していません。
- ・ この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表のレビュー手続は終了していません。

四半期レビュー手続に関して公認会計士等との間に大きな意見の隔たりがあるなど、投資者に誤解が生じ得る特段の事情があるときには、その事情等について開示することが考えられます。

サマリー情報における業績予想の開示について

- ・ 四半期決算短信（サマリー情報）様式において、業績予想欄を設けて開示することが定められています。記載上の注意に則って開示してください。
これまでの業績予想の開示方法と異なる開示を行うことを検討している場合は、必ず東証まで事前相談を行うようにしてください。
- ・ 東証では、四半期決算短信において業績予想の開示を行う場合、業績予想の適切な利用に関する説明を行うことを要請しています
東証からの要請事項と異なる開示を行うことを検討している場合は、必ず東証まで事前相談を行うようにしてください。
- ・ 具体的な要請事項は、以下のとおりです。

項目	具体的な要請事項
（業績予想の適切な利用に関する説明）	・ 四半期決算短信（サマリー情報）において、投資者が将来の予測情報である業績予想を適切に利用できるようにするため、実績を業績予想から大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、将来情報の利用に関する注意文言をわかりやすく記載してください。 ・ 四半期決算短信（添付資料）において、業績予想の背景、前提条件等の説明することが望まれます。業績予想の背景、前提条件等を説明する場合には、四半期決算短信（添付資料）を引用するページ番号を記載してください。 ・ 業績予想について、当四半期決算短信の開示にあたって修正の要否に関する検討を行っていない場合については、その旨を記載してください。 [記載例] リスク要因に言及する場合 （将来に関する記述等についてのご注意） 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。実際の業績等に影響を与える可能性のある重要な要因には、以下の事項があります。なお、業績に影響を与える要因はこれらに限定されるものではありません。 （１）・・・ （２）・・・ ・・・ 業績予想の前提となる条件等については、四半期決算短信（添付資料）○ページ「業績予想に関する定性的情報」をご覧ください。 リスク要因等の説明を添付資料に記載する場合 （将来に関する記述等についてのご注意） 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、四半期決算短信（添付資料）○ページ「業績予想に関する定性的情報」をご覧ください。

サマリー情報における配当状況の開示について

- ・ 四半期決算短信（サマリー情報）様式において、配当状況欄を設けて開示することが定められています。記載上の注意に則って開示してください。
これまでの開示方法と異なる開示を行うことを検討している場合は、必ず東証まで事前相談を行うようにしてください。

〔会社法上の配当規制に関する留意事項〕

- ・ 会社法上、剰余金の配当の配当原資は、剰余金を確定する手続が事業年度に係る計算書類について行われることを踏まえて、配当の効力発生日における分配可能額（最終事業年度末日の剰余金を基礎としてそれに一定の金額を加減算して算出した金額（ ））とされています。
（ ）最終事業年度末日以降の損益は反映させないこととされています。
（ただし、臨時決算により確定した場合は反映させることとされています。）
- ・ 具体的には、基準日の設定方法は種々ありますが、3月期決算会社が第2四半期末と決算期末を基準日として、中間配当と期末配当の年2回の配当を行う場合を一例として挙げれば、
 - ・ 2年3月末日を基準日とする期末配当（ ）は、2年6月の効力発生であるため、配当原資はその直前の事業年度末日である2年3月末日の剰余金を基礎として算出した分配可能額となります（会社法第453条、同第461条）。
 - ・ 2年9月末日を基準日とする中間配当（ ）も、2年11月の効力発生であるため、同じく、配当原資はその直前の事業年度末日である2年3月末日の剰余金を基礎として算出した分配可能額となります（会社法第454条第5項、同第461条）。

【例】3月期決算会社が期末配当と中間配当を行う場合の例

名称	中間配当	期末配当	中間配当	期末配当
基準日	1年 9月末日	2年 3月末日	2年 9月末日	3年 3月末日
配当支払日	1年 11月	2年 6月	2年 11月	3年 6月
配当原資	1年3月末日の剰余金を基礎として算出した分配可能額	2年3月末日の剰余金を基礎として算出した分配可能額	2年3月末日の剰余金を基礎として算出した分配可能額	3年3月末日の剰余金を基礎として算出した分配可能額

- ・ 一方、四半期決算短信の配当状況欄は、投資者の利用上の便宜のため、配当原資による区分ではなく、基準日による区分で表示することとしていますのでご注意ください。具体的には、四半期決算短信の配当状況欄では、2年3月期の記載欄には、2年3月期（1年4月～2年3月）に基準日が属する配当として、の配当を記載し、3年3月期の記載欄には、3年3月期（2年4月～3年3月）に基準日が属する配当として、の配当を記載することとしています。

(2) 添付資料

- ・ 四半期決算短信（添付資料）の内容は、東証が必須の内容として開示を要請する事項を除き、上場会社に対する投資者ニーズを踏まえて開示内容を判断してください。

〔東証が必須の内容として開示を要請する事項〕

- ・ 以下の内容は、東証が必須の内容として開示を要請する事項です。

東証からの要請事項と異なる開示を行うことを検討している場合は、必ず東証まで事前相談を行うようにしてください。

項目	具体的な要請事項
全般	
（開示対象ファイル）	・ P D F ファイル及び財務諸表等の X B R L ファイルを作成し、開示してください。
（ページ番号の表示）	・ 四半期決算短信（添付資料）には、ページ番号を付してください。 サマリー情報と通番にしないでください。
（添付資料の目次）	・ 四半期決算短信（添付資料）の 1 ページ目に、目次を記載してください。 〔目次（例）〕 1 . 当四半期決算に関する定性的情報 P . XX （ 1 ）連結経営成績に関する定性的情報 P . XX （ 2 ）連結財政状態に関する定性的情報 P . XX （ 3 ）連結業績予想に関する定性的情報 P . XX 2 . その他の情報 （ 1 ）重要な子会社の異動の概要 P . XX （ 2 ）簡便な会計処理及び特有の会計処理の概要 P . XX （ 3 ）会計処理の原則・手続、表示方法等の変更の概要 P . XX （ 4 ）継続企業の前提に関する重要事象等の概要 P . XX 3 . 連結財務諸表等 P . XX （ 1 ）四半期連結貸借対照表 P . XX （ 2 ）四半期連結損益計算書 P . XX （ 3 ）四半期連結キャッシュ・フロー計算書 P . XX （ 4 ）継続企業の前提に関する注記 P . XX （ 5 ）セグメント情報 P . XX （ 6 ）株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 P . XX （ ○ ）その他注記情報 P . XX 4 . (参考) 個別財務諸表等 P . XX （ 1 ）(参考) 四半期貸借対照表 P . XX （ 2 ）(参考) 四半期損益計算書 P . XX ・ (参考) 四半期製造原価明細書 P . XX ○ . その他投資者が四半期決算情報を適切に理解・判断 するために有用な事項 P . XX
（ヘッダー情報の表示）	・ 添付資料には、以下のとおりページ毎にヘッダー情報を付してください。 〔ヘッダー（例）〕 （株）○○（1234）平成○年○月期 第○四半期決算短信
その他の情報	
（当四半期中における重要な子会社の異動）	・ 当四半期における連結範囲の変更を伴う特定子会社（開示府令第 19 条第 10 項に規定する特定子会社）の異動がある場合は、その内容を記載してください。 連結財務諸表非作成会社は開示対象外です。
（簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用）	・ 簡便な会計処理及び特有の会計処理を適用している場合は、両会計処理を区分した上で、重要なものの内容を記載してください（重要性の判断は、四半期報告書への記載の要否を基準としてください。） I F R S 任意適用会社は開示対象外です。
（会計処理の原則・手続・表示方法等の変更） （会計方針の変更・会計上の見積りの変更）	会計基準を早期適用する場合は、「以外の変更」に該当します。 ・ 当四半期における「連結の範囲・持分法適用の範囲」以外の四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更（「表示方法の変更」は記載の対象外となります。）に関する内容（損益に与える影響額を含む。）を記載してください。 I F R S 任意適用会社は、会計方針の変更又は会計上の見積りの変更について、I A S 第 8 号第 28・29 項及び 39・40 項に基づきその具体的な内容を記載してください。
（継続企業の前提に関する	・ 上場会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせる

項目	具体的な要請事項
重要事象等)	ような事象又は状況その他上場会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合には以下の事項を記載してください。 ・その旨及びその具体的な内容 ・当該重要事象等についての分析・検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策 該当がない場合は、項目名を含めて記載は不要です。
サマリー情報の開示に関する説明	・サマリー情報の開示に関し、記載上の注意に基づき説明が必要となる事項を記載してください（該当しない場合、記載は不要です。）
基本財務諸表	・連結財務諸表作成会社は、以下の内容を開示してください。 ・四半期（連結）財務諸表 ・四半期（連結）貸借対照表 ・四半期（連結）損益計算書（累計） ・継続企業の前提に関する注記（該当がない場合にはその旨を記載する。） ・株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記（該当がない場合にはその旨を記載する。） 連結財務諸表非作成会社及び米国会計基準適用会社は、連結財務諸表作成会社に準じて開示してください。 I F R S 任意適用会社は、以下の内容を開示してください。 ・要約四半期連結財務諸表 ・要約連結財政状態計算書 ・要約連結包括利益計算書（累計） （単一の要約計算書又は要約分離損益計算書及び要約包括利益計算書） ・要約連結持分変動計算書 当四半期より I F R S を適用する場合は、当四半期及び前年同四半期における財務諸表に加え、前年同四半期及び前期における日本基準と I F R S との間の調整表を開示してください。 特定事業会社の第 2 四半期は、以下の内容を開示してください。 ・中間連結財務諸表 ・中間連結貸借対照表 ・中間連結損益計算書 ・中間連結株主資本等変動計算書 ・継続企業の前提に関する注記（該当がない場合にはその旨を記載する。） ・中間財務諸表 ・中間貸借対照表 ・中間損益計算書 ・中間株主資本等変動計算書 ・継続企業の前提に関する注記（該当がない場合にはその旨を記載する。） 投資者の投資判断に支障が生じない範囲で要約することができます。

〔投資者ニーズに踏まえた開示が求められる事項〕

- ・ 上場会社に対する投資者ニーズにおいて開示が求められる事項を四半期決算短信の添付資料として開示することが望まれます。

投資者ニーズを把握するように努めるとともに、これに的確に応える開示を行うようにしてください。
ＩＲ活動や記者会見等を通じて、投資者・株主との間のコミュニケーションを密接に行うよう努めることが望まれます。

- ・ 投資者ニーズの具体例として考えられる事項は、以下のとおりです。

（具体例）

- ・ 経営成績に関する説明（定性的情報）
 - ： 生産、販売、損益など業績全般に関する説明や、セグメント・事業分野別の動向に関する分析、当四半期の業績に重要な影響を与えたと判断する事実、取引、契約並びに経済的な環境変化の内容及び影響の程度、四半期決算に関する特性、季節変動要因 等
- ・ 財政状態に関する説明（定性的情報）
 - ： 資産、負債、純資産及びキャッシュ・フロー等の状況に関する分析（増減の状況及びその主な要因）等
- ・ 業績予想に関する説明（定性的情報）
 - ： 生産、販売、損益など、当期業績の状況に関する分析、業績に大きな影響を与える可能性のある要因・事象、業績予想の前提条件の変化 等
- ・ ＢＳ、累計ＰＬ以外の財務諸表（３か月ＰＬ、ＣＦ計算書、セグメント、その他の注記等）
- ・ 投資者の投資判断上個別情報が重要と考えられる場合における個別財務諸表
- ・ 補足情報
 - ： 例えば、「経営管理上重要な指標」「生産、受注及び販売の状況」、「設備投資、減価償却費、研究開発費の実績値・予想値」、「主要な連結子会社の業績の概況」など

等

（３）その他の留意点

〔短信以外に投資者ニーズを踏まえた対応が求められる事項〕

- ・ 四半期決算短信以外に、上場会社に対する投資者ニーズを踏まえ、四半期決算の内容を投資者にわかりやすく伝達するための取組みを行うことが望まれます。

投資者ニーズを把握するように努めるとともに、的確に応えた開示を行うようにしてください。

ＩＲ活動や記者会見等を通じて、投資者・株主との間のコミュニケーションを密接に行うよう努めることが望まれます。

- ・ 投資者ニーズの具体例として考えられる事項は、以下のとおりです。

（具体例）

- ・ 四半期決算の補足説明資料の作成
- ・ 四半期決算の説明会・電話会議（カンファレンス・コール）の開催など説明機会の確保
- ・ 上記説明会・電話会議の状況説明や動画・音声情報の提供
- ・ 四半期決算短信や補足説明資料の英訳、英訳情報の提供、海外向け説明会の開催 等
 - ： 外国人持株比率が高い場合等における対応として考えられます。

〔他の項目の開示義務の対象となる内容を開示する場合の取扱い〕

- ・ 四半期決算短信に、他の開示項目に係る開示義務の対象となる内容が含まれている場合であって、当該内容を四半期決算発表前に開示していないときは、該当する項目について、別途開示を行うことが必要となります。

四半期決算発表と同時に発表となる可能性のある事実、主として以下の項目が考えられます。

イ．剰余金の配当

（直近の配当予想の額（配当予想の額を開示していない場合にあっては、前事業年度の配当実績額）と異なる額の剰余金の配当を決定した場合のみ）

ロ．固定資産の譲渡又は取得

ハ．固定資産のリース

ニ．その他会社の運営、業務、財産又は上場有価証券に関する重要な事項（決定事実）

ホ．災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

ヘ．その他会社の運営、業務、財産又は上場有価証券に関する重要な事実（発生事実）

ト．業績予想の修正・予想値と決算値との差異等（所定の基準以上の場合のみ）

チ．配当予想の修正等

□ 2 . 開示時期

- ・ 上場会社は、四半期決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。上場会社は、投資者ニーズを踏まえた適切な時期に開示することが望まれます。投資者ニーズを把握するように努めるとともに、これに的確に応える開示を行うようにしてください。IR活動や記者会見等を通じて、投資者・株主との間のコミュニケーションを密接に行うよう努めることが望まれます。
四半期決算の内容が定まったにも関わらず開示時期を遅らせることはできません。
また、従来の開示時期をいたずらに遅らせることは適当とは考えられません。
上場会社内部における重要な会社情報の滞留を解消する観点や、投資者に早期に情報提供を行うことは一般的に望ましいと考えられることから、開示可能となった段階で速やかに開示することが望まれます。
金商法上、四半期報告書を四半期末後45日以内に提出しなければならないことから、遅くとも、四半期報告書の提出までには、四半期決算短信の開示を行うことが必要となります。

〔四半期決算短信の開示時期の集中について〕

- 金商法上、四半期報告書を四半期末後45日以内に提出しなければならないことから、遅くとも、四半期報告書の提出までには、四半期決算短信の開示を行うことが必要となります。
- ・ 東証は、これまで四半期決算発表の集中緩和に向けた対応を上場会社に要請していますが、四半期決算発表の集中が見込まれる時期（月末、週末、四半期末後45日目）をできる限り避けて発表日を設定するよう要請しています。四半期決算発表当日については、午後3時台に発表が特に集中する傾向があることから、できる限りピーク時を避けた時間帯に発表するよう要請しています。
3月期決算会社の四半期決算発表については、特定日に集中する傾向がみられます。特定日への発表の集中は、通常よりも記者会見等を開催する時間が遅れることや、1社あたりの発表時間が制約を受けるなどの実務上の弊害が生じることが考えられます。

〔四半期報告書の提出遅延について〕

- ・ 四半期報告書（四半期レビュー報告書を含む。）が法定期限までに提出されない又は提出できる見込みがない場合には、法定期限の翌日に監理銘柄（確認中）に指定され、さらに、法定期限経過後1か月以内に提出されない場合は、当該銘柄の上場が廃止されることとなります。

〔四半期報告書の提出期限の延長に係る開示について〕

- ・ 四半期報告書の提出期限の延長に係る財務局長等の承認を受けた場合には、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。
開示内容その他の実務上の取扱いについては、当該項目の取扱い等を参照してください。

〔四半期決算短信の追加開示について〕

- ・ 投資者の投資判断上有用な情報を早期に開示する観点から、まず必須の内容について四半期決算短信の開示をした後、四半期報告書を提出するまでの間、その他有用な情報の開示が可能となった段階で、四半期決算短信の追加開示を行うことができます。
追加開示を行う場合、表題を「（追加）元の四半期決算短信の表題」としてください。

□ 3 . 開示内容の変更・訂正

- ・ 四半期決算短信を開示した後に、四半期報告書との差異が生じるなど、四半期報告書の提出前に変更・訂正すべき事情が生じた場合、投資者の投資判断上重要な変更・訂正である場合を除き、法定開示書類の提出後遅滞なく当該変更・訂正の内容を開示することで差し支えありません。
投資者の投資判断上重要な変更・訂正については、直ちに訂正開示することが必要となります。
開示したPDFファイルとXBRLファイルに齟齬が生じた場合は、直ちに訂正開示することが必要となります。
- ・ 変更・訂正の対象範囲は、四半期決算短信（サマリー情報）及び必須の内容として開示要請している事項その他投資者の投資判断上重要な事項に限ります。これ以外の変更・訂正は、上場会社の判断において行うようにしてください。

〔訂正時の開示方法〕

- ・ 正誤表を作成し、開示してください。また、XBRLファイルの訂正・変更を行う場合は、修正したXBRLファイルを開示してください。
開示資料の表題は、以下のとおりにしてください。
 - ・ PDFファイルのみを訂正する場合 : 「(訂正)」を冒頭に付す。
 - ・ XBRLファイルのみを訂正する場合 : 「(数値データ訂正)」を冒頭に付す。
 - ・ 両方のファイルを訂正する場合 : 「(訂正・数値データ訂正)」を冒頭に付す。

□ 4 . 説明会資料等の公平な情報提供

- ・ 上場会社は、四半期決算の内容に関する補足説明資料を作成し、四半期決算説明会において第三者に提供する場合には、当該資料の投資者への公平な情報提供に努めることが義務づけられています。
- ・ 対応方法の具体例として考えられる事項は、以下のとおりです。

（具体例）

- ・ 自社のホームページに一定期間掲載することや、投資者から求めがあった場合に郵送することなどの方法により対応することが考えられます。
- ・ T D n e t を利用して周知していただくことも考えられます。

四半期決算説明会は、上場会社において投資者ニーズを踏まえて開催するようにしてください。
（東証として開催を強制するものではありません。）

〔マザーズ上場会社の会社説明会開催義務〕

- ・ マザーズ上場会社は、上場規程上、年2回以上、当該会社に対する投資に関する説明会（会社説明会）を開催することが義務づけられています。また、当該説明会の概要を記載した書面及び当該説明会において使用した資料その他の資料を、遅滞なく当取引所に提出することが義務づけられています（当該書面及び当該資料のうち東証が必要と認めるものは公衆縦覧に供されます。）

□ 5 . T D n e t への登録方法

- ・ 四半期決算短信をT D n e t への登録する際は、以下の4つのファイルを登録してください。

全 文 P D F ファイル	四半期決算短信（全体）	四半期決算短信（全体）のP D F ファイル（ 1 ）
サマリー P D F ファイル	四半期決算短信（サマリー情報）	サマリー情報のP D F ファイル （ 2 ）
サマリー X B R L ファイル		T D n e t オンライン登録サイト で作成したサマリー情報のX B R L ファイル（ 3 ）
財 表 X B R L ファイル	四半期（連結）財務諸表等	自社で作成したX B R L ファイル

（ 1 ）四半期決算短信（全体）のP D F ファイルとは、サマリー情報と添付資料（財務諸表を含む。）のP D F ファイルのことをいいます。

（ 2 ）サマリー情報のP D F ファイルは、文書作成ソフト（W o r d 等）により作成したファイルを登録してください。

（ T D n e t オンライン登録サイトにおいて作成したサマリー情報のX B R L ファイルは、当面、旧様式のままととなっているため、P D F ファイルを作成することはできません。）

（ 3 ）T D n e t オンライン登録サイトにおいて作成したサマリー情報のX B R L ファイルは、当面、旧様式のままとしていますが、当該ファイルを登録してください。

T D n e t の操作等に関する詳細は、T D n e t オンライン登録サイト内のご利用ガイドを参照してください。

■ 四半期決算短信の開示に関する Q & A

○ 全般	38
□ 開示時期	38
Q . 四半期決算短信の開示期限はありますか。また、開示時期はどのように決めればよいですか。	38
□ 開示内容	38
Q . 四半期決算短信の開示内容はどのように決めればよいですか。	38
Q . 東証が必須の内容として開示を要請する事項は、必ず開示することが求められますか。	39
○ サマリー情報全般	39
□ 上場規程上の位置づけ	39
Q . 四半期決算短信（サマリー情報）様式により開示しなければならないのですか。	39
□ 自社ロゴマークの掲載	39
Q . 四半期決算短信（サマリー情報）に自社ロゴマークを掲載することはできますか。	39
□ 公益財団法人財務会計基準機構ロゴマークの掲載	40
Q . 公益財団法人財務会計基準機構会員ロゴマークは必ず掲載しなければならないのですか。	40
□ 様式の定める内容の改変、追加	40
Q . 様式の定める内容はどこまで改変することができますか。	40
□ 開示する指標の単位	40
Q . 開示する指標は、百万円単位となっていますが、千円単位で記載することはできますか。	40
□ 単位未満の処理	40
Q . 開示する指標の百万円単位未満の処理は、どのようにすればよいですか。	40
□ 単位未満の処理の結果「0」となった場合	41
Q . 単位未満を処理した結果、数値が「0」となる場合、どのように記載すればよいですか。	41
□ 1株当たり指標や増減率等の計算の基礎となる数値	41
Q . 1株当たり指標や対前期増減率等の計算の基礎となる数値は、端数処理を行った数値と、端数処理を行う前の数値のいずれを用いるべきですか。	41
□ 対前期（対前年同四半期）増減率の計算方法	41
Q . 対前期（対前年同四半期）増減率はどのように計算すればよいですか。	41
□ 対前期（対前年同四半期）増減率がマイナス・1000%以上となる場合	41
Q . 対前期（対前年同四半期）増減率について、マイナスや、1000%以上となる場合はどのように記載すればよいですか。	41
□ 「0」「-」の区別	42
Q . 「0」と「-」はどのように区別すればよいですか。	42
□ 株式分割を行う場合等の1株当たり指標	42
Q . 株式分割を行う場合等において、どのように1株当たり指標を算定すればよいですか。	42
□ 潜在株式がない場合等における潜在株式調整後1株当たり指標	42
Q . 潜在株式がない場合や、希薄化効果を有している潜在株式が存在しない場合に、どのように潜在株式調整後1株当たり指標（米国会計基準適用会社にあっては希薄化後1株当たり指標）を記載すればよいですか。また、1株当たり当期損失等の場合はどのように記載すればよいですか。	42
□ 会計期間に係る情報（3か月情報）の開示	42
Q . 四半期決算短信（サマリー情報）では累計期間に係る指標を開示することとなっていますが、会計期間に係る情報（3か月情報）の開示を行いたい場合にはどのように開示すればよいですか。	42

○ サマリー情報における表題等部分の記載	43
□ 上場会社名	43
Q . 会社名として登記（定款）上の商号と異なる呼称を用いている場合の「上場会社名」の記載はどうすればよいですか。	43
□ URL	43
Q . 自社のホームページでは、トップページから投資者向けのIRコーナーに直接リンクしていませんが、「URL」の記載はどうすればよいですか。	43
□ 問合せ先責任者	43
Q . 「問合せ先責任者」は、情報取扱責任者又は役員とする必要がありますか。	43
□ 配当支払開始予定日	43
Q . 期末日（四半期決算短信にあっては四半期末日）を基準日とした配当を行わない場合（無配の場合）は、「配当支払開始予定日」をどのように記載すればよいですか。	43
□ 四半期報告書提出予定日	44
Q . 四半期報告書提出予定日が決まっていない場合、どのように記載すればよいですか。	44
□ 配当支払開始予定日・四半期報告書提出予定日の変更	44
Q . 四半期決算発表後に配当支払開始予定日・四半期報告書提出予定日の変更を行った場合、変更開示は必要となりますか。	44
□ 四半期決算補足説明資料の作成有無	44
Q . 四半期決算説明会資料など四半期決算に係る補足説明資料を作成していませんが、作成する必要はありますか。また、作成した場合、公表する必要はありますか。	44
□ 四半期決算説明会の開催有無	44
Q . 四半期決算説明会を開催していませんが、開催する必要はありますか。また、開催した場合、説明会資料を公表する必要はありますか。	44
○ サマリー情報における配当状況、配当予想の開示	45
□ 配当決議前における当期配当欄の記載方法	45
Q . 会社法上の配当決議前ですが、当期配当欄をどのように記載すればよいですか。	45
□ 株式分割等を行った場合における配当状況の記載方法	45
Q . 株式分割等を行った場合には、どのように配当状況を記載すればよいですか。	45
□ 記念配当、特別配当がある場合における配当状況の記載方法	45
Q . 記念配当、特別配当がある場合、どのように配当状況を記載すればよいですか。	45
□ 配当原資に資本剰余金が含まれる場合における配当状況の記載方法	46
Q . 配当原資に資本剰余金が含まれる場合、どのように配当状況を記載すればよいですか。	46
□ 普通株式と権利関係の異なる種類株式を発行している場合における配当状況の記載方法	46
Q . 普通株式と権利関係の異なる種類株式を発行している場合、どのように配当状況を記載すればよいですか。	46
□ 現物配当がある場合における配当状況の記載方法	47
Q . 現物配当がある場合、どのように配当状況を記載すればよいですか。	47
○ 四半期決算短信における業績予想の開示	47
□ 四半期決算短信における業績予想の修正方法	47
Q . 四半期決算短信において業績予想の修正を行う場合、どのように開示すればよいですか。	47
□ 株式分割等により1株当たり予想指標が変化した場合	48
Q . 株式分割等により1株当たり予想指標が変化した場合、どのように開示すればよいですか。	48
○ サマリー情報におけるその他の開示	48
□ 会計基準の変更があった場合	48
Q . 会計基準の早期適用を行った場合、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」	

（財務諸表非作成会社の決算短信においては「重要な会計方針の変更」の有無はどのように選択すべきですか。	48
□ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示について	48
Q . 四半期レビュー手続の実施状況は必ず表示することが求められますか。また、記載例として掲げられているとおりに記載する必要がありますか。	48
□ 他の決定事実、発生事実が含まれている場合の開示	49
Q . 四半期決算発表の内容に、他の決定事実、発生事実が含まれている場合、四半期決算短信とは別に開示資料を作成する必要がありますか。	49
○ その他	49
□ 四半期決算短信の変更・訂正	49
Q . 四半期決算短信を開示した後に誤りがあることが判明しました。投資者の投資判断には影響が乏しいと考えられますが、四半期報告書の提出後遅滞なく開示することで差し支えありませんか。	49
□ 説明会資料等の公平な情報提供方法	50
Q . 説明会資料等を公平に情報提供するために、どのように対応すればよいですか。	50
□ 公平な情報提供の対象となる説明会資料等	50
Q . 公平な情報提供の対象となる説明会資料等とはどのようなものですか。例えば、証券アナリストと個別に面談した際の資料などは対象になりますか。	50
□ 当四半期から連結財務諸表作成会社・連結財務諸表非作成会社となった場合の取扱い	50
Q . 当四半期中に子会社を取得したため、当四半期から連結財務諸表作成会社となる場合、四半期決算短信はどのように開示すればよいですか。	50
□ 株式移転等により新会社が上場する場合の四半期決算発表	51
Q . 株式移転等により新設会社为上場する場合において、上場廃止となった完全子会社の上場廃止直前の四半期に係る決算発表はどのように行うべきですか。	51
□ 決算期変更や株式移転等に伴い新設会社となった場合等における変則決算の取扱い	51
Q . 決算期変更や株式移転等に伴い新設会社となった場合等には、どのように開示すればよいですか。	51
□ 合併等の組織再編行為により上場廃止となった場合の取扱い	51
Q . 合併等の組織再編行為により四半期決算発表を行わないまま上場廃止となりました。存続会社は、当該会社の四半期決算の内容も開示する必要がありますか。	51

○ 全般

□ 開示時期

Q . 四半期決算短信の開示期限はありますか。また、開示時期はどのように決めればよいですか。

A .

上場会社は、四半期決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。東証では、四半期決算短信は、投資者の投資判断上最も重要な会社情報の一つとしてできる限り早期に開示することを要請しています。上場会社は、投資者ニーズを踏まえた適切な時期に開示することが望まれます。

上場会社は、投資者ニーズを把握するように努めるとともに、これに的確に応える開示を行うようにしてください。また、この実現のため、IR活動や記者会見等を通じて、投資者・株主との間のコミュニケーションを密接に行うよう努めることが望まれます。

四半期決算の内容が定まったにも関わらず開示時期をいたずらに遅らせることはできません。

また、これまでの開示時期をいたずらに遅らせることは適当とは考えられません。

上場会社内部における重要な会社情報の滞留を解消する観点や、投資者に早期に情報提供を行うことは一般的に望ましいと考えられることから、開示可能となった段階で速やかに開示することが望まれます。金商法上、四半期報告書を四半期末後45日以内に提出しなければならないことから、遅くとも、四半期報告書の提出までには、四半期決算短信の開示を行うことが必要となります（提出期限延長に係る財務局長等の承認を受けた場合を除く。）。

〔四半期決算短信の開示時期の集中について〕

- ・ 東証は、これまでも四半期決算発表の集中緩和に向けた対応を上場会社に要請していますが、四半期決算発表の集中が見込まれる時期（月末、週末、四半期末後45日目）をできる限り避けて発表日を設定するよう要請しています。四半期決算発表当日については、午後3時台に発表が特に集中する傾向があることから、できる限りピーク時を避けた時間帯に発表するよう要請しています。

3月期決算会社の四半期決算発表については、特定日に集中する傾向がみられます。特定日への発表の集中は、通常よりも記者会見等を開催する時間が遅れることや、1社あたりの発表時間が制約を受けるなどの実務上の弊害が生じることが考えられます。

□ 開示内容

Q . 四半期決算短信の開示内容はどのように決めればよいですか。

A .

四半期決算短信には、最低限、上場規程に基づきサマリー情報を開示するとともに、必須の内容として開示が要請される損益計算書・貸借対照表等（要約で可）を添付することが求められます。

また、上記のほか、上場会社に対する投資者ニーズにおいて開示が求められる事項を四半期決算短信の添付資料として開示するとともに、四半期決算短信の開示以外の対応も含め、投資者ニーズを踏まえた的確な四半期決算発表を行うことが望まれます。

上場会社は、投資者ニーズを把握するように努めるとともに、これに的確に応える開示を行うようにしてください。また、この実現のため、IR活動や記者会見等を通じて、投資者・株主との間のコミュニケーションを密接に行うよう努めることが望まれます。

Q . 東証が必須の内容として開示を要請する事項は、必ず開示することが求められますか。

A .

東証が必須の内容として開示を要請する事項は、投資者の投資判断上重要な情報として、すべての上場会社に対して開示することが求められる内容であると考えられます。

原則として、すべての上場会社において開示することが求められるものであり、東証からの要請事項と異なる開示を行うことを検討している場合は、必ず東証まで事前相談を行うようにしてください。

特段の理由なく開示を行わない場合は、一般に、投資判断上重要と認められる情報が欠けるものとして、上場規程に抵触するおそれもありますので、十分にご留意ください。

(参考)

上場規程第401条 上場会社は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

上場規程第411条の2 この節の規定は会社情報の適時開示等について上場会社が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、上場会社は、同節の規定を理由としてより適時、適切な会社情報の開示を怠ってはならない。

○ サマリー情報全般

□ 上場規程上の位置づけ

Q . 四半期決算短信（サマリー情報）様式により開示しなければならないのですか。

A .

上場規程上、上場会社は、東証所定の様式により四半期決算に係る適時開示を行うことが義務づけられています。様式の記載上の注意を含めて遵守することが必要となります。

□ 自社ロゴマークの掲載

Q . 四半期決算短信（サマリー情報）に自社ロゴマークを掲載することはできますか。

A .

様式の定める内容のほか、自社ロゴマークを掲載することは差し支えありません。

□ 公益財団法人財務会計基準機構ロゴマークの掲載

Q . 公益財団法人財務会計基準機構会員ロゴマークは必ず掲載しなければならないものですか。

A .

上場会社は、公益財団法人財務会計基準機構への加入状況を開示することが義務づけられています。ただし、通期決算短信（サマリー情報）に、同財団ロゴマークを掲載することにより、当該開示を不要となることとしています。

四半期決算短信（サマリー情報）において、同財団ロゴマークを掲載することは義務づけられていませんが、会計基準設定主体を支え、会計基準の整備及び開示に積極的な姿勢で取り組んでいることを投資者・マーケットにより強くアピールすることが可能となると考えられますので、できる限り掲載するようにしてください。

なお、同財団の会員ではない場合、当然に、同財団ロゴマークを掲載することはできません。

□ 様式の定める内容の改変、追加

Q . 様式の定める内容はどこまで改変することができますか。

A .

上場会社は、四半期決算発表を行う際に、東証所定の四半期決算短信（サマリー情報）様式により開示することを義務づけられており、原則として、様式どおりの開示内容・順序で開示することが必要となります。ただし、様式の定める内容が自社の勘定科目にない場合には、東証担当者と相談した上で、これに相当する勘定科目を記載することができます。

また、様式の定める内容のほか、任意でハイライト情報や、個別情報を追加することができます。

□ 開示する指標の単位

Q . 開示する指標は、百万円単位となっていますが、千円単位で記載することはできますか。

A .

四半期決算短信（サマリー情報）は、他社との比較を容易にする観点から、百万円単位で記載してください。ただし、四半期決算短信（添付資料）は、千円単位で記載することができます。

□ 単位未満の処理

Q . 開示する指標の百万円単位未満の処理は、どのようにすればよいですか。

A . 原則として、百万円未満を切捨ててください（米国会計基準適用会社は四捨五入。）。四捨五入とする場合は、様式上「（百万円未満切捨て）」との表示を「（百万円未満四捨五入）」としてください。

単位未満の処理方法は、有価証券報告書・四半期報告書と処理方法を合わせるためなど合理的な理由が

ある場合を除いて、直前の四半期又は前期と同一の方法としてください。

□ **単位未満の処理の結果「 0 」となった場合**

Q . 単位未満を処理した結果、数値が「 0 」となる場合、どのように記載すればよいですか。

A .
そのまま「 0 」と記載してください。端数処理する以前の数値が負の数（マイナス）である場合には、「 0 」と記載してください。

□ **1 株当たり指標や増減率等の計算の基礎となる数値**

Q . 1 株当たり指標や対前期増減率等の計算の基礎となる数値は、端数処理を行った数値と、端数処理を行う前の数値のいずれを用いるべきですか。

A .
端数処理を行う前の数値を用いてください。

□ **対前期（対前年同四半期）増減率の計算方法**

Q . 対前期（対前年同四半期）増減率はどのように計算すればよいですか。

A .
対前期（対前年同四半期）増減率は以下のとおり計算してください。

$$(\text{当該期} / \text{前該当期} - 1) \times 100$$

小数第一位未満を原則として四捨五入し、小数第一位まで記載してください。
マイナスとなる場合は「 - 」を追加してください。

□ **対前期（対前年同四半期）増減率がマイナス・1000%以上となる場合**

Q . 対前期（対前年同四半期）増減率について、マイナスや、1000%以上となる場合はどのように記載すればよいですか。

A .
対前期（対前年同四半期）増減率について、マイナスや、1000%以上となる場合は「 - 」と記載してください。

□ 「 0 」 「 - 」 の区別

Q . 「 0 」 と 「 - 」 はどのように区別すればよいですか。

A .

開示する指標（ 1 株当たり配当金を除く。）について、記載すべき数値が「 0 」となる場合には、そのまま「 0 」と記載してください（端数処理の結果、 0 となった場合を含む。）

そもそも該当する数値が存在しない項目である場合には、「 - 」と記載してください。

ただし、「 1 株当たり配当金」は、定款に基準日の定めがあるにもかかわらず配当を行わない場合や、次期（予想）欄にあっては、配当を行わない予想である場合には、「 0 . 0 0 」を記入してください。また、定款において基準日の定めがないため配当を行わない場合には、「 - 」を記入してください。

□ 株式分割を行う場合等の 1 株当たり指標

Q . 株式分割を行う場合等において、どのように 1 株当たり指標を算定すればよいですか。

A .

株式分割等を行った場合、前期数値をそのまま記載し、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」に株式分割等を行った旨を記載してください。

なお、業績予想における 1 株当たり指標については、株式分割等を行うことを予定している場合、利益分母の期中平均株式数を算定するにあたり、可能な範囲で当該株式分割等による株式数の増減を反映させて算定してください。また、その場合、その旨及び期中平均株式数の算定上の根拠を「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」に記載してください。

□ 潜在株式がない場合等における潜在株式調整後 1 株当たり指標

Q . 潜在株式がない場合や、希薄化効果を有している潜在株式が存在しない場合に、どのように潜在株式調整後 1 株当たり指標（米国会計基準適用会社にあつては希薄化後 1 株当たり指標）を記載すればよいですか。また、 1 株当たり当期損失等の場合はどのように記載すればよいですか。

A .

該当する数値が存在しないため、「 - 」と記載してください。

□ 会計期間に係る情報（ 3 か月情報）の開示

Q . 四半期決算短信（サマリー情報）では累計期間に係る指標を開示することとなっていますが、会計期間に係る情報（ 3 か月情報）の開示を行いたい場合にはどのように開示すればよいですか。

A .

四半期決算短信（サマリー情報）では累計期間に係る指標を開示してください。

会計期間に係る情報（3か月情報）の開示を行いたい場合は、サマリー情報に3ページ目を追加し記載欄を設けて記載してください。

○ サマリー情報における表題等部分の記載

□ 上場会社名

Q . 会社名として登記（定款）上の商号と異なる呼称を用いている場合の「上場会社名」の記載はどうすればよいですか。

A .
上場会社名は、原則として、登記（定款）上の商号を記載してください。登記（定款）上の商号と異なる呼称を用いる場合には、登記（定款）上の商号を括弧書きで併記してください。

□ URL

Q . 自社のホームページでは、トップページから投資者向けのIRコーナーに直接リンクしていませんが、「URL」の記載はどうすればよいですか。

A .
トップページから投資者向けのIRコーナーへの直接のリンクがある場合には、トップページのURLを記載してください。トップページから投資者向けのIRコーナーへの直接のリンクがない場合には、IRコーナーのディレクトリを含むURLを記載することが望まれます。

□ 問合せ先責任者

Q . 「問合せ先責任者」は、情報取扱責任者又は役員とする必要がありますか。

A .
発表した内容に関する問合せ等に対して、責任をもって正確に回答できる方であれば、情報取扱責任者又は役員でなくとも差し支えありません。

□ 配当支払開始予定日

Q . 期末日（四半期決算短信にあっては四半期末日）を基準日とした配当を行わない場合（無配の場合）は、「配当支払開始予定日」をどのように記載すればよいですか。

A .

期末配当の支払開始予定日が未定の場合は、「未定」としてください。期末配当を行わない場合は、「 - 」としてください。

☐ **四半期報告書提出予定日**

Q . 四半期報告書提出予定日が決まっていない場合、どのように記載すればよいですか。

A .
未定としてください。

☐ **配当支払開始予定日・四半期報告書提出予定日の変更**

Q . 四半期決算発表後に配当支払開始予定日・四半期報告書提出予定日の変更を行った場合、変更開示は必要となりますか。

A .
四半期決算発表後に配当支払開始予定日・四半期報告書提出予定日の変更を行った場合であっても、変更開示は必要ありません（任意で開示することを妨げるものではありません。）

☐ **四半期決算補足説明資料の作成有無**

Q . 四半期決算説明会資料など四半期決算に係る補足説明資料を作成していませんが、作成する必要はありますか。また、作成した場合、公表する必要はありますか。

A .
上場会社は、四半期決算短信以外に、上場会社に対する投資者ニーズを踏まえ、四半期決算の内容を投資者にわかりやすく伝達するため、四半期決算説明会資料など四半期決算に係る補足説明資料の作成などの対応を行うことが望まれます（東証として作成を強制するものではありません。）
四半期決算説明会資料など、四半期決算短信以外の補足説明資料を作成している場合（予定している場合も含む。）は、四半期決算補足説明資料の作成有無を「有」として開示してください。

なお、四半期決算に係る補足説明資料を作成し、四半期決算説明会において第三者に提供する場合には、当該資料の投資者への公平な情報提供に努めることが必要となります。

☐ **四半期決算説明会の開催有無**

Q . 四半期決算説明会を開催していませんが、開催する必要はありますか。また、開催した場合、説明会資料を公表する必要はありますか。

A .

上場会社は、四半期決算短信以外に、上場会社に対する投資者ニーズを踏まえ、四半期決算の内容を投資者にわかりやすく伝達するため、四半期決算説明会など投資者に対する的確な説明機会を設けるなどの対応を行うことが望まれます（東証として開催を強制するものではありません。）

四半期決算説明会を開催している場合（予定している場合も含む。）は、四半期決算説明会の開催有無を「有」として開示してください。

なお、四半期決算に係る補足説明資料を作成し、四半期決算説明会において第三者に提供する場合には、当該資料の投資者への公平な情報提供に努めることが必要となります。

〔マザーズ上場会社の会社説明会開催義務〕

- ・ マザーズ上場会社は、上場規則上、年2回以上、当該会社に対する投資に関する説明会（会社説明会）を開催することが義務づけられています。また、当該説明会の概要を記載した書面及び当該説明会において使用した資料その他の資料を、遅滞なく当取引所に提出することが義務づけられています（当該書面及び当該資料のうち東証が必要と認めるものは公衆縦覧に供されます。）

○ サマリー情報における配当状況、配当予想の開示

□ 配当決議前における当期配当欄の記載方法

Q . 会社法上の配当決議前ですが、当期配当欄をどのように記載すればよいですか。

A .

会社法上の配当決議前の場合は、配当予定額を記載してください。

□ 株式分割等を行った場合における配当状況の記載方法

Q . 株式分割等を行った場合には、どのように配当状況を記載すればよいですか。

A .

株式分割等を行った場合は、前年度欄及び当年度欄は、実際の配当金の額（当四半期末日を基準日とするものまでの実績額又は配当予定額）の数値をそのまま記載し、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」に株式分割等を行った旨を記載してください

遡及修正値等を記載する場合には、サマリー情報に3ページ目を追加し記載欄を設けて記載してください。

□ 記念配当、特別配当がある場合における配当状況の記載方法

Q . 記念配当、特別配当がある場合、どのように配当状況を記載すればよいですか。

A .

当四半期末を基準日とする「配当金」に、記念配当又は特別配当がある場合には、配当状況欄の欄外に記念配当又は特別配当の金額を記載してください。

[記載例]

(注) 配当金の内訳 記念配当 円 銭 特別配当 円 銭

□ 配当原資に資本剰余金が含まれる場合における配当状況の記載方法

Q . 配当原資に資本剰余金が含まれる場合、どのように配当状況を記載すればよいですか。

A .

当四半期末を基準日とする配当原資に資本剰余金が含まれる場合は、配当状況欄の欄外にその旨を記載し、サマリー情報に3ページ目を追加し記載欄を設けて、その内訳(1株当たり配当金、資本剰余金を配当原資とする配当金総額)及び純資産減少割合(所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合)を記載してください。

[記載例]

■ 欄外注記

(注) ○年○月期第○四半期の配当原資には、資本剰余金が含まれています。詳細は、後述の「資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳」をご覧ください。

■ 内訳

資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳

○年○月期第○四半期の配当のうち、資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳は以下のとおりです。

基準日	第○四半期末
1株当たり配当金	円 銭
配当金総額	百万円

(注) 純資産減少割合 0.000

□ 普通株式と権利関係の異なる種類株式を発行している場合における配当状況の記載方法

Q . 普通株式と権利関係の異なる種類株式を発行している場合、どのように配当状況を記載すればよいですか。

A .

普通株式(上場株式)と権利関係の異なる種類株式を発行している場合、当該種類株式に係る配当金は、普通株式に係る配当金と区分して記載してください。配当状況欄の欄外にその旨を記載し、サマリー情報に3ページ目を追加し記載欄を設けて、その配当状況を記載してください。

[記載例]

■ 欄外注記

(注) 上記「配当の状況」は、普通株式に係る配当の状況です。当社が発行する普通株式と権利関

係の異なる種類株式（非上場）の配当の状況については、後述の「種類株式の配当の状況」をご覧ください。

■ 内訳

種類株式の配当の状況

普通株式と権利関係の異なる種類株式に係る1株当たり配当金の内訳は以下のとおりです。

A 種株式	1 株当たり配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期 末	合 計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
**年 * 月期					
**年 * 月期					
**年 * 月期(予想)					

□ 現物配当がある場合における配当状況の記載方法

Q . 現物配当がある場合、どのように配当状況を記載すればよいですか。

A .

前年度及び当年度に属するいずれかの日を基準日として現物配当（配当財産が金銭以外の配当）を行った場合又は当年度に属するいずれかの日を基準日として現物配当を行う予定がある場合には、配当状況欄の欄外にその旨を記載し、サマリー情報に3ページ目を追加し記載欄を設けて、基準日、配当財産の種類、配当財産の帳簿価額の総額及び1株当たり価額、配当財産の時価の総額及び1株当たり価額、効力発生日（予想の場合には、基準日、配当財産の種類、配当財産の帳簿価格の総額及び1株当たり価額）を記載してください。

株主に対して金銭分配請求権を付与する場合には、その旨及び金銭分配請求権を行使できる期間、配当財産に代えて支払うこととした1株当たりの金額及びその総額を記載してください。また、一定の数未満の株式を有する株主に配当財産の割当てをしない場合にはその旨及びその数を記載してください。

現物配当（現物配当を行うに際して株主に対して付与する金銭分配請求権を含む。）は、1株当たり配当金の算定上、配当には含めず算定してください。

○ 四半期決算短信における業績予想の開示

□ 四半期決算短信における業績予想の修正方法

Q . 四半期決算短信において業績予想の修正を行う場合、どのように開示すればよいですか。

A .

四半期決算短信において、直近に開示された業績予想（前年度通期決算短信において開示した業績予想を含む。）から修正した場合は、その修正が所定の基準に該当するか否かに関わらず、「当四半期における業績予想の修正有無」を「有」とした上で、新たな業績予想数値を記載してください。

業績予想の修正が所定の基準以上となる場合は、別途開示を行うことが必要となります。その場合、以下のような文言を四半期決算短信に記載した上で、別途開示を行うようにしてください。

〔記載例〕

連結業績予想の修正については、本日（平成○年○月○日）公表の「平成×年×月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を参照してください。

□ 株式分割等により１株当たり予想指標が変化した場合

Q . 株式分割等により１株当たり予想指標が変化した場合、どのように開示すればよいですか。

A .

株式分割等により１株当たり予想指標が変化した場合は、業績予想の修正とはなりません。

「当四半期における業績予想の修正有無」を「無」とした上で、変化した後の数値を記載してください。

○ サマリー情報におけるその他の開示

□ 会計基準の変更があった場合

Q . 会計基準の早期適用を行った場合、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」（財務諸表非作成会社の決算短信においては「重要な会計方針の変更」）の有無はどのように選択すべきですか。

A .

改正後会計基準について早期適用した場合は、早期適用をした当四半期において、サマリー情報「４．その他（３）会計処理の原則・手続、表示方法等の変更 以外の変更」を「有」とした上で、その詳細を四半期決算短信（添付資料）に記載してください。

□ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示について

Q . 四半期レビュー手続の実施状況は必ず表示することが求められますか。また、記載例として掲げられているとおりに記載する必要がありますか。

A .

四半期決算短信において開示される四半期財務諸表は、金商法上の四半期レビュー手続の対象外となるため、投資者に対して注意喚起を行う観点から、東証では、四半期決算短信において四半期財務諸表を開示する際には、四半期レビュー手続の実施状況をサマリー情報において表示することを要請しています。したがって、東証が開示を強制するものではありませんが、東証からの要請と異なる開示を行うことを検討している場合は、必ず東証まで事前相談を行うようにしてください。

なお、記載例はあくまで考えられる例であり、実際の四半期レビュー手続の実施状況に即した説明を行うことが求められます。とりわけ、四半期レビュー手続に関して公認会計士等との間に大きな意見の隔たりがあるなど、投資者に誤解が生じ得る特段の事情があるときには、その事情等について開示することが考えられます。

□ 他の決定事実、発生事実が含まれている場合の開示

Q . 四半期決算発表の内容に、他の決定事実、発生事実が含まれている場合、四半期決算短信とは別に開示資料を作成する必要がありますか。

A .

上場規程により開示が義務づけられている決定事実、発生事実等の開示が結果的に四半期決算発表時に重なった場合であって、その内容が四半期決算短信に含まれているときは、四半期決算短信とは別途開示することが必要となります。

なお、四半期決算発表と同時に発表となる可能性のある事実等は、主として以下の項目が考えられます。

イ．剰余金の配当

（直近の配当予想の額（配当予想の額を開示していない場合にあっては、前事業年度の配当実績額）と異なる額の剰余金の配当を決定した場合のみ）

ロ．固定資産の譲渡又は取得

ハ．固定資産のリース

ニ．その他会社の運営、業務、財産又は上場有価証券に関する重要な事項（決定事実）

ホ．災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

ヘ．その他会社の運営、業務、財産又は上場有価証券に関する重要な事実（発生事実）

ト．業績予想の修正・予想値と決算値との差異等（所定の基準以上の場合のみ）

チ．配当予想の修正等

○ その他

□ 四半期決算短信の変更・訂正

Q . 四半期決算短信を開示した後に誤りがあることが判明しました。投資者の投資判断には影響が乏しいと考えられますが、四半期報告書の提出後遅滞なく開示することで差し支えありませんか。

A .

四半期決算短信を開示した後に、四半期報告書との差異が生じるなど、四半期報告書の提出前に変更・訂正すべき事情が生じた場合、投資者の投資判断上重要な変更・訂正である場合を除き、法定開示書類の提出後遅滞なく当該変更・訂正の内容を開示することで差し支えありません。

投資者の投資判断上重要な変更・訂正の具体例として考えられる事項は、以下のとおりです。

（具体例）

- ・開示した指標値の概ね0.1%を超えるような変更・訂正
- ・サマリー情報として開示したPDFファイル・XBRLファイルの不整合・不一致
- ・サマリー情報と財務諸表の不整合・不一致

なお、変更・訂正の対象範囲は、四半期決算短信（サマリー情報）及び必須の内容として開示要請している事項その他投資者の投資判断上重要な事項に限ります。これ以外の変更・訂正は、上場会社の判断において行うようにしてください。

□ 説明会資料等の公平な情報提供方法

Q . 説明会資料等を公平に情報提供するために、どのように対応すればよいですか。

A .

上場会社は、四半期決算の内容に関する補足説明資料を作成し、四半期決算説明会において第三者に提供する場合には、当該資料の投資者への公平な情報提供に努めることが義務づけられています。対応方法の具体例としては、自社のホームページに一定期間掲載することや、投資者から求めがあった場合に郵送することなどの方法により対応することが考えられます。

また、T D n e tを利用して周知していただくことも考えられるほか、当該資料を配布する説明会の出席者を限定せずに広く参加することができるように対応するなどの方法も考えられます。

□ 公平な情報提供の対象となる説明会資料等

Q . 公平な情報提供の対象となる説明会資料等とはどのようなものですか。例えば、証券アナリストと個別に面談した際の資料などは対象になりますか。

A .

公平な情報提供の対象となる資料は、四半期決算説明会において配布する補足説明資料等が考えられ、実務上対応可能な範囲でできる限り公平な情報提供に努めることが求められます。

ただし、特定の一部の者に対して、未開示・未公表の投資判断上重要な情報の提供を行うことは適切ではないと考えられることから、投資者の投資判断上重要と考えられる情報については、できる限り四半期決算短信において開示することや、補足説明資料等として公表することが望まれます。

□ 当四半期から連結財務諸表作成会社・連結財務諸表非作成会社となった場合の取扱い

Q . 当四半期中に子会社を取得したため、当四半期から連結財務諸表作成会社となる場合、四半期決算短信はどのように開示すればよいですか。

A .

当四半期から連結財務諸表作成会社となった場合、比較対象となる前年度・前年同四半期の指標は、すべて「 - 」を記載し、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」に当四半期から連結財務諸表作成会社となった旨を記載するとともに、可能な範囲で、個別財務諸表を開示するようにしてください。

当四半期中に子会社株式を譲渡するなどして、当四半期末において連結財務諸表非作成会社となった場合についても、同様としてください。

□ 株式移転等により新会社が上場する場合の四半期決算発表

Q . 株式移転等により新設会社が上場する場合において、上場廃止となった完全子会社の上場廃止直前の四半期に係る決算発表はどのように行うべきですか。

A .

株式移転等により新設会社が上場規程第208条に基づくテクニカル上場を行った場合、上場廃止となった完全子会社の上場廃止直前の四半期に係る決算発表については、新設会社の上場後の投資判断にも大きな影響を与えることなどから、開示することが望まれます。このため、新設する上場会社名で「○○（完全子会社名を記載）分」として、上場廃止となった四半期決算について開示してください。

□ 決算期変更や株式移転等に伴い新設会社となった場合等における変則決算の取扱い

Q . 決算期変更や株式移転等に伴い新設会社となった場合等には、どのように開示すればよいですか。

A .

決算期変更を行った後や、新設合併や株式移転等に伴い新設会社が新たに上場した後において変則決算となった場合、法令上、四半期報告書の作成が義務づけられるときには、四半期決算短信の開示が必要となります。

（参考）開示ガイドライン24の4の7-1

定款に規定する事業年度を変更した場合において、その変更した最初の事業年度の期間が3月を超える場合には、四半期報告書の提出を要するものとする。ただし、当該四半期報告書の提出期限内に最初の事業年度の末日が到来する場合には、四半期報告書を提出しないことができる。

なお、法令上、四半期報告書の提出義務が生じない場合（例えば、4か月決算の第1四半期、7か月決算の第2四半期、10か月決算の第3四半期）であっても、実務上差し支え可能な範囲で四半期決算短信を開示するようにしてください。

□ 合併等の組織再編行為により上場廃止となった場合の取扱い

Q . 合併等の組織再編行為により四半期決算発表を行わないまま上場廃止となりました。存続会社は、当該会社の四半期決算の内容も開示する必要がありますか。

A .

合併や株式交換、株式移転、会社分割を行った場合において、上場会社が四半期決算発表を行わないまま、上場廃止となったときは、継続して上場している会社（吸収合併の場合は存続会社、新設合併の場合は新設会社等）は、合併期日までの間、当該上場廃止となった会社の四半期決算の内容も開示してください。

上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会報告

— 四半期決算に係る適時開示、国際会計基準（ＩＦＲＳ）の
任意適用を踏まえた上場諸制度のあり方について —

平成 22 年 3 月 24 日
東 京 証 券 取 引 所
上 場 制 度 整 備 懇 談 会
デ ィ ス ク ロ ー ジ ャ ー 部 会

目 次

はじめに	- 3 -
四半期決算に係る適時開示の見直し	- 5 -
1 . 検討趣旨等	- 5 -
(1) 制度の変遷	- 5 -
(2) 検討趣旨	- 5 -
2 . 基本的な考え方	- 7 -
3 . 具体的な整理の方向性	- 8 -
(1) 四半期決算短信の位置付け、構成	- 8 -
(2) 開示時期	- 8 -
(3) 開示内容	- 9 -
(4) 的確なディスクロージャーの定着を図るための対応	- 10 -
(5) その他	- 11 -
〔 四半期報告書との差異に関する開示の取扱い 〕	- 11 -
〔 補足説明資料の取扱い 〕	- 12 -
〔 監査状態の表示の取扱い 〕	- 12 -
〔 通期決算短信の取扱い 〕	- 13 -
国際会計基準 (I F R S) 任意適用を踏まえた上場諸制度のあり方 ...	- 14 -
1 . 検討趣旨等	- 14 -
2 . 基本的な考え方	- 15 -
3 . 具体的な整理の方向性	- 15 -
(1) 既上場会社における対応	- 15 -
〔 適時開示の要否を判断するための軽微基準への対応 〕	- 15 -
〔 指定替え基準・上場廃止基準への対応 〕	- 16 -
(2) 決算情報の適時開示に関する対応	- 17 -
〔 決算短信において開示すべき情報 〕	- 17 -

〔 I F R S 適用初年度における対応〕	- 19 -
(3) 新規上場申請に関する対応	- 20 -
〔 I F R S に基づく財務書類による新規上場申請の可否〕	- 20 -
〔 形式要件としての純資産額や利益金額の取扱い〕	- 20 -
〔 提出を求める財務情報の内容及び監査・レビューの要否〕 ..	- 21 -
(4) 金融商品取引所としての東証に求められる啓発活動	- 21 -
4 . I F R S 強制適用に向けた今後の課題	- 22 -
(1) 既上場会社に関する対応	- 22 -
(2) 新規上場申請会社に関する対応	- 23 -
 終わりに	 - 24 -
 (参考資料)	 - 26 -
(参考 1) 見直し後の四半期決算に係る適時開示の構成 (イメージ) ..	- 26 -
(参考 2) 見直し後の四半期決算短信のサマリー情報様式 (イメージ)	- 27 -
(参考 3) 四半期開示に関する機関投資家の意識・実態調査結果の概要 (抜粋)	- 29 -
.....	
(参考 4) 主要国の四半期 (半期) 決算開示の状況	- 31 -
(参考 5) 欧州各国の四半期 (半期) の開示実例	- 34 -
(参考 6) I F R S 適用会社に対する規則・開示上の対応一覧	- 35 -
(参考 7) I F R S 適用会社の決算短信イメージ	- 39 -
 上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会の審議経過	 - 43 -
上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会委員等名簿	- 44 -

上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会報告

— 四半期決算に係る適時開示、国際会計基準（ＩＦＲＳ）の 任意適用を踏まえた上場諸制度のあり方について —

平成 22 年 3 月 24 日

はじめに

我が国の金融商品市場が、その機能を十全に発揮し、国際競争力を強化していくためには、今後より一層の公正性、透明性を確保していくことが必要不可欠となる。とりわけ、会社情報の適時開示については、上場会社が投資者ニーズに応じて、迅速かつ的確な情報提供を行うことにその特徴があり、金融商品市場の公正性、透明性を確保するために極めて重要な役割を担うものである。

かねてより東京証券取引所（以下「東証」という。）をはじめとする全国の金融商品取引所では、その開設、運営する金融商品市場における価格形成の公正性・透明性を確保する観点から、会社情報の適時開示に関するルールを定め、上場会社に対して、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報について、適時かつ適切な開示を求めてきた。また、経済環境・法制度の変化や、上場会社の企業行動の変化に即応し、必要な見直しを継続的に実施することを通じて、金融商品市場に対する投資者の信頼確保に努めてきたところである。

近年、我が国のディスクロージャー制度については、大きく見直しが図られており、金融商品取引法に基づく法定開示においては、財務報告に係る内部統制報告制度の導入や、四半期報告制度の導入など大きな制度改正が行われたほか、会社情報の適時開示においても、その充実を図る対応や実効性確保手段の多様ななどの対応が上場制度の総合整備として行われた。

こうした対応が進められる中、東証においては、会社情報の適時開示について、全体として真に効果的・効率的なものになっているかという観点や、真に使い勝手のよいものとなっているかとの観点から、不断の見直しを行うことが重要となってきた。

以上を踏まえ、昨年 9 月 29 日に公表された東証の「上場制度整備の実行計画 2009」¹においては、最近のディスクロージャーを巡る環境変化の中で、特に

¹ 「上場制度整備の実行計画 2009」については、東証ホームページを参照。
(URL <http://www.tse.or.jp/rules/seibi/2009program.pdf>)

対応の優先度が高い課題として、四半期報告制度の導入後の状況を踏まえた四半期決算に係る適時開示について効率的で効果的な実務を実現する観点から見直しを行うことと、平成22年(2010年)3月期決算より国際会計基準(IFRS)の任意適用が内外の上場会社に認められることを踏まえ、上場諸制度において、IFRS任意適用会社についても対応が可能となるよう所要の見直しを行うことの2点が掲げられ、「具体策の実施に向け検討を進める事項」として、検討を行うこととされた。

これを受けて、昨年10月、上場制度整備懇談会の下に当「ディスクロージャー部会」が設置された。当部会は、今回、特に対応の優先度が高い課題として掲げられた2つの課題について、東証に対して望まれる見直しの方向性を提言するため、合計6回の審議を行った。本報告書は、当部会としての検討結果をとりまとめたものである。

今後、本報告書に示された基本的な考え方及び具体的な整理の方向性に沿って、東証において関連諸制度及び四半期決算短信様式・記載要領など実務上の指針の改訂を行い、速やかに実務に供されることを期待する。

四半期決算に係る適時開示の見直し

1. 検討趣旨等

(1) 制度の変遷

四半期決算に係るディスクロージャー制度は、近年の上場会社を取り巻く環境変化が著しい状況を踏まえ、投資者に対し、業績動向をより適時に開示することが求められるとともに、これを通じて、上場会社内部においても、より適時に経営管理に必要な情報を把握し、的確な経営のチェックを行っていく観点や、国際的な整合性を確保し、我が国資本市場の国際競争力を維持する観点などから、我が国においても段階的に導入が進められたものである。

この段階的な導入は、金融商品取引所の設ける会社情報の適時開示の枠組みの中で行われ、平成15年(2003年)4月から、「四半期業績の概況」として、第1・第3四半期における売上高等についての開示が導入された。さらに、平成16年4月以降、「四半期財務・業績の概況」として、第1・第3四半期における財政状態及び経営成績(要約連結貸借対照表、要約連結損益計算書を含む。)²についての開示が導入された³。

その後、平成20年(2008年)4月1日以後に開始する事業年度から、統一的な会計基準や、会計監査人による保証手続、虚偽記載等への民事責任規定や罰則の必要性などから、金融商品取引法に基づく法定開示として四半期報告制度が導入された。これを受けて、東証においては、それまでの「四半期財務・業績の概況」の見直しを行い、法定開示である四半期報告書に先立ち、四半期決算情報のうち、特に投資者に周知すべき有用な情報を伝達するものとして、「四半期決算短信」が導入されている。

(2) 検討趣旨

東証においては、四半期決算に係る適時開示について、上場規則⁴上、四半期決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示することを上場会社に義務付

² 金融商品取引法に基づく四半期報告書の導入とそれに伴う四半期会計基準の制定までの間、四半期財務諸表の作成基準は存在していなかった。この間、四半期財務情報の作成・開示方法等に関する実務において参考とすべきものとして、全国証券取引所及び日本証券業協会により、「四半期財務情報の作成・開示に関する手引き」が示されていた。これは、四半期財務情報を、中間(連結)財務諸表作成基準をベースとして、一部簡便な方法により作成・開示する場合を前提として、会計処理の方法等を例示しているものであり、上場会社の四半期開示実務に活用されていたものである。

³ それ以前にも、平成11年(1999年)に開設された東証の新興企業向け市場マザーズにおいては、四半期業績の概況の開示制度が設けられていた。

⁴ 主に、有価証券上場規程及び有価証券上場規程施行規則のことをいう。上場会社は、証券取引所との間の上場契約に基づきこれら上場規則を遵守する義務を負う。

けている。その上で、一定のディスクロージャーの水準を確保する観点から、すべての上場会社に対して一律に、四半期末後30日以内に開示することが望ましいものとして早期開示を要請するとともに⁵、特に投資者に周知すべき有用な情報を必須の開示内容として開示を要請している。

この東証による一律的な開示要請については、これに応える上場会社の取組みによって、上場会社における迅速な四半期決算発表に対する意識の向上や、それを支える決算開示体制の整備に向けた対応が行われ、既に相当の定着がみられるなど、我が国における四半期決算に係る一定のディスクロージャーの水準を確保するファーストステップとして有効に機能したものと高く評価される一方で、以下のような問題意識も提起されている。

まず、開示時期に関しては、東証による一律的な開示要請に沿った四半期末後30日以内の開示を行っている上場会社が多くみられる一方で、四半期報告書の提出日と四半期決算短信の開示日が近接している上場会社も少なくない状況にある。また、機関投資家や外国人投資家の投資対象となり得る上場会社や、足元の業績動向が変動し易い業種に属する上場会社をはじめとして早期開示のニーズが寄せられる上場会社がある一方で、業種や規模などの特性や実情によっては早期開示のニーズが乏しい上場会社もあるのではないかと指摘が寄せられている。

こうした指摘を踏まえると、東証により要請されている30日以内という開示時期の目安が過度に意識されることにより、上場会社の実務に過度の負担が生じるだけではなく、必ずしも投資者ニーズに合致しないディスクロージャーとなるおそれもあるとの問題意識が提起されている。

また、開示内容に関しては、東証による一律的な開示要請に沿った内容の開示を行うのみで必ずしも投資者のニーズに十分に応えた開示が行われていないのではないかと指摘がある一方で、業種や規模などの特性や実情によっては、投資者においても、基本的な情報以外はニーズが乏しい上場会社も存在するのではないかと指摘も寄せられている。

こうした指摘を踏まえると、東証が一律的な内容の開示を要請することによりかえって、投資判断情報として過不足が生じ得るおそれや、投資者ニーズに応じた積極的な開示を行う実務慣行の形成の妨げとなるおそれもあるとの問題意識が提起されている。

なお、上場会社においては、東証の一律的な開示要請において任意開示とされる開示内容を自発的に開示している例や、投資者向けの説明会の開催、補足説明資料の作成などの取組みが行われている例も増えており、こうした上場会社によ

⁵ 通期決算短信については、遅くとも期末後45日以内に開示されることが適当であり、さらに30日以内の開示がより望ましいものとして要請を行っている。

る投資者ニーズに応じた取組みがより積極的に行われることが望ましいとの指摘も寄せられている。

以上の問題意識を踏まえると、四半期決算に係る適時開示について、これまでの画一的な開示を要請する枠組みに過度に立脚したあり方を見直し、投資者ニーズと上場会社の負担との間のバランスの取れた的確なディスクロージャーの実現を図ることが望ましい。上場会社の負担は、最終的には株主の負担となる場合もある。そのため、上場会社はむしろ積極的なIR活動等⁶を通じて上場会社と投資者・株主との間のコミュニケーションを密接に行い、それぞれの投資者ニーズに応じたディスクロージャーのあり方を模索することが重要と考えられる。

2. 基本的な考え方

四半期決算に係る適時開示の本旨は、投資者ニーズに応じた開示時期、開示内容により、投資判断上重要な会社情報の一つである四半期決算情報を迅速かつ広範に伝達することにある。

1.(2)の検討趣旨にある問題意識や実務の状況を踏まえると、東証による一律的な開示要請において開示時期の目安や必須の開示内容が示されることによって、かえって、投資判断情報として過不足が生じ得るおそれが指摘されており、上場会社による投資者ニーズに応じた開示を積極的に行う実務慣行の形成の妨げとなるおそれも懸念されている。

当部会における検討にあたっては、本来、会社情報の適時開示については、上場会社自らが投資者ニーズに応じた的確な対応を行うことにその基本的性格があることを踏まえ、期中における経過情報として開示される四半期決算について、効果的かつ効率的なディスクロージャーを実現する観点から、これまでの東証による画一的な開示を求める枠組みを最小限に留め、上場会社が自らの判断に基づき、投資者ニーズに応じた的確なディスクロージャーを柔軟に行うことができるよう見直しを図ることを基本的な考え方として、四半期決算短信の位置付け、構成、開示時期、開示内容、その他の課題について整理を行っている。

なお、具体的な整理にあたっては、四半期報告書との役割分担等も踏まえ、現在の四半期決算に係る適時開示が実現している機能やディスクロージャーの水準

⁶ IR = Investor Relations (インベスター・リレーションズ)。以下ように解説されている。

「IR (インベスター・リレーションズ) とは、企業が株主や投資家に対し、投資判断に必要な企業情報を、適時、公平、継続して提供する活動のことをいいます。」

(出展「IR戦略の実践 (第2版)」 佐藤淑子著 日本経済新聞社刊)

が実質的に低下することのないよう十分に配慮することが重要と考えられる。

3．具体的な整理の方向性

(1) 四半期決算短信の位置付け、構成

四半期決算発表は、法定開示である四半期報告書の提出とは別に、投資者、マーケットに対して、四半期決算情報を迅速かつ広範に伝達するために行われている。東証においては、四半期決算発表について、一定の形式で開示されるものとなるよう、サマリー情報とそれ以外の情報により構成される「四半期決算短信」として開示を行うことを要請している。

四半期決算短信については、プレスリリースとして活用されているほか、投資者が電子的に直接情報にアクセスする環境が整備されており、また、その電子データが即時に情報端末や新聞紙面に反映される仕組みが構築されているなど広範に周知する機能を有している。

こうした迅速かつ広範に周知する機能を踏まえると、四半期報告書との役割分担を考慮した場合においてもなお、すべての上場会社が一律に、一定の形式で四半期決算発表を行うことの有用性は高いと考えられることから、これまでと同様、四半期決算短信として開示が行われることが適当と考えられる。

(2) 開示時期

四半期決算情報については、一般に、足元の業績動向を迅速に把握することに対する投資者ニーズは高く、また、上場会社内部での重要情報の滞留を速やかに解消する必要があることから、原則として、できる限り早期に開示されることが望ましい。

従来、東証においては、投資者ニーズに応じた四半期決算情報のできる限り早期の開示を図り、一定のディスクロージャーの水準を確保する観点から、すべての上場会社に対して一律に、四半期末後30日以内に開示することが望ましいものとして四半期決算短信の早期開示を要請してきた。

しかしながら、1.(2)の検討趣旨にあるとおり、東証により要請されている30日以内という開示時期の目安が過度に意識されることにより、上場会社の実務に過度の負担が生じるほか、必ずしも投資者ニーズに合致しないディスクロージャーとなるおそれもあるとの問題意識が提起されている。

以上を踏まえると、投資者ニーズと上場会社の負担との間のバランスの取れたよりの確なディスクロージャーの実現を図る観点から、東証による四半期決算に

係る適時開示の早期開示の要請について、画一的に30日以内という開示時期の目安を示すことを取り止め、上場会社の判断によって、投資者ニーズに応じた的確な開示時期を選択することができるよう見直すことが適当と考えられる。

(3) 開示内容

四半期決算短信については、投資者ニーズに応じた開示内容が開示されることが望ましく、また、投資者、マーケットに対して四半期財務情報を迅速かつ広範に周知する機能を有していることを踏まえると、すべての上場会社において一定の形式で開示されることが望ましい。

従来、東証においては、特に投資者に周知すべき有用な情報を必須の開示内容として四半期決算短信を開示することを要請してきた。

しかしながら、1.(2)の検討趣旨にあるとおり、東証が一律的な内容の開示を要請することによりかえって、投資判断情報として過不足が生じ得るおそれや、投資者ニーズに応じた積極的な開示を行う実務慣行の形成の妨げとなるおそれもあるとの問題意識が提起されている。

以上を踏まえると、投資者ニーズと上場会社の負担との間のバランスの取れたよりの確なディスクロージャーの実現を図る観点から、四半期決算に係る適時開示について、東証による画一的な開示を求める枠組みは最小限に留め、原則として、上場会社の判断によって、投資者ニーズに応じた的確な開示内容を選択することができるよう見直すことが適当と考えられる。

その上で、四半期決算に係る適時開示について、投資者ニーズにおいても一定の比較可能性を確保することの重要性が高く、その広範に周知する機能を継続して維持することは重要と考えられることから、一定の定型的・標準的な内容を維持することが適当と考えられる。

この点、サマリー情報については、四半期決算の基本的な情報が一覧性を持って網羅された一定の様式により明瞭・簡潔に記載されることにその特徴がある。投資者ニーズにおいても、四半期決算の概要を容易に把握する手段として有用性が高く、また、四半期決算短信の有する広範に周知する機能の中心的な役割を果たしているものであることから、サマリー情報を用いた開示が行われることを四半期決算発表における最低限の要件と整理することが望ましい。東証においては、四半期決算短信の開示が行われる際には、サマリー情報が一定の様式により開示されるものとなるよう、その位置付けを明確化した上で開示を求めることが適当と考えられる。なお、東証においては、サマリー情報の内容が常に投資者ニーズに合致したものとなるよう適宜見直しを図ることが望ましい。

また、「四半期（連結）貸借対照表」、「四半期（連結）損益計算書」（四半期累計期間）については、サマリー情報を作成するための前提となる基礎情報であり、投資情報として必須となる重要な情報であるから、投資者にとって四半期決算短信において開示される有用性が高いと考えられる。また、「継続企業の前提に関する注記」、「株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記」も、投資情報としての重要性が高く、投資者にとって四半期決算短信において開示される有用性が高いと考えられる。

このため、これらの情報については、四半期決算短信において開示が行われることが望ましく、東証においては、これまでと同様、すべての上場会社に対して一律に、必須の開示内容として開示を要請するなどの対応を図ることが適当と考えられる。

（４）的確なディスクロージャーの定着を図るための対応

上場会社の判断によって、投資者ニーズに応じて開示内容を選択することができるよう見直すにあたっては、上場会社による投資者ニーズに応じた的確なディスクロージャーがより積極的に行われることが必要と考えられる。

この点については、１．（２）の検討趣旨にあるとおり、上場会社による積極的な取組みが進展している状況にあり⁷、今後、ますます、上場会社による積極的な取組みがより一層行われ、実務慣行として定着することが期待される。

東証においては、まず、投資者ニーズに応じた的確なディスクロージャーを行うよう積極的に努めることが求められる会社情報の適時開示の趣旨について、上場会社に対して改めて周知徹底することが必要と考えられる⁸。

その上で、東証においては、投資者ニーズを幅広く汲み上げ、以下に掲げるような投資者から寄せられる様々なニーズについて、例えば、望ましい開示事例や優良事例として明確化することを通じて、投資者ニーズに応じた自発的な開示を推奨することが適当と考えられる。また、啓発活動など上場会社に対するサポートを強化することが望ましい。

⁷ 上場会社向けアンケートにおいては次のとおり回答が寄せられている。

〔セグメント情報〕四半期決算短信の開示時点で投資者が必要とする情報であるため、開示を行った： 77.5%

〔四半期連結キャッシュフロー計算書〕四半期決算短信の開示時点で投資者が必要とする情報であるため、開示を行った： 79.9%

〔個人投資者向け説明会〕開催している： 11.2%

〔機関投資家・証券アナリスト向け説明会開催〕開催している： 34.5%

⁸ この点については、現行有価証券上場規程第401条においても「上場会社は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。」旨が定められている。

・具体的な投資者ニーズの例

- ・ 上場会社の特性や実情に応じた早期開示
- ・ 四半期決算、業績の進捗に関する投資者へのよりの確な説明（定性的情報）
- ・ 四半期（連結）損益計算書（会計期間）の開示
- ・ 四半期連結キャッシュ・フロー計算書、セグメント情報の開示
- ・ 個別情報が重要な会社における個別情報の開示
- ・ わかりやすい補足説明資料の作成
- ・ 英文情報の適時適切な開示など海外投資家への的確な対応
- ・ 内外の投資者に向けた四半期決算に係る的確な説明機会の確保（説明会、電話会議、説明会動画情報のホームページへの掲載など） 等

また、東証においては、上場会社による投資者ニーズに応じた的確なディスクロージャーの定着を図る観点から、四半期決算に係る開示状況を継続的にモニタリングし、その状況を公表することなどの対応や、サマリー情報において、ディスクロージャー・IRの状況を一覧で把握することができる項目を設けるなどの工夫を行うことが適当と考えられる。

なお、東証において上記のような対応を行う場合には、従来のような一律的な開示内容の要請と誤解されることがないように十分に配慮することが求められる。

（５）その他

〔四半期報告書との差異に関する開示の取扱い〕

これまでの上場規則上、四半期決算短信を開示した後に、四半期報告書との差異が生じることとなった場合には、直ちに四半期決算短信を訂正して開示することを義務付けているが、これについては、上場会社の実務上、四半期報告書とできる限り同等の正確性を確保するために、四半期決算短信の早期開示の制約要因の一つとなっているとの指摘がある。

この点、四半期報告書の提出までの極めて短期間のうちに頻繁に訂正開示が行われると投資者の混乱を招くおそれがあることから、投資判断上の重要性が乏しい軽微な差異である場合には、直ちにそれを開示することが必ずしも適当でない場合があると考えられる。なお、四半期決算短信については、東証ホームページなどを通じて継続して縦覧に供される資料であることを踏まえると、確報値が掲載される必要があると考えられる。

このため、四半期決算短信を開示した後に、四半期報告書との差異が生じることとなった場合であって、その差異の内容が投資者の投資判断に及ぼす影響が軽

微なものであるときは、四半期報告書の提出後遅滞なく確定情報を開示することで差し支えないものとして整理することが適当と考えられる。

また、この差異の開示の対象範囲については、投資者の投資判断上重要な差異を除き、原則としてサマリー情報と基本財務諸表に限定することが望ましく、仮に、注記など他の部分に軽微な差異が生じている場合には、開示が不要なものとして明確化することが望ましい。なお、投資判断上の重要性が乏しい軽微な差異とは認められない場合は、すべての開示内容について、これまでどおり、直ちに四半期決算短信の訂正が必要となることは言うまでもない。

なお、この取扱いについては、通期決算短信においても、同様に扱うことが適当と考えられる。

〔補足説明資料の取扱い〕

四半期決算発表においては、上場会社による投資者ニーズに応じた自発的な取り組みとして、四半期決算説明会資料などの四半期決算に関する補足説明資料が作成されており、投資者の投資判断上有用な資料として活用されている。

こうした四半期決算に関する補足説明資料については、上場会社のホームページへの掲載や、T D n e t⁹による開示などを通じて、広く公表する上場会社が大半を占める一方で、説明会の出席者に配布するのみで公表していない例もある¹⁰。

こうした四半期決算に係る補足説明資料については、一般に、投資者の投資判断上有用性が高いと考えられるため、上場会社において当該資料を作成した場合には、自社ホームページへの掲載など、公平な情報提供に努めることが望ましく、東証においてはその旨を明確化することが適当と考えられる。

なお、この取扱いについては、通期決算短信においても、同様に扱うことが適当と考えられる。

〔監査状態の表示の取扱い〕

四半期決算短信において開示される四半期財務諸表は、金融商品取引法上の公認会計士等の保証手続（以下「レビュー」という。）の対象ではないが、実務上、四半期報告書において開示される四半期財務諸表のレビュー手続中の段階において、四半期決算の内容が定まった時点で開示されている。諸外国においては、プレスリリースとして開示される財務諸表については、監査状態を表示することが

⁹ Timely Disclosure network：東証の適時開示情報伝達システムの略。

¹⁰ 上場会社向けアンケート回答：補足説明資料を作成し、説明会出席者に配布している会社のうち、16.8%の上場会社が当該資料を公表していない。

一般的であることや、財務諸表利用者に対して注意を喚起するという観点からは、何らかの監査状態の表示を行う必要性があると考えられる。

このため、四半期決算短信において開示される四半期財務諸表を開示する際には、当該開示時点において四半期報告書で開示される四半期財務諸表のレビュー手続中である場合にはその旨の記載を行うなど、レビュー手続の状態を表示することが適当と考えられる。

また、この場合において、レビュー手続に関して監査人との間に大きな意見の隔たりがあるなど、投資者に誤解が生じ得る特段の事情があるときには、その事情等について適切な開示が行われることが適当と考えられる。

なお、この取扱いについては、通期決算短信においても、同様に取り扱うことが適当と考えられる。

〔通期決算短信の取扱い〕

通期決算短信は、平成 17 年（2005 年）に設置された「決算短信に関する研究会」報告において、位置付けや役割の再確認が行われるとともに、それまでの開示内容を整理し、基本的な決算数値及び業績予想のほかは、重要性の大小や前事業年度からの変更の有無により開示する内容を整理するなどの総合的な見直しが行われ、平成 19 年（2007 年）3 月期決算発表から適用が行われている¹¹。

この点、本報告書で示された見直しの方向性に基づき、四半期決算に係る適時開示の見直しが行われた後、実際の実務に大きく支障が生じることなく円滑に定着したと考えられる場合には、通期決算短信についても、これまでの東証による画一的な要請に代わる枠組みを検討すべきとの指摘がある。

一方で、通期決算短信については、法定開示である有価証券報告書の提出期限が事業年度経過後 3 か月以内となっており、また、上場会社の実務上は、法定開示に先立って会社法決算が確定することなど、その前提条件が四半期決算短信とは異なっていることや、投資判断上最も重要な会社情報の一つである確定決算情報を伝達する重要性を考慮すると、確定決算の経過情報の開示として位置付けられる四半期決算情報の開示と同様に整理することについては、なお一層の慎重を期して検討を加えるべきとの指摘もある。

東証において、通期決算短信の開示のあり方について検討を行う際には、今後の四半期決算短信の開示実務の蓄積も踏まえつつ、こうした指摘を十分に尊重することが望ましい。

¹¹ 東京証券取引所「決算短信に関する研究会報告～決算情報のより適切な開示に向けて～」
（平成 18 年（2006 年）3 月 20 日）参照

国際会計基準（ＩＦＲＳ）任意適用を踏まえた上場諸制度のあり方

１．検討趣旨等

近時、ＩＦＲＳについては、その普及が国際的に進展していることから、我が国においても、国際的な整合性を確保し、競争力を強化する観点から、その導入に向けた動きが急速に進められている。

この点については、従来企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）と国際会計基準審議会（ＩＡＳＢ）との間で、我が国の会計基準（以下「日本基準」という。）とＩＦＲＳのコンバージェンス（収斂）作業が進められてきたところであるが、これに加えて平成２１年（２００９年）６月、金融庁の企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」（以下「企業会計審議会意見書」という。）が公表された。これによると、国際的な財務・事業活動を行っている上場会社の連結財務諸表には、平成２２年（２０１０年）３月期の年度末決算よりＩＦＲＳの任意適用が容認されるとともに、平成２４年（２０１２年）を目途としてＩＦＲＳの強制適用の是非について判断することとされている。また、これに伴い、ＩＦＲＳ（公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官により告示されたものをいう。）の任意適用を容認する内容の連結財務諸表規則¹²等の改正が行われている¹³。

我が国におけるＩＦＲＳの導入については、単に会計基準そのものの問題だけでなく、ＩＦＲＳ適用会社が作成する財務諸表や、法定開示書類の制度上の位置付け、財務諸表の作成やその監査・レビューについての実務慣行の定着、関係者への教育・啓発活動や、ＩＦＲＳ設定主体への影響力の確保に向けての戦略の策定など多岐にわたる課題に対応していく必要があるが、これらは東証の上場諸制度や財務情報を利用する投資者に対しても大きな影響を与えるものと考えられる。

東証においては、今後の我が国におけるＩＦＲＳの導入に向けた対応の進展にあたり、東証の上場諸制度や関連する適時開示の実務がＩＦＲＳの任意適用について検討を行っている会社にとって、実務上大きな支障となることがないよう、当面の対応について速やかに検討を行うとともに、その対応について積極的に発信していくことが必要と考えられる。

¹² 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和５１年１０月３０日大蔵省令第２８号）のことをいう。

¹³ 法定開示においてＩＦＲＳ任意適用会社は、連結財務諸表規則第９３条に規定する指定国際会計基準に従い連結財務諸表を作成することとされている。本報告書においても、「ＩＦＲＳ」は指定国際会計基準を指す。

2. 基本的な考え方

I F R Sの任意適用を踏まえた上場諸制度の検討にあたっては、I F R Sは従来の日本基準に取って代わる会計基準であることを踏まえて検討することが必要である。すなわち、検討にあたっては、I F R Sを適用した場合の財務諸表上の数値をできる限りそのまま既存のルール適用にあたっての判断に利用することとし、日本基準に基づく財務諸表上の数値の近似値をI F R S適用後も利用するという考え方は取らないことを基本的な考え方とすることが適当と考えられる。

その上で、この基本的な考え方を既存の上場諸制度にあてはめた場合に、日本基準を適用していた場合と比較して、著しく重要な差異や不都合が生じることが想定されるときは、必要な範囲で従来の日本基準との整合性を図るための調整を加えることが適当と考えられる。

また、日本基準とI F R Sとの間のコンバージェンスが進むことに伴い、今回検討の対象としたI F R S任意適用会社への上場諸制度や適時開示の実務に関する論点が日本基準を適用する上場会社や米国会計基準適用会社にも当てはまる場合は、同様の考え方に基づき対応することが望ましい。

3. 具体的な整理の方向性¹⁴

(1) 既上場会社における対応

〔適時開示の要否を判断するための軽微基準への対応〕

現在、適時開示の要否を判断するための軽微基準として、主に純資産額・売上高・経常利益・当期純利益等¹⁵の財務数値が用いられている¹⁶。これらの財務数値については、I F R S適用初年度における純資産額を除き、I F R Sを適用することで著しく重要な差異や不都合が生じることが想定されない。したがって、最終的には関連する法令等の改正状況を考慮して対応を決定する必要があるが、当面はI F R Sでは開示されない経常利益を除き、原則としてそのまま利用することが適当と考えられる¹⁷。ただし、当期利益に係る軽微基準については、1株あ

¹⁴ 各論点に対する具体的な方向性の一覧については、(参考6)を参照。

¹⁵ 本報告書では、I F R Sと日本基準それぞれで使用されている用語に従い、I F R Sでは「当期利益」、日本基準では「当期純利益」の名称を用いている。

¹⁶ 現行有価証券上場規程施行規則第401条、第402条など。

¹⁷ 現行有価証券上場規程上、適時開示の要否は個別財務諸表上の数値で判断することになっているが、検討にあたっては、I F R S任意適用会社については連結財務諸表上の数値で適時開示の要否を判断するように規則改正を行うことを前提としている。

たり利益の計算根拠として非支配持分控除後の当期利益（親会社の所有者に帰属する当期利益）をＩＦＲＳでも用いることとされている。これを考慮すると、投資判断上の観点から見た場合、非支配持分控除後の数値（親会社の所有者に帰属する当期利益）を用いることが適当と考えられる¹⁸。

包括利益については、その構成要素であるその他の包括利益の大部分が従来の日本基準でも当期純利益の計算に含まれていない項目であることや、その他の包括利益に属する項目は会社の通常の営業活動とは必ずしも密接な関係が見られない資産価値の変動などにより発生するものであることを踏まえると、軽微基準として包括利益を用いることは避けるべきであると考えられる。

なお、ＩＦＲＳ適用初年度における純資産額に係る適時開示の軽微基準については、内部者取引規制上の重要事実や臨時報告書の提出要件との関係を整理する必要があると考えられるため、今後の法制度の動向も踏まえて、継続して検討することが求められる。

また、適時開示に関連して、その他の包括利益に属する項目に重要な影響を及ぼす事象について適時開示の対象とすべきではないかとの指摘もあり、こうした指摘については、ＩＦＲＳの任意適用期間における実務の状況を踏まえて、継続して検討することが求められる。

〔指定替え基準・上場廃止基準への対応〕

ＩＦＲＳ適用初年度においては、過年度からの日本基準とＩＦＲＳの差異が資本合計の金額に影響を及ぼした結果、一時的に債務超過の状態となる会社が出る可能性がある。

債務超過に係る指定替え基準及び上場廃止基準¹⁹については、上場会社に対して早期の事業再生を促すなどの目的から設けられているものである。また、指定替えや上場廃止という内容は上場会社及び投資者の両者に対して非常に重要な影響を及ぼすものである。しかし、上記の日本基準とＩＦＲＳの差異により一時的に債務超過の状態となった会社にまで一律にこの基準を適用することは、この制度の目的や内容の重要性を考慮すると、著しく不合理な結果を招くと考えられる。

このため、現行の債務超過に係る指定替え基準及び上場廃止基準については、

¹⁸ ＩＦＲＳ上は注記等により、当期利益から非支配持分を控除した額は財務諸表上表示されるため、軽微基準として容易に利用することが可能と考えられる。

¹⁹ 現在、純資産額を用いる指定替え基準及び上場廃止基準として、債務超過による指定替え基準（現行有価証券上場規程第311条第1項第5号）や、2期連続の債務超過を要件とする上場廃止基準（同規程第601条第1項第5号）が存在している。

その代替となり得る基準を設定することを含め、できる限り速やかに抜本的な見直しについて検討することが望ましい。また、その際にはいずれの財務数値を基準として採用するにせよ、将来ＩＦＲＳを適用するにあたり、ＩＦＲＳに基づく財務数値には調整を加えず、そのまま利用することが原則である旨を東証として明確化しておくことが重要であろう。さらに、検討時期については、日本基準とＩＦＲＳのコンバージェンスの進展状況も踏まえて対応することが望ましい。

その上で、抜本的な見直しを行うまでのＩＦＲＳ任意適用会社への暫定的な対応として、日本基準とＩＦＲＳの差異によりＩＦＲＳの適用が資本合計に影響を与える要因のうち、主要な項目による影響額を除外した上で、債務超過に係る上場廃止及び指定替え基準を適用するなどの方法により対応することが適当と考えられる。なお、主要な項目の決定にあたっては、純投資目的以外の目的で保有する株式の取扱いなど、我が国の実態等を十分に考慮する必要があると思われる。

また、現在、上場廃止基準において、「不適当な合併等」に関する基準が設けられており²⁰、これについては、非上場会社との合併等の行為が「不適当な合併等」に該当するか否かの形式的な判定を行う際の判断基準として、総資産額、売上高と併せて経常利益が用いられている。しかし、ＩＦＲＳ任意適用会社は経常利益が開示されないことから、この基準をそのまま用いることができず、これに代わる基準の設定に関し、その要否も含め検討する必要があると思われる。

この点、総資産額や売上高は業種の相違等によりその金額規模に大きな差が生じることが想定されるため、こうした業種の相違等による影響が限定的になるとと思われる利益数値に関する判断基準を設ける必要性は高いと考えられる。したがって、経常利益に代えて、当期利益などＩＦＲＳ上で開示される別の利益数値を判断基準として用いることが適当と考えられる。

（２）決算情報の適時開示に関する対応

〔決算短信において開示すべき情報〕

ＩＦＲＳを適用することにより、経常利益や、日本基準を適用した場合と同様の内容の営業利益²¹のように数値の算定が困難になる項目や、包括利益などの新しい概念に基づく項目が発生することが想定される。また、財務諸表に係る注記

²⁰ 上場会社が非上場会社を吸収合併する場合や、非上場会社を完全子会社とする株式交換を行った場合などにおいて、当該上場会社が実質的な存続会社でないと認められる場合は「不適当な合併等」に該当するものとされ、一定期間内に新規上場審査に準じた審査に適合しない場合には上場廃止となる（現行有価証券上場規程第601条第1項第9号）。

²¹ ＩＦＲＳでは特別損益を区分して開示されないため、日本基準における特別損益に該当する項目の一部の影響が、ＩＦＲＳでは営業利益に含まれる。

情報のように、ＩＦＲＳを適用したことで開示される情報の内容が従来に比して大きく異なる場合も考えられる。このため、ＩＦＲＳを適用した際の決算短信等における開示項目・内容について検討を行う必要があると思われる²²。

・サマリー情報における開示内容（財務指標を含む実績値）

サマリー情報に記載する財務指標を含む実績値について、営業利益や税引前利益はＩＦＲＳ上で開示が強制されているわけではないが、売上高から当期利益に至るまでの途中の過程を示すことは、ＩＦＲＳを適用した場合でも引き続き重要であるため、財務諸表上で営業利益や税引前利益を開示している場合には、サマリー情報でも開示を求めることが適当と考えられる。

その他、ＩＦＲＳでは開示が要求されていない本業から発生した利益について、何らかの形により開示することを検討すべきとの指摘や、営業利益など日本基準とＩＦＲＳの間で考え方や内容が異なる項目についての説明が十分になされるように、ＭＣ（経営者の解説）における開示内容を工夫すべきとの指摘もあり、今後のＩＦＲＳ任意適用会社の状況を確認しつつ、継続して検討することが望まれる。

当期利益のうち親会社の所有者に帰属する部分については、前述のとおり適時開示の要否を判断するための軽微基準として用いられることが望ましいことに加え、ＩＦＲＳでは１株当たり当期利益の算定根拠となることから開示の対象とし、包括利益についても、保有金融商品の公正価値変動や海外子会社の為替変動の影響などを合わせた資本取引以外の要因による資本合計への影響額を情報として示すことは有用であると考えられるため、サマリー情報においても開示の対象とすることが適当と考えられる。

・サマリー情報における開示内容（業績予想）

業績予想については、実績値として開示する項目や従来業績予想として開示を求めていた項目を考慮し、売上高及び当期利益（親会社の所有者に帰属する当期利益を含む）の開示については従来どおり求め、併せて会社が営業利益や税引前利益を基本とするマネジメントの体制を整えているのであれば、その開示を併せて求めることが適当と考えられる²³。

ただし、包括利益についてその他の包括利益として開示される項目は、公正価値や為替などの変動に大きく影響を受ける項目が多く、それらを合理的

²² ＩＦＲＳ適用会社の通期決算短信のイメージについては、（参考７）参照。

²³ ＩＦＲＳ（ＩＡＳ第１号）では、包括利益計算書において営業利益や税引前利益の開示は必須とはしていない。

に予測し、開示することは困難であると思われるため、開示に適さないものとして整理することが適当と考えられる。

・ 定性的情報・財務諸表（注記含む）における開示内容

定性的情報として開示される項目については、適用される会計基準が日本基準からＩＦＲＳに変更されたことで、その項目自体を変更する必要がある性質のものではないため、その変更は行わないことが適当と考えられる。

定性的情報での開示内容については、ＩＦＲＳの適用は単なる会計基準の技術的な変更ではなく、パラダイムの変革を促すものであるとの考え方もある点を重視し、ＭＣについての開示の充実を図るべきとの指摘がある一方で、決算短信における開示内容については、有価証券報告書や中期経営計画との役割分担があり、必ずしも経営方針やリスク情報の開示を必須とする必要はないのではないかととの指摘もある。また、日本独自の慣行とされる純投資目的以外の目的で保有する株式に関する開示と組み合わせた包括利益の開示のあり方について検討すべきとの指摘もある。これらの点については、ＩＦＲＳの任意適用期間における実務の状況を踏まえて、継続して検討することが望まれる。

財務諸表注記については、ＩＦＲＳで求められている情報をすべて決算短信において開示することとすると、その内容が膨大になることが懸念され、業績速報としての決算短信の機能の低下に繋がることや、上場会社の実務上の負担に繋がることが懸念される。したがって、決算短信ではＩＦＲＳで求められている注記内容のうち、投資者に迅速に伝達する有用性が高いものに限定して開示することが適当と考えられる。

具体的に開示を求める財務諸表注記として、重要な会計方針や重要な会計上の見積りに関する注記については、決算短信の速報性としての役割を重視し、例えば、変更が行われた場合に変更箇所のみの開示を行うことで足りるとの指摘のほか、少なくとも連結財務諸表の基礎であるＩＦＲＳと個別財務諸表の基礎である日本基準との間の重要な相違については開示すべきとの指摘もあり、これらの点も考慮した上で開示する内容について決定することが望まれる。

〔 Ｉ Ｆ Ｒ Ｓ 適用初年度における対応 〕

ＩＦＲＳを適用することにより、ＩＦＲＳ適用前の過年度の財務情報や、日本基準を適用している他の上場会社との比較可能性を確保することが重要である。

この点、比較を行うための情報の重要性を踏まえると、上場会社の実務上の負担を考慮しつつも、比較可能性を一定程度確保する観点から、法定開示において適用初年度に開示が求められる情報²⁴について、決算短信においても同様に開示を求めることが適当と考えられる。

なお、ＩＦＲＳの適用初年度においては、東証による決算短信の早期開示要請に関し、並行開示のための資料作成負担の増加に配慮することや、ＩＦＲＳ適用後の業績予想について、管理会計上の対応状況によって、その精度やタイミングが会社により異なることが想定されるため、業績予想の開示時期について配慮することが望ましい。

（３）新規上場申請に関する対応

〔ＩＦＲＳに基づく財務書類による新規上場申請の可否〕

ＩＦＲＳによる上場申請を行うことができる体制を整えている会社がＩＦＲＳによる申請を行った場合は、東証は新規上場を推進していく立場として、これを受け入れることが望ましい。したがって、ＩＦＲＳの任意適用を行っている会社からの上場申請については、法定開示のＩＦＲＳ任意適用が開始される平成２２年（２０１０年）３月期を申請直前期とするものよりＩＦＲＳでも受け入れることが適当と考えられる²⁵。

また、ＩＦＲＳによる上場申請への対応に関する公表時期については、上場申請には準備開始から実際の申請まで相当の時間を必要とすることから、上場申請会社にとっての必要性を考慮すると、決定した方針を可能な限り速やかに外部に示すことが適当と考えられる。

〔形式要件としての純資産額や利益金額の取扱い〕

上場申請を行うにあたり求められる形式要件²⁶の一部として、純資産及び利益の額がそれぞれ一定額以上であることが規則上要求されている²⁷。

²⁴ 連結財務諸表作成会社におけるＩＦＲＳ適用初年度での開示情報としては、ＩＦＲＳに基づく財務諸表、日本基準に基づく要約財務諸表、日本基準とＩＦＲＳの間の差異に関する説明（以上、すべて前期分及び当期分）ＩＦＲＳでの前期期首財政状態計算書の開示が求められている。

²⁵ ただし、現状では法定開示との関係から、新規上場申請会社は東証への上場申請書類をＩＦＲＳにより作成することが事実上できない状況にある。詳細については「４．ＩＦＲＳ強制適用に向けた今後の課題（２）新規上場申請会社に関する対応」を参照。

²⁶ 現在、内国株券等に係る本則市場の上場審査については、有価証券上場規程に定められた形式要件に適合するものを対象として行われる旨が規定されている。

²⁷ 純資産の額については、現行有価証券上場規程第２０５条第５号により、新規上場申請日の直前事業年度の末日の時点で１０億円以上であることが要求されており、また、利益の額については、同第６号により、最近２年間のうち、最初の１年間は１億円以上及び最近の１年間は４億円以上であること（もし

ＩＦＲＳにより上場申請を行う会社が、これらの形式要件への適合状況を判断するにあたり利用する純資産及び利益の額については、現在、有価証券上場規程において定められている米国会計基準適用会社（旧連結財務諸表規則第９３条適用会社）に対する純資産及び利益の額の算定方法に係る特例²⁸と同様に、ＩＦＲＳに基づく財務諸表上の純資産や利益の額を利用することが適当と考えられる。

〔提出を求める財務情報の内容及び監査・レビューの要否〕

上場申請を行う場合には、最近５年間の連結財務諸表を提出する必要があるが²⁹、ＩＦＲＳによる上場申請を行う会社に対して５年分の連結財務諸表のすべてについてＩＦＲＳへの組替作業を要求することは、上場申請会社にとって負担が大きいと思われる。したがって、この点に配慮し、最近２年間についてＩＦＲＳによる連結財務諸表の提出を求めるなどの対応を取ることが望まれる。

また、監査意見を求める範囲については、ＩＦＲＳに基づいて財務諸表を作成した場合でも、特に監査意見を得るために大きな不都合はないと考えられるため、日本基準に基づく財務諸表による上場申請が行われた場合と同様の期間（２年間ないしは３年間）についての提出を求めることが適当と考えられる。

（４）金融商品取引所としての東証に求められる啓発活動

ＩＦＲＳの適用は、市場関係者に対して多大な影響を与えることが予想されるため、事前の入念な準備が必要と考えられる。したがって、関係者に対する啓発活動は、ＩＦＲＳのスムーズな導入のための準備の一環として不可欠であり、金融商品取引所としての東証もＩＦＲＳの啓発活動を行うにあたり果たすべき役割は大きいと考えられる。

我が国では、東証も参加しているＩＦＲＳ対応会議等の場において、効果的・効率的な啓発活動の内容・実施時期等の方向性に関する議論が行われ、ＩＦＲＳに関するセミナー・説明会も頻繁に行われている。

くは、最近３年間のうち、最初の１年間は１億円以上及び最近の１年間は４億円以上であり、かつ最近３年間の利益の額の総額が６億円以上であること）が要求されている。

²⁸ 現在、純資産の額に係る形式要件については、米国会計基準適用会社（旧連結財務諸表規則第９３条適用会社）の場合は、「米国会計基準に基づく連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額」を形式要件への適合状況を判断するにあたり利用する旨が規定されている（現行有価証券上場規程施行規則第２１２条第５項第１号但し書き）。また、利益の額に係る形式基準については、米国会計基準適用会社の場合は、「米国会計基準に基づく連結損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額（連結損益計算書上の経常利益金額又は経常損失金額に相当する額と税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額に相当する額とのいずれか低い額）」を形式要件への適合状況を判断するにあたり利用する旨が規定されている（現行有価証券上場規程施行規則第２１２条第６項第１号但し書き）。

²⁹ 該当する期間において、有価証券報告書を作成している場合に限る。

このような状況の中で、東証が啓発活動という面において果たすべき役割としては、第一にＩＦＲＳ対応会議などの場において、市場開設者の立場からの意見発信や協力を積極的に行うことにより、啓発活動の内容作成に協力していくことが考えられる。

第二に、財務諸表の作成者や利用者などの市場関係者に対して、各者の立場や必要とされる情報の内容を十分に考慮した上で、関係団体のＩＦＲＳ啓発活動を効果的・効率的に周知するための役割を積極的に果たしていくことが考えられる。特にその中でも、他の関係諸団体が実施する啓発活動の主な対象となりにくい部分である上場会社におけるマネジメント層や一般投資者に対する啓発活動については、重点的に対応していくことが望まれる。

また、啓発活動の具体的な内容としては、ＩＦＲＳ適用に関する東証規則への影響やマネジメント・一般投資者から見た財務諸表の読み方などの東証独自の分野に関するセミナーの実施、ホームページを利用した啓発活動、冊子の作成・配布、監査法人と連携したセミナーの実施などが考えられる。

４．ＩＦＲＳ強制適用に向けた今後の課題

企業会計審議会意見書によると、今後、平成２４年（２０１２年）を目処として、ＩＦＲＳの強制適用の是非について判断が行われることとされている。この将来的なＩＦＲＳの強制適用を踏まえ、今後は以下の点についても検討対象としていくことが必要となると思われる。

（１）既上場会社に関する対応

既上場会社に関する対応としては、第一に、投資者から見た東京市場の魅力を向上させる観点から考えると、国際的な活動を展開する上場会社や海外投資者の保有比率の高い上場会社については、東証としても、関係当局と協力してＩＦＲＳの任意適用を積極的に推進していくことが望まれる。なお、その際には、日本基準とＩＦＲＳとの間のコンバージェンスの進展度合いや、ベンチャー企業に対する上場推進という観点から、すべての会社について一律にＩＦＲＳを適用する必要性の有無や、時価総額等の規模により段階的にＩＦＲＳを適用させることの要否についても考慮した上で対応することが望まれる。

二点目として、ＩＦＲＳは世界各国における会計基準の共通化を目指すものであることから、プリンシプル・ベースの形を取っている。そのため、日本基準に基づく財務諸表とは異なり、各上場会社の経営者の判断による部分がより拡大さ

れる。このため、日本基準の適用時に比して、ＩＦＲＳを適用することで比較可能性の意味が大幅に変わることが予想され、啓発活動の観点からこの点について投資者に対して十分な理解を促すための方策を検討し、ＩＦＲＳに基づく財務諸表の利用者が混乱しないように対応を進めることが必要と考えられる。

三点目として、有価証券上場規程における適時開示の要否については、内部者取引規制上の重要事実に係る軽微基準と同様に、現状では個別財務諸表上の数値で判断される。ＩＦＲＳを任意適用した場合は、開示情報の中心となる連結財務諸表の作成基準（ＩＦＲＳ）と、内部者取引規制上の重要事実を判断する際のベースとなる個別財務諸表の作成基準（日本基準）が異なることとなる。したがって、ＩＦＲＳ適用後における適時開示の軽微基準のあり方について内容を整理し、必要に応じて関係各所との調整を行うことが必要と考えられる。

最後に、ＩＦＲＳ適用後も日本基準での作成が義務付けられる個別財務諸表の取扱いについて、連結財務諸表非作成会社への対応と併せて検討し、東証としての意見発信を行っていくことが必要であると考えられる。

（２）新規上場申請会社に関する対応

現在、有価証券届出書などの法定開示において、ＩＦＲＳによる財務諸表の作成が認められるのは上場会社に限られており、新規上場申請会社は、東証への上場申請書類をＩＦＲＳにより作成することが事実上できない状況にある。

前述の企業会計審議会意見書では、近い将来上場を計画している非上場会社に対し、任意でＩＦＲＳでの財務報告を認めるかどうかについては、改めて検討される必要があるとの記載に留まり、ＩＦＲＳ適用の是非やスケジュールについては明記されていない。

このように、新規上場申請会社のＩＦＲＳによる法定開示に関する事項が不明瞭な状態が今後も続けば、新規上場申請会社は短期間のうちに日本基準に基づく財務情報とＩＦＲＳに基づく財務情報の両方を作成するための体制を整えることが必要となり、このことが新規上場を阻害する要因になることが懸念される。

新規上場の準備期間としては、通常３～５年程度必要とされることを念頭に置いた上で、新規上場申請会社に対するＩＦＲＳによる法定開示の是非及びそのスケジュールが可能な限り早期に明らかになるように、関係各所に働きかけを行っていくことが望まれる。

終わりに

本報告書は、当面の特に対応の優先度が高い課題として掲げられた、四半期決算に係る適時開示の見直しと、I F R S 任意適用を踏まえた上場諸制度の対応について、その方向性をとりまとめたものであるが、今後、四半期決算やI F R S に関しては、国際的な議論が更に進む中で、経済環境・法制度の変化や、実務の状況に即応して、不断の見直しを図ることが重要である。加えて、東証においては、「上場制度整備の実行計画 2 0 0 9」³⁰に掲げられた「検討を継続する事項」³¹を含め、会社情報のディスクロージャーを巡る諸課題について不断の見直しを図ることが重要である。

四半期決算そのものについては、近年、上場会社を取り巻く環境変化が著しく、企業業績が短期間で大きく変動する状況になってきていることを踏まえると、足元の業績動向を把握することに対する投資者のニーズに応えるものとしてその必要性が評価されており、上場会社においてもその経営管理上の有用性が評価されている³²。その一方で、諸外国においては四半期開示に関する制度が存在せず、任意としている国も多いとの指摘や、四半期開示を導入している諸外国と比較した場合においても、その開示内容や、それを支える会計基準やレビュー手続きの負担が過重となっているのではないかと指摘がある。こうしたことを背景として、上場会社の非公開化や新規上場会社の減少の一因となっていることも懸念されている。

今後、我が国においても、I F R S 導入に向けた動きが加速していくことを踏まえると、関係者において、諸外国における四半期開示に関する動向も注視し、そのあり方について、真摯に検討することが求められる。我が国においても、今

³⁰ 脚注 1 参照

³¹ 「上場制度整備の実行計画 2 0 0 9」上、「検討を継続する事項」として以下の事項が掲げられている。

- 上場会社の実務への定着状況及び関係当局の検討状況をみながら、上場会社本体の会社情報の開示の重要性（軽微基準）を連結財務諸表作成会社にとっては原則として連結財務諸表の数値を利用するよう、上場規則の改正内容、実施時期について検討を行う。
- 新興企業のように企業規模の小さい会社における負担が過重ではないかと指摘を踏まえ、会社組織の整備状況や事業規模等を考慮した四半期開示や内部統制の実務のあり方について検討を行う。
- 国際的な議論の動向も踏まえ、より望ましい四半期開示のあり方について検討を行う。
- 業績予想の開示を巡る議論を踏まえ、より適切な業績予想開示の方法等について検討を行う。
- 投資家サイドのニーズを踏まえ、決算情報等の提供内容、提供方法等について改善すべき点がないか検討を行う。
- I F R S を採用している（採用表明国を含む。）諸外国の上場制度や開示面での対応策を調査し、我が国で想定される問題点の整理を進める。

³² 上場会社向けアンケート回答：

〔四半期決算の企業経営上の有用性〕

有用・どちらかという有用 68.6% 無用・どちらかという無用 10.0%

〔四半期決算短信の投資判断上の有用性〕

有用・どちらかという有用 71.9% 無用・どちらかという無用 4.6%

回の見直しによって、投資者ニーズや上場会社の特性など四半期開示の多種多様なニーズや実情に応じた開示実務が定着していくこととなれば、将来的な方向性として、EU諸国など多くの諸外国で行われている、事業年度中の経過開示は中間決算を基本としつつ、投資者ニーズに応じる形で、上場会社が自発的に四半期開示を行う枠組みを採用することも検討に値しよう。

ただし、こうした枠組みを採用する前提として、本報告書で示した基本的な考え方にもあるとおり、ルールベースで強制されないとしても、上場会社が投資者ニーズに応じた的確なディスクロージャーを積極的に行う実務慣行が定着されることが必要不可欠と考えられる。

また、今後、IFRSの本格的な導入を進めていくにあたって、IFRSがいわゆるプリンシプル・ベースであることを踏まえれば、上場会社の主体的な役割や、それに伴う説明責任がますます重要になってくると考えられ、こうした実務慣行が定着することがその円滑な導入を図るために有効であると考えられる。

当部会としては、会社情報のディスクロージャーについては、その担い手である上場会社が主体的な役割を果たすことが求められ、上場会社自らの会社情報のディスクロージャーに対する重要性の認識と積極的な対応が必要不可欠であることを強調するとともに、積極的なIR活動を通じた上場会社と投資者・株主との間のコミュニケーションが行われることが重要であることを改めて強調しておきたい。

以 上

上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会の審議経過

回号	開催日	概 要
第 1 回	1 0 月 2 1 日	〔 四半期開示 〕 ・ 制度概要及び現状、意識・実態調査結果、問題意識 ・ 自由討議
第 2 回	1 1 月 2 7 日	〔 四半期開示 〕 ・ 現状評価 ・ 実務改善に向けた論点整理（事務局案の提示）
第 3 回	1 2 月 1 8 日	〔 四半期開示 〕 ・ 前回の議論を踏まえた整理 〔 I F R S 〕 ・ 海外調査結果、上場会社意識・実態調査概要報告 ・ I F R S 任意適用に対する制度・開示上の問題意識 ・ 上場規則関係・開示様式関係の対応案の検討
第 4 回	1 月 2 2 日	〔 四半期開示 〕 ・ 当面の方向性まとめ 〔 I F R S 〕 ・ 前回の議論を踏まえた整理 ・ 上場規則関係・開示様式関係の対応案の検討 ・ I F R S 適用に対する東証の啓発活動のあり方
第 5 回	2 月 1 7 日	・ 報告書（案）の検討
第 6 回	3 月 9 日	・ 報告書の取りまとめ

上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会委員等名簿

平成22年3月現在

座 長	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
委 員	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
"	五反田屋 信明	東京電力(株) 経理部連結決算グループマネージャー
"	佐藤 淑子	日本ＩＲ協議会 事務局長・首席研究員
"	高畑 修一	三菱重工業(株) 経理部主席部員
"	手塚 仙夫	公認会計士・日本公認会計士協会常務理事
"	中野 義一	日本経済新聞社 証券部紙面担当部長
"	野間 幹晴	一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授
"	野村 嘉浩	野村證券(株) 金融経済研究所 投資調査部次長
"	橋本 尚	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
"	福見 守弘	共同通信社 経済データ部長
"	室橋 陽二	公認会計士・新日本有限責任監査法人シニアパートナー
"	柳 良平	エーザイ(株) ＩＲ部長、早稲田大学大学院会計研究科講師
"	山本 卓	企業年金連合会 年金運用部 株式グループリーダー
"	吉井 一洋	大和総研(株) 制度調査部長

〔計15名〕

(敬称略：五十音順)

(オブザーバー)

(株)大阪証券取引所

(株)名古屋証券取引所

東証上場第146号
平成22年4月27日

上場会社代表者
上場外国会社代理人 各位
不動産投資信託証券発行者代表者
ETF発行者代表者

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 斉藤 惇

**四半期決算に係る適時開示の見直し、IFRS任意適用を踏まえた
上場制度の整備等について**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所市場の円滑な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、4月27日開催の取締役会において「四半期決算に係る適時開示の見直し、IFRS任意適用を踏まえた上場制度の整備等について」(別添1)を決議いたしましたので、ご通知申し上げます。

今回の決議は、上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会からの制度整備の方向性に関する提言「四半期決算に係る適時開示の見直し、IFRS任意適用を踏まえた上場諸制度のあり方について」(平成22年3月24日公表)の内容等を踏まえた対応を中心に、上場制度について所要の改正を行うものです。また、本規則改正に伴う実務上の取扱い等の概要(案)は別添2のとおりとすることを予定しています。

なお、本件につきましては、本年6月末を目途に実施する予定です。

敬 具

本件につきましては、現在、パブリック・コメント手続に付しております。その詳細につきましては、当取引所のホームページ(URL: <http://www.tse.or.jp/>)をご覧ください。

四半期決算に係る適時開示の見直し、ＩＦＲＳ任意適用を踏まえた上場制度の整備等について

平成２２年４月２７日
株式会社東京証券取引所

趣旨

当取引所では、昨年９月に公表した「上場制度整備の実行計画２００９」において、昨年度の最重点課題として掲げた「環境変化を踏まえた適時開示に係る制度及び実務の整備」と「上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備」について、以下に掲げる趣旨から、所要の制度整備を行うこととします。

まず、環境変化を踏まえた適時開示に係る制度及び実務の整備の一環として、上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会報告「四半期決算に係る適時開示、国際会計基準（ＩＦＲＳ）の任意適用を踏まえた上場諸制度のあり方について」（平成２２年３月２４日公表）の提言を踏まえ、四半期決算に係る適時開示について、効果的かつ効率的なディスクロージャーを実現する観点から、画一的な開示を求める枠組みを最小限にとどめ、上場会社が自らの判断に基づき、投資者ニーズに応じた的確なディスクロージャーを柔軟に行うことができるよう、最低限の要件として当取引所所定の様式を定め、それ以外の部分については、上場会社の判断に基づき開示を行うこととするなどの見直しを行います。また、本年３月期決算から国際会計基準（ＩＦＲＳ）の任意適用が認められたことに対応し、ＩＦＲＳを任意適用する上場会社及び新規上場申請者に係る上場制度を整備します。

次に、上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備の一環として、支配株主による権限濫用を防止する観点から、支配株主との重要な取引を行う場合について、一定の手続きの実施を求めるなど、所要の制度整備を行うこととします。

概要

項 目	内 容	備 考
１．四半期決算等に係る適時開示の見直し （１）四半期決算に係る開示様式の明確化	・上場会社は、四半期決算の内容が定まった場合の開示について、当取引所所定の様式により行うものとします。	決算情報の開示については、共通化すべき最低限の内容として決算短信等の様式を定めている実務について、その根拠を、上場規則上、明確化する趣旨です。 ・従来のサマリー情報に相当するものを所定の様式として定めるとともに、主要な四半期財務諸表等の添付を要請します。その他の添付資料等については、投資者ニーズに応じた対応を促します。（別紙参照） ・通期決算の内容が定まった場合の開示についても、同様とします。 ・公認会計士等による財務諸表の監査又はレビューの状況を所

項 目	内 容	備 考
(2) 決算発表資料の軽微な訂正に係る取扱いの明確化 (3) 決算内容に関する補足説明資料の公平な提供	・ 上場会社は、既に開示した決算内容について、当該決算に係る法定開示書類の提出前に訂正すべき事情が生じた場合、投資者の投資判断上重要な訂正である場合を除き、法定開示書類の提出後遅滞なく当該訂正の内容を開示すれば足りるものとしします。 ・ 上場会社は、決算内容に関する補足説明資料を作成し、第三者にこれを提供した場合には、自社ホームページに掲載するなどの方法により当該資料の投資者への公平な提供に努めるものとしします。	定の様式上に記載することを求めることとします。 ・ 四半期決算情報について従前示していた早期開示目標（ 3 0 日以内 ）は取りやめることとします。ただし、上場会社内部における重要情報の滞留を速やかに解消する観点から、より早期の四半期決算情報の開示が望ましいとする要請は継続します。 従来、軽重に関らず直ちに訂正の内容の開示を必要としてきた取扱いを見直し、実務の合理化を図る趣旨です。 投資判断に有益な情報を投資者が公平に入手できる環境を整備する趣旨です。 ・ 補足説明資料とは、上場会社が開催する決算説明会において配布した資料をいいます。
2 .国際会計基準(I F R S) 任意適用会社対応 (1) 上場審査基準における取扱い (2) 適時開示における取扱い	・ 任意適用会社に対する純資産の額及び利益の額に係る基準については、I F R S によって作成した連結財務諸表に基づいて算定される純資産の額及び利益の額を基に算出する額を用いることとします。 ・ 任意適用会社に対しては、最近 5 年間の連結財務諸表のうち、少なくとも最近 2 年間は I F R S で作成したものの提出を求めることとします。 ・ 任意適用会社が行う適時開示に係る軽微基準については、「経常利益」に係る基準は適用せず、「当期純利益」に係る基準については「親会社の所有者に帰属する当期	・ 「I F R S」とは、連結財務諸表規則第 9 3 条に規定する指定国際会計基準を指します。 ・ 連結財務諸表非作成会社が任意で個別財務諸表を I F R S によって作成した場合においても以下の対応を準用します。 ・ 「任意適用会社」とは、原則として平成 2 2 年 3 月期以降、I F R S によって作成した連結財務諸表を添付した有価証券報告書を提出した新規上場申請者又は上場会社を指します。 I F R S には日本基準における経常利益に相当する科目が存在しないこと、I F R S を導入している諸外国でも投資判断の観点からは、1 株当たり当期利益の分母となる当期利益

項 目	内 容	備 考
(3) 上場廃止基準等における取扱い	利益」を用いることとします。 - 任意適用会社が行う業績予想については、売上高、営業利益、税引き前利益、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益についての修正を適時開示の対象とします。 - 任意適用会社に対する債務超過に係る上場廃止基準及び指定替え基準の適用にあたっては、I F R S と日本基準との会計基準上の差異により不利益な取扱いとならないよう特例を設けることとします。 - 任意適用会社に対する不適当な合併等に係る基準の適用については、「経常利益」の代わりに「親会社の所有者に帰属する当期利益」を用いることとします。	について、非支配持分を控除した「親会社の所有者に帰属する当期利益」を採用していることに対応するものです。 「包括利益」は業績予想の対象とはしないため、その修正については開示の対象とはしません。 - I F R S と日本基準の差異が資本合計に影響を与える要因のうち、主要な項目による影響額を除外するなどの取扱いを想定しています。 I F R S には日本基準における経常利益に相当する科目が存在しないことに対応するものです。
3. コーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備 (1) 支配株主による権限濫用を防止するための施策の整備 (2) 議決権行使を容易にするための環境整備の拡充	- 上場会社は、支配株主と重要な取引等を行う場合は、支配株主と利害関係のない者による、当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行うものとします。 - 上場会社は、支配株主と重要な取引等を行う場合は、必要かつ十分な適時開示を行うものとします。 - 上場会社は、「議決権行使を容易にするための環境整備」として、実質的な株主による指図権の行使を容易にするための環境整備を行うよう努めるものとします。	- 重要な取引等とは、事業の譲渡や株式交換など上場会社が適時開示を行う必要がある事項とします。 - 例えば上場会社と兄弟会社との重要な取引など、実質的に同様の行為についても対象とします。 「少数株主」とは、支配株主以外の株主を指します。 - 入手した意見の内容のほか、対価の公正性担保措置及び利益相反回避措置に関する事項等について、適時開示の内容に含めるものとします。 例えば議決権電子行使プラットフォームへの加入など機関投資家の指図権の行使を容易にするための環境整備を促すことが重要であるとの上場制度整備懇談会からの指摘を踏

項 目	内 容	備 考
		まえたものです。
4. その他 (1) 適時開示に係る軽微基準の連結ベースへの見直し	・ 上場会社が連結財務諸表提出会社である場合の適時開示に係る軽微基準については、連結財務諸表における数値（連結売上高等）を用いることとします。 ・ インサイダー取引規制上の重要事実に該当する会社情報については、適時開示が必要であることを明確化します。	従来、単体ベースで定められていた適時開示に係る軽微基準について、投資評価や企業経営が連結ベースで行われている市場実態等を踏まえ、連結ベースに改める趣旨です。
(2) 適時開示に係る宣誓書制度の見直し	・ 上場会社に提出を求めてきた「適時開示に係る宣誓書」については、当取引所の定める諸規則の遵守を確認する書類（確認書）に改めることとし、提出時期を新規上場時及び代表者の異動時に限ることとします。	企業行動規範など上場会社に遵守を求める規定が適時開示以外にも増加してきたことを踏まえ、内容を整理する趣旨です。 ・ 確認書は、公衆縦覧に供さないものとします。 ・ R E I TやE T F等に関する適時開示に係る宣誓書も同様の取扱いとします。 ・ 従来、宣誓書に添付していた適時開示体制概要書の内容については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において記載することとします。
(3) その他	・ その他所要の改正を行うものとします。	

実施時期（予定）

- ・ 平成22年6月末を目途に実施します。
- ・ 四半期決算に係る改正は平成22年6月30日以後最初に終了する四半期決算に係る適時開示から、通期決算に係る改正は平成23年3月1日以後最初に終了する通期決算に係る適時開示から適用するものとします。
- ・ 任意適用会社のI F R Sによって作成した連結財務諸表による新規上場申請は、平成22年3月期を直前事業年度とするものから認めることとします。

以 上

別紙 四半期決算に係る適時開示の見直し（参考資料）

四半期決算短信	サマリー情報	【上場規則上最低限の要件として明確化する事項】 サマリー情報 （経営成績・財政状態の概況、配当・業績予想の状況）
	添付資料	【全上場会社一律に添付を要請する事項】 ・ 四半期連結貸借対照表（要約で可） ・ 四半期連結損益計算書（四半期累計期間）（要約で可） ・ 継続企業の前提に関する注記（該当がある場合のみ） ・ 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記（該当がある場合のみ）
四半期決算 短信以外		【投資者ニーズに応じた開示例として掲げる事項】 ・ 連結経営成績、連結財政状態、業績予想の状況に関する定性的情報 （累計期間・会計期間問わず、投資者の投資判断に有用な説明） ・ 四半期連結損益計算書（四半期会計期間） ・ 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 ・ セグメント情報 ・ 個別情報が重要な場合における個別情報 等 【投資者ニーズに応じた対応例として掲げる事項】 ・ 決算説明会の開催など投資者への的確な説明機会を設けること ・ 英文による説明の充実 等
		上場会社自らの責任で開示の有無を判断し、四半期決算短信の添付資料として開示するものとします。当取引所は、上場会社に対し、投資者ニーズに応じた対応を積極的に行うことを要請するものとします。

東 証 上 場 第 1 3 4 号
平成 2 2 年 3 月 1 5 日

情報取扱責任者 各位

株式会社東京証券取引所
上 場 部 長 松 崎 裕 之

「独立役員届出書」の公衆縦覧等の開始について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、上場会社の皆さまに対して、本年3月31日までに同日時点の各上場会社の独立役員の確保の状況を記載した独立役員届出書のご提出を求めています。この度、ご提出いただいた独立役員届出書を公開する準備が整い、ウェブサイトへの掲載を開始いたしましたので、ご通知申し上げます。

具体的には、ご提出いただいた独立役員届出書の内容を、当取引所にて集計を行い、当取引所のウェブサイトに一覧表の形式で掲載しております。詳細については、下記のハイパーリンクより独立役員届出書一覧掲載ページをご参照ください。

また、上場会社の皆様よりお寄せいただきました今般の規則改正等に関する質問事項及びその回答につきまして、別紙のとおり取りまとめましたので、あわせてご参照ください。

敬 具

記

独立役員届出書一覧の掲載ページURL：<http://www.tse.or.jp/listing/yakuin/index.html>

独立役員届出書一覧（一斉届出分）は、1週間に1回程度、更新を行います。

Target でご提出いただきました独立役員届出書につきまして、集計作業の関係から一旦全てのステータスを「受理」として処理させていただき、その後、内容の確認作業に入ります。そのため、記載内容によっては再度、ご提出をお願いするケースもありますので、ご留意いただければと思います。

提出された独立役員届出書は、当取引所により確認を行いますので、ご提出いただいてから、一覧表として掲載されるまでに、時間を要する場合があります。

【別紙資料】独立役員制度等に関するよくある質問と回答（3月15日追加版）

以 上

【お問合せ先】

株式会社東京証券取引所 上場部上場会社担当
：03 - 3666 - 0141（代表）

独立役員制度等に関するよくある質問と回答(3月15日追加版)

平成22年3月15日
株式会社東京証券取引所

Q1. 現在就任している社外取締役又は社外監査役のうちに、事前相談要件に該当する者しか存在しない場合には、どのように対応すべきか。

A. 本年3月末の届出時点で、客観的かつ合理的な理由に基づいて「一般株主との利益相反が生ずるおそれがない」と認められうる社外取締役又は社外監査役が存在しない場合には、「独立役員届出書」中の「独立役員が確保されていない」旨をチェックした上で、「独立役員の指定理由等」の欄に、独立役員の確保に向けた今後の対応方針等について、簡潔にご記載ください。

今後の対応方針等においては、例えば、2011年3月1日以降に終了する事業年度に係る定時株主総会までの期間を視野に、新たな社外取締役又は社外監査役の選任や定款上の監査役の員数の増加(必要な場合)等に関する見込みなどを記載することが考えられます。また、本年3月末の届出時点では具体的な今後の対応方針等が未定である場合には、その旨を記載いただくとともに、対応方針の確定後速やかに、「独立役員届出書」の再提出をお願いいたします。

なお、一般論として、本年3月末の届出の対象となる現任の社外取締役又は社外監査役については、「独立役員」の具体的な定義が明らかとなっていなかった段階で選任手続きが行われたことを踏まえれば、現在、上場会社において独立役員に該当する者が存在しないとしても、それ自体が上場規程上問題となることはありません(2011年3月1日以降に終了する事業年度に係る定時株主総会の終了までの間、独立役員の確保義務に係る実効性確保手段の適用対象から除外する旨を明らかにしているのも、そうした趣旨によるものです。)

Q2. 事前相談はどのように行えばよいか。

A. 原則として、独立役員届出書のドラフトをご作成の上、東証上場部の担当者までご連絡ください。

なお、事前相談要件に該当する場合には、通常、東証としては、「一般株主との利益相反が生ずるおそれがある」明らかな利害関係を有しているものと判断することとなりますのでご承知おきください。

Q3．規則違反の場合に適用される「実効性確保手段」とは、どのようなものがあるのか。

A．独立役員の確保義務等を含む企業行動規範の「遵守すべき事項」(有価証券上場規程第4章第4節第1款)に違反した場合の実効性確保手段としては、有価証券上場規程第501条以下に規定されている公表措置(同508条)、改善報告書(同第502条)、上場契約違約金(同第509条)、特設注意市場銘柄(同第501条)が制度上、想定されています。

Q4．独立役員を1名だけ指定している場合に、その独立役員が急病等のやむを得ない事情で退任し、独立役員が不在となった場合、直ちに実効性確保手段が適用されるのか。

A．実効性確保手段の適用の要否については、独立役員が不在となった事情や、今後の方針等を総合的に勘案し、ケースバイケースの判断を行うことになります。

基本的には、独立役員が不在となった理由が急病等のやむを得ない事情であれば、一時的に独立役員が不在となることをもって直ちに公表措置等を行うという判断にはならないと考えられます。

Q5．独立役員届出書に、「独立役員の属性等」という「a1」から「e2」までのチェック欄があるが、チェックをするかどうかの判断は、独立役員届出書のフォーマット上に記載されている文言だけを見て判断すればよいのか。

A．独立役員届出書に記載しているa1～e2のチェック欄の文言は、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等や上場管理等に関するガイドライン 5(3)の2の文言を省略して記載しているものであり、正確な記載ではありません。

チェックを付すかどうかの判断にあたっては、独立役員届出書上の文言だけを見るのではなく、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等の文言を確認し、それらの要件への該当性を確認する必要があります。

Q 6 . 独立役員として指定する者の出身元がメインバンクであれば、借入れ等の取引関係が少ない場合でも、必ず「主要な取引先」として扱い、独立役員届出書のチェック欄の「b 2」にチェックをしなければならないのか。

A . 有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号b等に定める「主要な取引先」に該当するかどうかについては、会社法施行規則第2条第3項第19号口に掲げる「当該株式会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)」に準じて上場会社が判断するものとしており、「主要な取引先」に該当する典型的なケースとしては、メインバンクなどが考えられる旨をご案内しているところですが、メインバンクに該当する銀行であれば必ず「主要な取引先」に該当するというわけではありません。メインバンクであっても、借入れ等の取引自体が僅少である場合など、「主要な取引先」に該当しないケースはあり得るものと考えられます。

上場会社が、社内の基準に基づいて、当該金融機関が「主要な取引先」には当たらないと判断した場合には、独立役員届出書のチェック欄の「b 2」へのチェックも不要であるということになります。ただし、役員選任議案に係る株主総会参考書類等の記載事項と取扱いの齟齬の無いように(例えば、株主総会参考書類では「主要な取引先」として取り扱われているにもかかわらず、独立役員届出書では「主要な取引先」とされていないということの無いように)、留意が必要です。

Q 7 . 独立役員として指定する者が顧問弁護士であれば、特別に高額な顧問料を支払っているわけではない場合でも、必ず「多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家」として扱い、独立役員届出書のチェック欄の「c」にチェックをしなければならないのか。

A . 有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号c等に定める「当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家」に該当するかどうかについては、会社法施行規則第74条第4項第6号口又は同第76条第4項第6号口の「多額の金銭その他の財産(これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。)」に準じて上場会社が判断する旨をご案内しているところですが、顧問弁護士であれば必ず「多額の金銭その他の財産を得ている」者に該当するというわけではありません。

上場会社が、社内の基準に基づいて、当該顧問弁護士へ支払っている顧問料が「多額」には当たらないと判断した場合には、独立役員届出書のチェック欄の「c」へのチェックも不要であるということになります。ただし、Q 6と同様、株主総会参考書類等の記載事項と取扱いの齟齬の無いように、留意が必要です。

Q 8 .過去に親会社の業務執行者であった者を独立役員として指定しようと考えている。その場合の独立役員届出書の「独立役員の指定理由等」欄の記載は、以下のようなものでよい。

「●●氏は、当社の親会社である 株式会社の業務執行者であったが、現在は既に親会社を退職し○年が経過しており、専門的知識と豊富な経験に基づいて大所高所からの適切な助言をしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと考えられるため、独立役員として指定します。」

A .このような記載では、過去に親会社の業務執行者であったという関係があることを踏まえてもなお独立役員として指定する理由の記載としては不十分であると考えられます。

当該者が一般株主と利益相反の生ずるおそれのない者であるということ、すなわち、出身元の親会社から著しい影響を受けるおそれがないということを客観的に説明できる根拠を記載する必要があります。仮に、客観的な根拠から独立性があることの説明をすることができない場合には、当該者を独立役員として指定すること自体に無理があると言わざるを得ません。

「専門的知識」「豊富な経験」といった当該者の資質に関する説明や、「大所高所からの適切な助言をしており」といった当該者の行動に関する説明では、当該者を社外役員として選任している理由にはなりません。当該者の外観上の独立性が確保されていることの説明にはならないと考えられます。

また、親会社を退職後も、同じグループの会社に在籍しており、親会社のコントロールの下にあり続けるというケースも考えられるため、退職後一定の年数が経過しているという事実だけでは、出身元である親会社の影響を受けない人物であることの説明としては不十分であると考えられます。

Q9.「主要な取引先」に該当する金融機関の出身者を独立役員として指定しようと考えている。その場合の独立役員届出書の「独立役員の指定理由等」欄の記載は、以下のようなものでよい。

「●●氏は、当社の主要な取引先である。□銀行の業務執行者であったが、現在は同行を退職し、年が経過しており、金融機関における豊富な経験を活かして当社の監査に携わっており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと考えられるため、独立役員として指定します。」

A.このような記載では、過去に主要な取引先である金融機関の業務執行者であったという関係があることを踏まえてもなお独立役員として指定する理由の記載としては不十分であると考えられます。

当該者が一般株主と利益相反の生ずるおそれのない者であるということ、すなわち、当該者が出身元の主要な取引先から影響を受けるおそれがないということや、主要な取引先と上場会社との関係（取引依存度等）から、影響を受けるおそれがないということを客観的に説明できる根拠を記載する必要があります。仮に、客観的な根拠から独立性があることの説明をすることができない場合には、当該者を独立役員として指定すること自体に無理があると言わざるを得ません。

「金融機関における豊富な経験を活かして」といった当該者の資質や行動に関する説明では、当該者を社外役員として選任している理由にはなりません。当該者の外観上の独立性が確保されていることの説明にはならないと考えられます。

また、主要な取引先である金融機関を退職後も、出身元である金融機関の影響を受け続けていることはあり得るため、一定の年数が経過しているという事実だけでは、影響を受けない人物であることの説明としては不十分であると考えられます。

Q10.独立役員届出書の「独立役員の指定理由等」は、開示加重要件に該当していない場合についても記載が必要となるか。

A.必要となります。上場会社が、独立役員として指定しようとする者については、「一般株主との利益相反が生ずるおそれがない」ことについて、上場会社として判断した根拠を記載してください（一般論として言えば、「一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していない」ことを事実に基づいてご説明いただくことが考えられます。）。この点を明確にするため、平成22年2月26日付東証上場第214号において、独立役員届出書のフォーマットの一部を改訂（「独立役員の指定理由等」欄に「この独立役員届出書によって届け出る社外取締役又は社外監査役を独立役員として指定する理由を記入してください。指定理由の記入に際しては、以下の点にご留意ください。」という文言を追加。）いたしました。

Q11. 「独立役員届出書」の様式中の「独立役員の指定理由等」の記載欄が不足する場合には、どのように対応すべきか。

A. 「独立役員の指定理由等」の欄については、Excel ファイル上、入力欄の大きさを変えられない仕様となっているため、入力したすべての文字が表示されないことがありますが、東証においては入力されたデータとしての確認、集計を行うため、すべての文字が表示されていなくても、問題はありません。

Q12. 「独立役員届出書」の末尾において同意の有無の記載欄があるが、同意は書面によって行わなければならないのか。

A. 特に形式の定めはなく、書面によることを必須とはしていませんので、適宜、各社においてご判断ください。

Q13. コーポレート・ガバナンスに関する報告書に、「独立役員の確保の状況」の記載を行うにあたって、社外監査役を独立役員として指定する場合には、記載要領のどこを見ればよいのか。

A. 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領 p 8 の「社外監査役の選任状況」において、「1.(2) 社外取締役の選任状況」における記載要領を準用することとします。この場合、「社外取締役」を「社外監査役」と読み替えてください。」とご案内しております。これは、具体的には、記載要領 p 3 から始まる「社外取締役の選任状況」の記載要領（そのすぐ下の「(a) 社外取締役を選任している場合」から、p 7 まで続いています。）について、「社外取締役」を「社外監査役」と読み替えていただくことを想定しているものです。

Q14. 「一斉届出」として提出し、独立役員届出書一覧として東証のウェブサイトにも既に掲載されている独立役員届出書に誤りが見つかった場合は、どのようにして訂正すればよいのか。

A. 独立役員届出書の提出区分を「訂正・属性等の変更」として、再度、独立役員届出書の提出を行ってください。

Q15．独立役員制度に関する東証からの各種通知文書は、どこで入手できるか。

A．東証では、規則改正等に関する上場会社への連絡は、原則として Target を通じて行っています。今回の規則改正に関しても、既に Target を通じて情報取扱責任者宛の通知を複数回行っており、これらは Target の「提供書類」から閲覧・ダウンロードすることができます。

具体的には、Target にログインし、「提供書類」の中から「本日の提供書類」を選択し、日付を指定することで、指定した日付に通知された文書を見ることができます。

今までに行った独立役員の届出実務に関する主な通知とその内容は以下のとおりです。なお、2月24日以降に開催している「上場制度整備等に関する説明会」において配布した資料（配布した資料の電子ファイルを、2月26日付で Target に掲載しています）の中にもこれらの通知文は参考として収録されています。

- 「上場制度整備の実行計画2009（速やかに実施する事項）」に基づく業務規程等の一部改正について（東証上場第62号、平成21年12月22日付）
規則改正の通知です。改正規則の本文（新旧対照表）をご案内しています。
- 「上場制度整備の実行計画2009（速やかに実施する事項）」に基づく上場制度の整備等に伴う実務上の取扱い等について（東証上場第65号、平成21年12月29日付）
規則改正に基づく実務上の取扱いの通知です。本通知の別添1で、独立役員についての基本的な考え方や取扱いをご説明し、別添2で、コーポレート・ガバナンス報告書の記載要領をご案内しています。
- 「独立役員届出書」のフォーマットのご提供について（東証上場第133号、平成22年1月29日付）
独立役員届出書に関する通知です。本通知の別紙2で、独立役員届出書の記載要領を、別紙3で、独立役員制度等に関するFAQをご案内しています。

Target のログイン及び操作方法に関するお問合せ：電 話：0570-050-999

以 上

「上場制度整備の実行計画 2009（具体策の実施に向け検討を進める事項）」に関する審議のとりまとめ

平成 22 年 3 月 31 日
 株式会社東京証券取引所
 上場制度整備懇談会

上場制度整備懇談会（以下「当懇談会」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）が、平成 18 年から継続的に実施している上場制度の総合的な整備において、多様な利害関係者の意見を反映した透明性の高い議論及び検討を踏まえてこれを実施することを目的として、平成 18 年 9 月に設置された。

平成 21 年度は、東証が平成 21 年 9 月に策定した「上場制度整備の実行計画 2009」において「具体策の実施に向け検討を進める事項」として掲げた事項を中心に、平成 21 年 9 月以降、当懇談会において計 6 回に亘り審議を行った。

当懇談会における審議の内容及び結論は下表のとおりである。

東証においては、当懇談会における審議の内容を踏まえ、具体的な制度整備に取り組むことが望まれる。

・上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上に向けた環境整備

項 目	具体策の実施に向け検討を進める事項（審議項目）	当懇談会における審議の内容及び結論
取締役会のあり方	株主・投資者等からの信認を一層確保していく観点から、ガバナンス体制の内容とその体制を選択する理由に関する開示の充実に向けて、優良開示例集の提示などについて検討する。	東証による有価証券上場規程等の改正に基づいて、コーポレート・ガバナンス報告書の再提出が、上場会社各社により本年 3 月 31 日を目途に実施されることを踏まえ、その記載実態を踏まえた開示例集の提示その他の追加的施策の実施について、東証として引き続き検討していくことが適当である。

項 目	具体策の実施に向け検討を進める事項（審議項目）	当懇談会における審議の内容及び結論
	○ 最近の動向を踏まえ、上場会社コーポレート・ガバナンス原則の改定や規則上の位置づけの明確化、コーポレート・ガバナンス報告書の記載項目の見直しについて検討する。	【上場会社コーポレート・ガバナンス原則の改定】 ■ 上場会社コーポレート・ガバナンス原則については、その制定時における位置付けを踏襲し、コーポレート・ガバナンスに関する上場会社と株主・投資者との間の認識の共通基盤（共通理念）であって、特定の施策の推奨を行わないものと位置付けることが適当である。したがって、今後においても、東証として具体的な施策の実施を上場会社に対して要求・推奨する場合には、企業行動規範において規定していくことが適当である。 ■ 2004年のOECD原則の改定や、金融危機後の議論を踏まえた上場会社コーポレート・ガバナンス原則の見直しについては、今後の動静などを適切にキャッチアップしつつ、必要に応じて検討していくことが適当である。 【コーポレート・ガバナンス報告書の記載項目の見直し】 ■ 利用者の利便性（見易さ及びデータの継続性の確保など）、作成者の負担及び他の金融商品取引所との調整についても考慮しつつ、東証として、様式及びシステムの追加開発を含めて、2011年以降の実施を目途に検討を進めることが適当である。

項 目	具体策の実施に向け検討を進める事項（審議項目）	当懇談会における審議の内容及び結論
社外取締役、監査役 の独立性の確保 独立役員の選任	○ 上場会社の経営陣と一般株主との間に利益相反が生じる局面においては、その状況により、独立役員に期待される役割に差異や軽重があると考えられるため、各々の局面において独立役員として期待される役割の提示に向けた検討を行う。	■ 東証では、すべての上場会社が備えるべきコーポレート・ガバナンスの枠組みとして、一般株主の利益保護を目的に独立役員の確保を求めることとしたところであるが、当該制度が形式主義に陥り、制度の趣旨に反するような運用が行われることとなれば、個々の上場会社に対する株主・投資者の信頼が失われるだけでなく、我が国の証券市場全体に対する国内外からの信頼感が損なわれ、ひいては我が国経済の国際的な競争力の低下要因となることも懸念される。 ■ したがって、東証としては、上場会社各社に対して、独立役員制度の導入趣旨を踏まえた適切な対応をねばり強く求めていくことが適当であり、その前提として、当該制度の趣旨や独立役員に期待される役割について、上場会社各社の独立役員のみならず、すべての上場会社関係者に対して、広くその適切な理解を得るための努力を払う必要がある。 ■ 当懇談会としては、独立役員制度の理解と、制度の定着を図るための取組みを促進していく観点から、別紙１（「独立役員に期待される役割」）のとおり、その意義と独立役員に期待される役割をとりまとめることとした。

項 目	具体策の実施に向け検討を進める事項（審議項目）	当懇談会における審議の内容及び結論
上場会社等による株主総会議案の議決結果の公表	○ 株主総会の各議案の議決結果の公表に関するルール化に向け、法令改正の動向を踏まえながら検討を行う。	■ 臨時報告書における法定開示の実施により、当懇談会の２００９年４月における提言内容（株主が議決結果に容易にアクセスできる仕組みの構築）の実現が図られたと評価されることに加え、投資判断情報としての重要性や上場会社の開示負担を考慮すると、一律に当該内容の適時開示を義務付けることは適当でないと考えられる。 ■ なお、２０１１年以降の実施を目途にコーポレート・ガバナンス報告書の様式等の見直しを行う際に、株主・投資者における情報利用の利便性の向上と、上場会社における開示負担の軽減の双方に配慮しつつ、必要に応じて、記載内容への反映を行うことが適当である。
議決権電子行使プラットフォームの利用促進	○ 議決権電子行使プラットフォームの利用促進に向けた方策について、一定の上場会社に対する利用義務化の検討などを含め検討を行う。	■ 機関投資家との対話の促進を通じて上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上を促す観点から、議決権電子行使プラットフォームは、機関投資家における十分な議案検討期間を確保するなどの議決権行使環境の整備に有効であり、東証及び議決権電子行使プラットフォームの運営主体である株式会社ＩＣＪとしては、引き続き、その利用促進に努めていくことが適当である。 ■ 現状のところ、東証の企業行動規範（望まれる事項）中の「議決権行使を容易にするための環境整備」においては、実質株主の議決権行使環境の向上の観点は必ずしも明確に示されていないため、所要の対応を行うことが適当である。

項 目	具体策の実施に向け検討を進める事項（審議項目）	当懇談会における審議の内容及び結論
最近の動向を踏まえ、 た子会社上場への対応	○ 最近の子会社上場を取り巻く状況を踏まえ、あらためて子会社上場のあり方について検討する。	【子会社上場のあり方】 ■ 子会社上場については、2007年の当懇談会における検討及びその後の東証における取組みの実施後、新たに大きな問題事例が生じている状況にはないことも踏まえれば、当面、東証として、現在の取組みを着実に実行していくことが適当である。 ■ また、構造的な利益相反という問題は、子会社上場に限らず、支配株主が存在する会社全般に存在する問題であり、上場子会社について下記「親会社による権限濫用の防止ルールの整備」に掲げた事項への対応を行うとともに、引き続き整合的な上場制度の整備を行うことが適当である。 ■ 以上から、東証として、引き続き本件について十分な問題点の把握等を行い、適切に対応していくことを前提として、現時点では、2007年における当懇談会の整理の方向性を変更する喫緊の必要は生じていないものと考えられる。

項 目	具体策の実施に向け検討を進める事項（審議項目）	当懇談会における審議の内容及び結論
	○ 上記の検討を踏まえて、子会社の上場に当たって、親会社や兄弟会社などの出身でない、少数株主の利益を十分に配慮することのできる社外取締役及び監査役の選任を求めるなど、利益相反関係が適切に管理され、親会社による権限濫用が適切に防止されるような実効性あるルールの整備について検討する。	【親会社による権限濫用の防止ルールの整備】 ■ 現在、一般株主の利益保護の必要性が特に高い場面として、第三者割当等に関して、企業行動規範において遵守事項を個別に規定しているところであるが、これに少数株主の締出し（非公開化）を目的とする株式交換等及び支配株主との重要な取引を追加することとし、当該取引の際の少数株主保護のための施策の整備を検討することが適当である。 ■ 法制審議会における議論の状況、独立役員制度など最近整備した制度の運用状況、支配株主を有する会社に関する各種事例の状況等を見ながら、今後も必要に応じて適宜検討を実施することが適当である。

項 目	具体策の実施に向け検討を進める事項（審議項目）	当懇談会における審議の内容及び結論
株式の持合いへの対応	相互に又は多角的に明示・黙示の合意のもとで、株式を持ち合っているような一定の持合い状況の開示の制度化に向け、法令改正の動向を踏まえながら検討を行う。	■ 上場会社の株式保有の状況に係る開示については、資本や議決権の空洞化などを通じて株主によるガバナンス機能が形骸化するとの問題と、上場会社の経営が株式の市況変動により強く影響されるリスクの双方の視点が論じられているところである。 ■ 法令改正により、上場会社に対しては、有価証券報告書等の「コーポレート・ガバナンスの状況」欄において投資株式に関する事項の開示が求められることとなるが、決算情報に関する適時開示において同様の内容の開示を求める必要があるかについては、東証として、投資判断情報としての重要性和開示の迅速性とのトレードオフを考慮することが適当である。 ■ なお、株主総会議案の議決結果に関する開示と同様に、2011年以降の実施を目途にコーポレート・ガバナンス報告書の様式等の見直しを行う際には、株主・投資者における情報利用の利便性の向上と、上場会社における開示負担の軽減の双方に配慮しつつ、必要に応じて、記載内容への反映を行うことが適当である。

・環境変化を踏まえた適時開示に係る制度及び実務の整備

項 目	具体策の実施に向け検討を進める事項（審議項目）	当懇談会における審議の内容及び結論
開示制度の充実・変更や近年の投資者ニーズの変化を踏まえたより効率的で効果的なディスクロージャーの推進	○ 四半期報告制度の導入後の状況を踏まえ、四半期決算情報の適時開示について、迅速な開示を実現可能とする観点から、効率的で効果的な実務に配慮した見直しを検討する。	■ 当懇談会の下に、新たにディスクロージャー部会（座長：黒沼悦郎 早稲田大学大学院法務研究科教授）を設け、当該部会における学識経験者、作成者及び利用者の立場にある有識者による検討の結果が、別紙２「上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会報告 ― 四半期決算に係る適時開示、国際会計基準（ＩＦＲＳ）の任意適用を踏まえた上場諸制度のあり方について ―」のとおり、とりまとめられた。 ■ 当懇談会としては、上記の報告内容を当懇談会における検討結果として採用することとし、今後、東証においては、当該報告に基づく適切な制度整備を行うことを期待する。
ＩＦＲＳの導入に向けた対応	○ ２０１０年３月期決算よりＩＦＲＳの任意適用が内外の上場会社に認められることを踏まえ、既存の上場制度（例えば、会社情報の開示判断に利用する利益基準）及び決算短信等の開示様式について、ＩＦＲＳ適用会社についても対応が可能となるよう所要の対応を検討する。 ○ 内外の上場会社に対してＩＦＲＳの任意適用が認められることに伴い、新規上場審査においてもＩＦＲＳの任意適用が可能となるよう、任意適用を認める範囲及び上場審査基準等について所要の対応を検討する。	

以 上

独立役員に期待される役割

平成 22 年 3 月 31 日

株式会社東京証券取引所

上場制度整備懇談会

株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）では、平成２１年１２月に有価証券上場規程等の一部改正を実施し、すべての上場会社が備えるべきコーポレート・ガバナンスの枠組みとして、独立役員の確保を求めることとした（有価証券上場規程第４３６条の２第１項）。

上場制度整備懇談会では、この独立役員制度について、その理解を促進し、制度の定着を図る観点から、次頁以下のとおり、その意義と独立役員に期待される役割をとりまとめた。

この制度は、一般株主の利益保護という制度の趣旨を踏まえた運用がなされることが重要である。この制度が形式主義に陥り、制度の趣旨に反するような運用が行われることとなれば（例えば、独立役員として届け出られた者が、一般株主の期待に反する行動をとるなど）、個々の上場会社に対する株主・投資者の信頼が失われるだけでなく、我が国の証券市場全体に対する国内外からの信頼感が損なわれ、ひいては我が国経済の国際的な競争力の低下要因となることも懸念される。

したがって、東証としては、上場会社各社に対して、独立役員制度の導入趣旨を踏まえた適切な対応をねばり強く求めていくことが適当であり、その前提として、当該制度の意義や独立役員に期待される役割について、上場会社各社の独立役員のみならず、すべての上場会社関係者に対して、広くその適切な理解を得るための努力を払うことが必要である。

独立役員制度の意義

東証の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」は、上場会社にとってコーポレート・ガバナンスが有効に機能することは、継続的に企業価値を高めていくための極めて基本的な要請である、と謳っている。

一般に会社には多様な利害関係者（株主・経営者・従業員・取引先・債権者など）が存在しているが、上場会社に特有で、かつ共通しているのは、一般株主の存在である。

上場会社には、株式の流通市場を通じた売買によって変動しうる株主が多数存在しており、その多くは個々の株主としては持分割合が少ないために単独では会社の経営に対する有意な影響力を持ち得ない株主である。このような株主を一般株主と呼ぶ。この一般株主が存在することで、上場会社は円滑な資金調達機会を得るなど、様々なメリットを享受しているが、これらの一般株主は、上場会社の経営に対する影響力が弱く株式の流動性も高いために、上場会社の経営において、その利益に対する配慮がともすると失われがちである。

しかしながら、一般株主は上場会社にとって不可欠の存在であり、その利益は、株主共同の利益とも言い換えることができ、上場会社の利益と一致するのが通常であって、一般株主の利益に配慮して会社の経営が行われることは、上場会社がその事業目的の遂行と企業価値の持続的な向上を目指すうえで極めて重要である。

また、一般株主の利益が適切に保護されることは、証券市場を通じた資金調達機能等が適切に発揮されるための条件であり、株式の上場制度の根幹をなすものであると言える。上場会社と我が国経済の発展にとっても、一般株主の利益が適切に守られる環境を整備することは重要である。

上場会社を取り巻く利害関係者の多くは、上場会社の企業価値の向上によって恩恵を受けることになるが、個々の利害関係者の利害は、常に一致するわけではなく、通常、その利害調整は、日常の経営の中で行われている。しかし、時として、日常の経営の中での利害調整に委ねることが不適当な利害対立が生ずる場面も想定される。

特に、上場会社の経営者と一般株主との間の利害の相違が顕在化する局面では、ともすると一般株主の利益を軽視した決定がなされるおそれがある。こうした局面では、一般株主の利益に配慮した公平で公正な決定がなされる仕組みが上場会社のなかに設けられることが、強く求められる。

この点について、例えば、MBOに関しては、経済産業省の「企業価値の向上及び公正な手続確保のための経営者による企業買収（MBO）に関する指針」（平成19年9月4日）において、意思決定プロセスにおける恣意性の排除のための工夫として、独立した立場の者にMBOの是非及び条件の諮問を行い、その結果なされた判断を尊重することが提言されている。

また、買収防衛策に関しては、経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年5月27日）において、内部取締役の保身行動を厳しく監視できる実態を備え

た独立性の高い社外取締役や社外監査役の判断を重視するよう設計しておけば、株主や投資者に対し、取締役会の判断の公正さに対する信頼を生じさせる効果があるとされている。

さらに、第三者割当増資に関しては、東証の上場ルールにおいて、第三者割当のうち、25%以上の希薄化を伴う場合や、支配株主が異動する見込みがある場合について、経営者から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は第三者割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認のいずれかの手続を行うことが求められている。

これらの指針やルールに共通しているのは、上場会社の利害関係者の間で明確な利害の対立が生じうる場面においては、意思決定プロセスの中に独立した立場の者の客観的な判断を取り込むことが、一般株主の利益に配慮した公平で公正な決定のために有効かつ必要であるという考え方である。

このことは上記のような経営者と一般株主との間で利害の対立が顕在化する局面だけの問題ではない。日常の経営判断の積重ねが結果的に一般株主の利益を損ねる場合がありうることを踏まえれば、平素から、上場会社の意思決定プロセスに独立した立場の者が関与していることが、一般株主の利益に配慮した公平で公正な決定のために、やはり有効かつ必要である。

この場合、上場会社の重要な業務執行に係る決定は取締役及び監査役の出席する取締役会で行われるため、その取締役会に参画している取締役又は監査役の中に独立した立場の者の存在が確保されることが、重要である。

上場会社のコーポレート・ガバナンスについては、最終的には個々の上場会社において実効性のある最適な枠組みが、上場会社とその株主との間の継続的な対話と合意形成を通じて確立されることが求められる。その一方で、上場会社の株式は証券市場において不特定多数の投資者による投資の対象となる以上、一般株主の利益保護の観点から、すべての上場会社が当然に備えるべきコーポレート・ガバナンスに係る枠組みの整備も同時に求められるというべきであり、かつ、それは客観的に理解されやすい形で提供される必要がある。

独立役員制度は、以上のような意義を有するものである。

独立役員に期待される役割

独立役員には、上場会社の取締役会などにおける業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが期待されている。

一般株主の利益は基本的には上場会社の企業価値の向上により図られるものであり、本来、上場会社のすべての役員が担うべき役割である。このような上場会社において独立役員の設置が求められる理由は、上場会社の一般株主は、会社の経営に対する影響力が弱く株式の流動性も高いために、会社の経営において、その利益に対する配慮がともすると失われがちであるからである。そして、上場会社に対して確保が求められる独立役員は最低1名以上であり、社外取締役か社外監査役のいずれでもよいことを踏まえれば、独立役員には、上場会社の意思決定プロセスにおいて、一般株主の利益に配慮する観点から、発言機会を求め、必要な問題点等の指摘を行い、そうした問題意識が取締役会に出席する他のすべての役員に共有され、そのうえで取締役会などにおける判断が行われるように努めるなど、一般株主の利益保護のために行動することが期待される。

（留意点）

- 独立役員は、上記の期待される役割を果たすにあたり、例えば次のような点を考慮した適切な判断を行うことが望まれる。

- ・ 上場会社の業務執行に係る決定等が、その会社の事業目的の遂行及び企業価値の向上という視点からみて合理的なものであるかどうか。
特に、一般株主の利益に対する配慮が十分に行われているか。
- ・ 業務執行に係る決定等を独立役員として適切に評価するために必要な情報が、あらかじめ十分に提供されているか。
- ・ 業務執行に係る決定等の目的、内容及び企業価値に与える影響が、正確、適切に開示されるよう工夫されているか。

- 独立役員は、会社法の定める社外取締役又は社外監査役の権限を適切に行使して、一般株主の利益保護に努めることが望まれる。

一般株主の利益保護とは、他の利害関係者との利害調整を要する局面において、他の利害関係者の利益を考慮することを排除するものではない。

一般株主の利益保護のために独立役員がとるべき対応は、企業不祥事を未然に防止することや、過度のリスクを伴う行動を牽制することだけではない。業務執行に係る決定等の局面において、企業価値の向

上を実現するために、相応の行動をとることを促すような発言を行うことも含まれうる（なお、独立役員が監査役である場合には、会社法上の権限との関係で、取締役とは異なる面がありうる）。

- 独立役員には、平常から、一般株主の声や期待に対する感度を高く保つように努めることが望まれる。

このことは、個々に株主の意見を直接聞くことまでも意味するものではない。

- 独立役員には、平常から、上場会社の他の役員、業務執行者との間の円滑なコミュニケーションを保つよう配慮することが望まれる。

以上に述べた一般株主の利益保護について、独立役員がその役割を適切に果たすためには、上場会社の他のすべての役員、業務執行者においても、独立役員に期待される役割を十分に理解し、独立役員制度が機能するための体制を整備すること（独立役員への適時適切な情報伝達体制の整備、社内部門との連携、補助する人材の確保など）が不可欠である。

以 上

東証上場第 1 4 4 号
平成 2 2 年 4 月 1 日

情報取扱責任者 各位

株式会社東京証券取引所
上場部長 松崎 裕之

株主総会議案の議決結果の公表について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当取引所では、平成 2 1 年 1 0 月 2 9 日に、すべての上場会社を対象に、株主総会議案の議決結果の賛否の票数を含めた公表について、積極的な実践を求める要請を行っております¹が、今般、平成 2 2 年 3 月 3 1 日に「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等が公布・施行され、株主総会の議決権行使結果について、臨時報告書の提出が義務付けられることとなりました。

これにより、平成 2 2 年 3 月 3 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会及びその後に開催される株主総会からは、臨時報告書において株主総会議案の議決結果の賛否の票数を含めた開示を行うことが上場会社の義務となりますので、当取引所の要請に基づく適時開示は不要といたします。

【参考】企業内容等の開示に関する内閣府令の改正内容

上場会社について、株主総会において決議事項が決議された場合に、議決権行使結果として次の事項を記載した臨時報告書の提出を義務付ける（第 1 9 条第 2 項第 9 号の 2 ）。

株主総会の開催年月日

決議事項の内容

決議事項に対する賛成・反対・棄権に係る議決権数、当該決議事項の可決要件、決議結果

の議決権数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を参入しなかった理由（前日行使分・当日出席の大株主分の集計により可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したものとして議決権の一部を集計しなかった場合等）

（注）個別の役員ごとの選任議案の得票数の開示についても、他の議案と同様に記載する。

¹ 平成 2 1 年 1 0 月 2 9 日東証上場第 5 2 号「株主総会議案の議決結果の公表についてのお願い」参照。

適用 平成 22 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会及び
その後に開催される株主総会について適用する。

(金融庁ホームページ :

<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100331-8/01.pdf> より)

以 上

【お問合せ先】

株式会社東京証券取引所 上場部企画担当

: 03 - 3666 - 0141 (代表)

東証上会第499号
平成22年5月17日

情報取扱責任者各位

株式会社東京証券取引所
上場部長 松崎 裕之

株主総会招集通知の提出方法について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、既に御通知申し上げたとおり、平成21年7月に規則改正を行い、平成22年3月期決算会社の定時株主総会分から、株主総会の招集通知等（株主総会招集通知書及びその添付書類）を当取引所に提出していただくことといたしております。¹

提出方法につきましては、「Target」、「郵送」ではなく、「TDnet オンライン登録サイト」において、「縦覧書類」欄の「株主総会招集通知」からのご登録をお願いいたします。²

なお、提出は発送日まで³をお願いいたします。また、TDnet オンライン登録サイトにご登録いただいた翌日（休日含む）に東証ホームページ上の「東証上場会社情報サービス」の「上場会社情報（基本情報）」において公開されます。

上場会社各位におかれましては、本通知の内容をご確認のうえ、ご対応をお願い申し上げます。

敬 具

【お問合せ先】

株式会社東京証券取引所
上場部 上場会社担当

TEL：03-3666-0141（代表）

¹ 平成21年7月30日付け東証上場第17号「「2008年度上場制度整備について」に基づく上場制度等の整備に伴う会社情報適時開示実務上の取扱い等の見直しについて」参照

² 平成22年2月3日付け東証上会第97号「TDnet システム改修における利便性向上等について」参照

³ 発送日を含みます

東証上場第 1 4 9 号

平成 2 2 年 5 月 2 0 日

各 位

株式会社 東京証券取引所

上場部長 松崎 裕之

独立役員届出書の集計結果について

このたび、株式会社東京証券取引所（以下「当取引所」といいます。）では、上場会社に対して平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの提出を求めた独立役員届出書について、その内容の集計を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 集計対象とした独立役員届出書について

当取引所は、平成 2 1 年 1 2 月 3 0 日に有価証券上場規程等の一部改正を行い、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役をいいます。以下同じ。）を 1 名以上確保しなければならない旨を、企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定いたしました（有価証券上場規程第 4 3 6 条の 2）。当該規定は、各上場会社の平成 2 2 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の翌日から、順次、適用開始されます（有価証券上場規程改正付則第 4 項）¹。

この独立役員の確保に関する規定の適用開始に先立って、当取引所では、現状の把握と対応の促進を目的として、上場会社に対し、平成 2 2 年 3 月 3 1 日までにこの時点における独立役員の確保状況を記載した独立役員届出書を提出することを求めました（有価証券上場規程施行規則改正付則第 1 1 項）。提出された独立役員届出書は、東証 A r r o w s 内のインフォメーション・テラスに備え置くとともに、その内容を一覧表にして当取引所のウェブサイトに掲載²することにより公衆の縦覧に供しています。

本集計は、平成 2 2 年 3 月 3 1 日時点の上場内国会社 2 , 2 9 9 社に、同日以降に新規上場した 4 社を加え、独立役員届出書を提出する前に 4 月中に上場廃止となった 1 社を除いた 2 , 3 0 2 社が、平成 2 2 年 5 月 1 4 日までに提出した独立役員届出書を対象としています。

2. 集計結果

○ 東証上場会社の約 9 割が独立役員を確保済み

集計対象となった 2 , 3 0 2 社³の上場会社の 8 9 . 8 %にあたる 2 , 0 6 7 社が独立役

¹ 例えば、平成 2 2 年 3 月期決算会社の場合は、本年 6 月までに開催される定時株主総会の後から独立役員の確保義務が適用されることとなります。

² 独立役員届出書一覧の URL : <http://www.tse.or.jp/listing/yakuin/index.html>

³ 一度、独立役員を確保していない旨の届出を行った上場会社が、本年 5 月 1 4 日までに既存の社外役員を独立役員として指定する旨の届出を行った場合には、独立役員を確保しているものとして集計しています。また、既に 1 名以上の独立役員について届出を行っている上場会社が、既存の社外役員を 5 月 1 4 日までに追加的に独立役員として指定する旨の届出を行っている場合や、届出済みの独立役員が 5 月 1 4 日までに退任した旨の届出を

員を確保済みとの届出を行っています（図表１）⁴。

延べ３，９４５名の独立役員が届け出られており、独立役員が確保済みである旨の届出を行っている上場会社１社あたり、平均１．９名の独立役員が確保されています。独立役員の人数別の上場会社数の分布は、図表２のとおりです。

○ **独立役員のうち、社外取締役は２４．５％、社外監査役は７５．５％**

届け出られた独立役員のうち、２４．５％にあたる９６６名が社外取締役、７５．５％にあたる２，９７９名が社外監査役となっています。独立役員として社外取締役に１名以上届け出ている上場会社は、全体の２７．８％にあたる５７５社となっています（図表３）。

○ **開示加重要件に該当する独立役員は全体の６．３％**

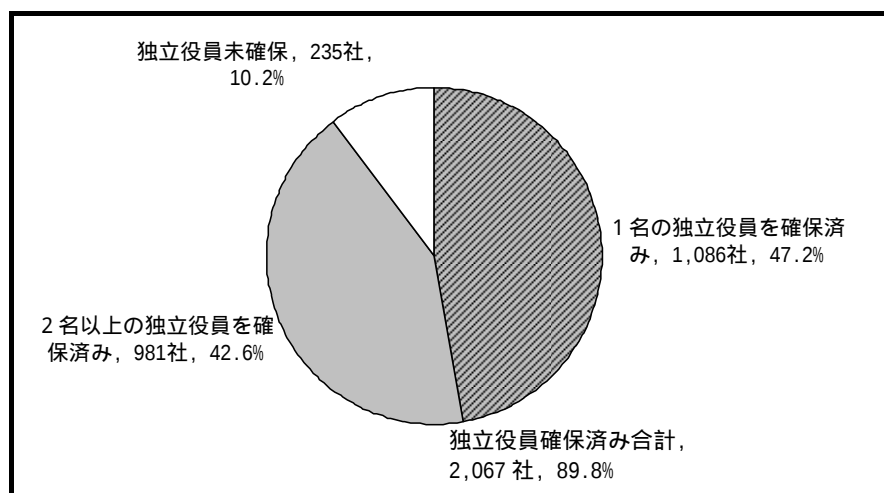
独立役員のうち、有価証券上場規程施行規則第２１１条第６項第５号等に定める要件（以下「開示加重要件」といいます。）⁵に該当していない独立役員は、独立役員全体の９３．７％にあたる３，６９５名となっています。６．３％にあたる２５０名が、開示加重要件のいずれかに該当しており、独立役員届出書において、これらの要件に該当しているという事実を踏まえてもなお独立役員として指定する理由の記載を行っています。なお、開示加重要件に該当している独立役員のうちの１９７名は、過去において上場会社の主要な取引先の業務執行者であった者に該当しています（図表４）。

行っている場合は、当該独立役員の人数変更も集計対象としています。

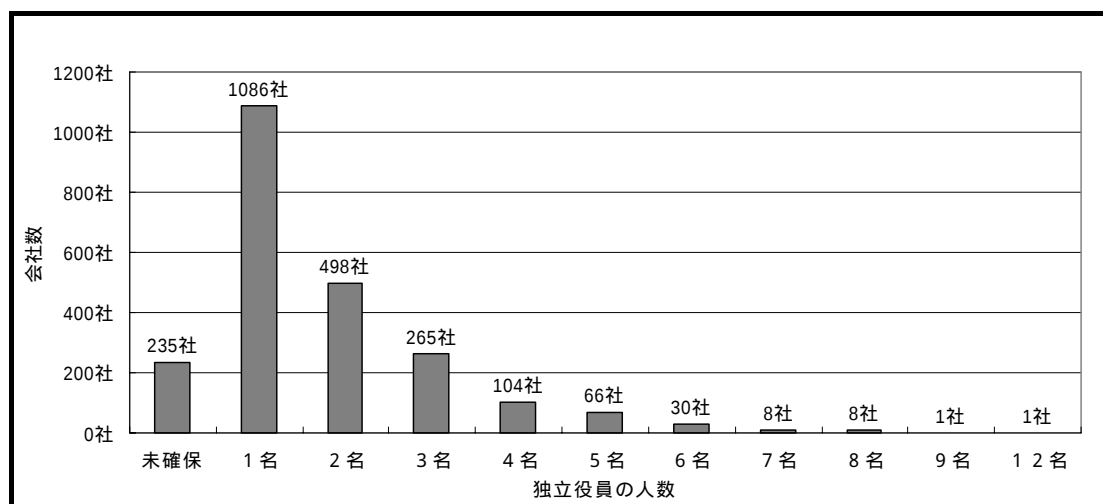
⁴ 独立役員の確保の規定の適用開始前であるため、本集計において独立役員が未確保であっても、有価証券上場規程上の問題はありません。

⁵ 開示加重要件は、一般株主と利益相反の生ずるおそれがあると懸念されうる場合を類型化して規定したものであり、独立役員として指定する者がこれに該当している場合には、その事実を踏まえてもなお一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定する理由を、独立役員届出書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載しなければならないこととしています。

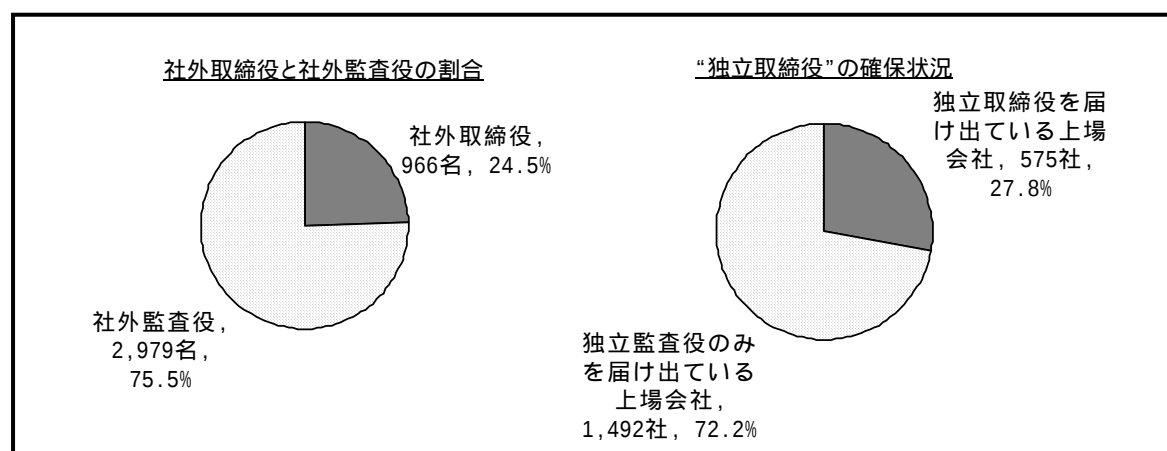
図表 1 . 独立役員の確保状況



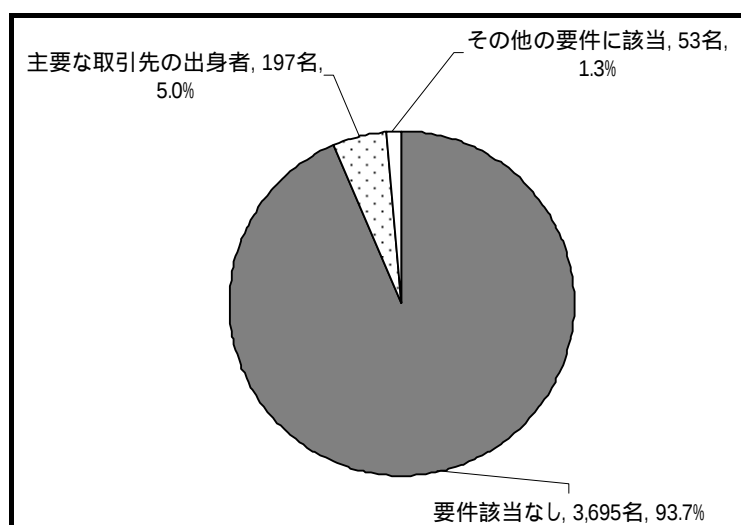
図表 2 . 独立役員の人数別分布



図表 3 . 社外取締役と社外監査役の割合等



図表４．有価証券上場規程施行規則等に定める要件への該当状況



	現在・最近		過去	
	人数	割合	人数	割合
a1：上場会社の親会社の業務執行者	0名	-	0名	-
a2：上場会社の兄弟会社の業務執行者	0名	-	2名	0.1%
b1：上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者	0名	-	7名	0.2%
b2：上場会社の主要な取引先又はその業務執行者	0名	-	197名	5.0%
c：上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家	0名	-	9名	0.2%
d：上場会社の主要株主又はその業務執行者	9名	0.2%	31名	0.8%
e1：上場会社又はその子会社の業務執行者の近親者	0名	-	3名	0.1%
e2：上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（独立役員が社外監査役の場合）の近親者	0名	-	0名	-

表の a1～e2 は、有価証券上場規程施行規則第 2 1 1 条第 6 項第 5 号等に定める要件を簡略化して表記したものです。なお、複数の要件に該当している独立役員が存在するため、表の人数の合計は、要件のいずれかに該当している独立役員の数（250名）とは一致しないことにご留意ください。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社東京証券取引所

上場部 企画担当

03 - 3666 - 0141（代表）